

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 条 例	ページ
○ 北九州市個人情報保護条例の一部を改正する条例【総務局文書館】	12
○ 北九州市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例【総務局人事部人事課】	14
○ 北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例【総務局人事部給与課】	15
○ 北九州市旅費条例の一部を改正する条例【総務局人事部給与課】	53
○ 障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】	54
○ 北九州市公営競技事業の設置等に関する条例【産業経済局公営企業設置準備室】	64
○ 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【建設局公園緑地部公園管理課】	69
○ 北九州市火災予防条例の一部を改正する条例【消防局予防部指導課】	72
○ 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【教育委員会事務局総務部企画調整課】	73
○ 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例【教育委員会事務局教職員部教職員給与課】	75
○ 北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例【教育委員会事務局教職員部教職員給与課】	96
○ 北九州市官民データ活用推進基本条例【市議会事務局政策調査課】	97
○ 北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例【市議会事務局議事課】	100

◇ 規 則

- 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【教育委員会事務局教職員部教職員給与課】 1 0 1
- 北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【総務局人事部給与課】 1 0 2
- 北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則【総務局人事部給与課】 1 0 3
- 単純な労務に雇用される北九州市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則【総務局人事部給与課】 1 0 6
- 障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例施行規則【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】 1 1 2
- 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則【建設局公園緑地部公園管理課】 1 1 4

◇ 告 示

- 徴収事務の委託【建設局公園緑地部公園管理課】 1 1 6
- 育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】 1 1 7
- 育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの指定の辞退の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】 1 1 8
- 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 1 1 9
- 指定地域密着型サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 1 2 0

◇ 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【環境局循環社会推進部施設課】 1 2 1

◇ 区 役 所

- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者の公表【門司区役所市民課】 1 2 5
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【門司区役所市民課】 1 2 6
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者の公表【小倉北区役所市民課】 1 2 9

○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【小倉北区役所市民課】	1 3 0
○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者の公表【小倉南区役所市民課】	1 3 4
○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【小倉南区役所市民課】	1 3 5
○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【若松区役所市民課】	1 4 0
○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者の公表【若松区役所市民課】	1 4 3
○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者の公表【八幡東区役所市民課】	1 4 4
○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【八幡東区役所市民課】	1 4 5
○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者の公表【八幡西区役所市民課】	1 4 7
○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【八幡西区役所市民課】	1 4 8
○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者の公表【戸畑区役所市民課】	1 5 4
○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【戸畑区役所市民課】	1 5 5

◇ 上下水道局

○ 北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】	1 5 8
---	-------

◇ 交 通 局

○ 北九州市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】	1 6 8
--	-------

◇ 病 院 局

○ 北九州市病院局職員給与規程の一部を改正する規程【病院局総務課】	1 7 9
-----------------------------------	-------

◇ 教育委員会

- 北九州市立美術館規則の一部を改正する規則【市民文化スポーツ局美術館普及課】

196

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市個人情報保護条例の一部を改正する条例

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 個人識別符号について定義を設け、個人識別符号が含まれる情報は個人情報に該当することを明確化しました。
- 2 要配慮個人情報について定義を設け、市長等は法令に定めがある場合等を除き要配慮個人情報を取得してはならないことを明確化しました。
この条例は、平成30年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

育児休業を取得した職員が再度育児休業を取得できる特別の事情を追加する等のため、関係規定を改めることにしました。

この条例は、平成30年1月1日から施行することにしました。

◇北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 1 職員の給与を平均0.09パーセント引き上げることになりました。
- 2 初任給調整手当の支給限度額を30万8,300円とすることになりました。
- 3 扶養手当を次のとおり改定することになりました。
 - (1) 配偶者の手当額を7,500円とし、子の手当額を1万円とする。
 - (2) 配偶者がいない場合の扶養親族1人の子の手当額を1万2,000円とする取扱いを廃止する。
 - (3) 扶養親族でない配偶者がある場合の扶養親族1人の子の手当額を8,000円とする取扱いを廃止する。
 - (4) 子以外の扶養手当を、部長級職員は4,000円とし、局長級職員は不支給とする。
 - (5) (1)から(4)までについて所要の経過措置を設ける。

この条例のうち、1及び2については平成29年4月1日から適用し、3については平成30年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市旅費条例の一部を改正する条例

職員が自家用車を使用して旅行した場合の旅費の支給について定めることにしました。

この条例は、平成30年4月1日から施行することにしました。

◇障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例

障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与するため、この条例を制定することにしました。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本理念を定めることにしました。
- 2 市の責務並びに事業者及び市民の役割を定めることにしました。
- 3 障害を理由とする差別の禁止について定めることにしました。
- 4 障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図るため、北九州市障害者差別解消委員会を置くことにしました。
- 5 障害を理由とする差別に関する事案に係る助言又はあっせんの申立てをすることができることとし、当該事案に係る勧告及び公表の制度を設けることにしました。
- 6 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策について定めることにしました。

この条例は、1、2、3及び6については平成29年12月20日から、4及び5については平成30年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市公営競技事業の設置等に関する条例

公営競技事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することとし、その経営の基本、管理者、組織等について定めることにしました。

この条例は、平成30年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 帆柱公園駐車施設の使用料を次のとおり定めることにしました。

大型自動車 中型自動車	1台1回（ 1日以内）	1,000円 以下の範囲内 で規則で定め る額	大型自動車及び中型自動車の区分は、改正前の道路交通法第3条に規定するところによる。
普通自動車	1台1回（ 2時間以内）	100円以下 の範囲内で規則で定める額	1 普通自動車とは、改正前の道路交通法第3条に規定する普通自動車をいう。 2 使用を開始した日の翌日以後に出庫する場合は、同日から起算して1日又はその端数ごとに300円以下の範囲内で規則で定める額を加算する。 3 駐車時間が20分以内のときは、無料とする。
	1台1回（ 2時間を超えて4時間以内）	200円以下 の範囲内で規則で定める額	
	1台1回（ 4時間を超えた場合）	300円以下 の範囲内で規則で定める額	

2 都市公園法の一部改正に伴い、都市公園に公募対象公園施設として遊戯施設等を設ける場合の建蔽率の特例等を定めることにしました。

この条例は、1のうち大型自動車及び中型自動車に係る部分については規則で定める日から、1のうち普通自動車に係る部分については平成29年12月21日から、2については平成29年12月20日から施行することにしました。

◇北九州市火災予防条例の一部を改正する条例

寄宿舍、下宿又は共同住宅における自動火災報知設備の設置基準について、火災予防上必要な変更を行いました。

この条例は、平成30年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 1 門司区の伊川小学校及び小倉北区の北小倉小学校を廃止することにしました。
- 2 若松区の花房小学校安屋分校を廃止することにしました。
この条例は、1については平成31年4月1日から、2については平成32年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 1 教職員の給与を平均0.09パーセント引き上げることにしました。
- 2 扶養手当を次のとおり改定することにしました。
 - (1) 配偶者の手当額を7,500円とし、子の手当額を1万円とする。
 - (2) 配偶者がいない場合の扶養親族1人の子の手当額を1万2,000円とする取扱いを廃止する。
 - (3) 扶養親族でない配偶者がある場合の扶養親族1人の子の手当額を8,000円とする取扱いを廃止する。
 - (4) (1)から(3)までについて所要の経過措置を設ける。
- 3 事務長の新設に伴い必要となる改正を次のとおり行うことにしました。
 - (1) 行政職給料表に職務の級4級を新設する。
 - (2) 行政職給料表級別基準職務表の職務の級4級の基準となる職務に事務長の職務を追加する。

この条例のうち、1については平成29年4月1日から適用し、2及び3については平成30年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 教員特殊業務手当を次のとおり改定することにしました。

区 分	新	旧
修学旅行、林間学校、臨海学校等において生徒等を引率して行う指導業務で泊を伴うものに従事したとき	日額 5, 1 0 0 円	日額 4, 2 5 0 円
対外運動競技等において生徒等を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日等に行うものに従事したとき	日額 5, 1 0 0 円	日額 4, 2 5 0 円
学校の管理下において行われる部活動における生徒等に対する指導業務で週休日等に行うものに従事したとき	日額 3, 6 0 0 円	日額 3, 0 0 0 円

この条例は、平成 3 0 年 1 月 1 日から施行することにしました。

◇北九州市官民データ活用推進基本条例

官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって官民データ活用により得られた情報を根拠として行われる効果的かつ効率的な市政運営、地域経済の活性化及び市内企業の振興並びに市民が安全で安心して暮らせる快適な生活環境の実現に寄与するため、この条例を制定することにしました。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 官民データ活用の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本的な計画を定めることにしました。
- 2 市は、事業者、大学、市民等との協働により積極的に官民データ活用の推進の取組を推進するよう努めることにしました。
- 3 市は、事業者、大学、市民等と連携し、幅広い官民データ活用のあり方について、必要な調査又は研究を行うよう努めることにしました。

この条例は、平成29年12月20日から施行することにしました。

◇北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例

北九州市公営競技事業の設置等に関する条例の制定に伴い、経済港湾委員会の所管に公営競技局の所管に属する事項を加えることにしました。

この条例は、平成30年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則

北九州市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う給料表の遡及改定により、不利益が生じないようにするため、給与の支給等の特例を定めることにしました。

この規則は、平成29年12月22日から施行することにしました。

◇単純な労務に雇用される北九州市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員に適用される給料表を改定することにしました。

この規則は、平成29年4月1日から適用することにしました。

◇障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例施行規則

障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例の施行に関し、必要な事項を定めることにしました。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 北九州市障害者差別解消委員会の会議等その運営について必要な事項を定めることにしました。
- 2 助言及びあっせん並びに勧告及び公表の手續等について定めることにしました。
- 3 表彰について必要な事項は、別に保健福祉局長が定めることにしました。

この規則は、1及び2については平成30年4月1日から、3については平成29年12月20日から施行することにしました。

◇北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 帆柱公園駐車施設の立体駐車場の供用時間について、次のとおり定めることにしました。

(1) 供用時間 午前0時から午後12時まで

(2) 入庫時間 午前5時から午後10時30分まで

- 2 帆柱公園駐車施設の使用料を次のとおり定めることにしました。

普通自動車	1台1回(2時間以内)	100円	使用を開始した日の翌日以後に出庫する場合は、同日から起算して1日又はその端数ごとに300円を加算する。
	1台1回(2時間を超えて4時間以内)	200円	
	1台1回(4時間を超えた場合)	300円	

この規則は、平成29年12月21日から施行することにしました。

北九州市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第33号

北九州市個人情報保護条例の一部を改正する条例

北九州市個人情報保護条例（平成16年北九州市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を「次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第8項を第10項とし、第3項から第7項までを2項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の2項を加える。

3 この条例において「個人識別符号」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

4 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第6条第3項中「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については、」を「法令に定めがある場合又は個人情報を取り扱う事務の性質上必要かつ欠くことのできない場合を除き、要配慮個人情報を」に改め、同項ただし書を削る。

第8条各号列記以外の部分中「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」とい

う。）」を「電磁的記録」に改める。

第14条第1項中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第15条第1項中「第6号」を「第7号」に、「第8号」を「第9号」に改め、同条第2項中「第6号」を「第7号」に改める。

第18条第2号中「含む。）」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第19条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第66条中「第2条第4項第1号」を「第2条第6項第1号」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正後の北九州市個人情報保護条例（以下この項において「新条例」という。）第2条第1項に規定する実施機関が保有している同条第6項に規定する個人情報ファイルであって、新条例第14条第1項第5号に規定する記録情報に新条例第2条第4項に規定する要配慮個人情報を含むものについての新条例第14条第1項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「北九州市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成29年北九州市条例第33号）の施行後遅滞なく」とする。

北九州市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第34号

北九州市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市職員の育児休業等に関する条例（平成4年北九州市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第11条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

付 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第35号

北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北九州市職員の給与に関する条例（昭和38年北九州市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「30万8,000円」を「30万8,300円」に改める。

第12条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下この条及び次条において「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の各給料表（特定任期付職員給料表を除く。）の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定めるもの（次条において「行7級職員等」という。）に対しては、支給しない。

第12条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第12条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき7,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの及び同表以外の各給料表（特定任期付職員給料表を除く。）の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定めるもの（次条において「行6級職員等」という。）にあっては、4,000円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下この条及び次条において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

第12条第4項中「（第2項第2号に該当する扶養親族たる子に限る。以下この項において同じ。）」を削り、「（以下」の次に「この条及び次条において」を加える。

第13条第1項各号列記以外の部分中「がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する」を「（行7級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行7級職員等から行7級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる」

に、「直ちに」を「、直ちに」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第1号中「場合」の次に「（行7級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」を加え、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、「至った場合」の次に「及び行7級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」を加え、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「に扶養親族」の次に「（行7級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「、扶養親族」を「、行7級職員等から行7級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行7級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（行7級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の次に「、行7級職員等以外の職員から行7級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行7級職員等となった日」を、「の扶養親族」の次に「（行7級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号又は第3号」に改め、「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、

父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行7級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある行7級職員等が行7級職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行6級職員等が行6級職員等及び行7級職員等以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行7級職員等以外のものが行7級職員等となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行6級職員等及び行7級職員等以外のものが行6級職員等となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,400	221,100	251,100	258,900	305,600	343,500	410,100
	2	151,500	223,100	253,100	261,000	307,900	346,300	412,900
	3	152,600	225,100	255,000	263,200	310,200	349,100	415,600
	4	153,700	227,100	257,000	265,600	312,600	351,900	418,300
	5	154,900	229,200	258,900	267,800	314,800	354,600	421,100
	6	156,200	231,200	261,000	270,100	317,200	357,500	424,300
	7	157,500	233,200	263,200	272,400	319,500	360,300	427,500
	8	158,800	235,200	265,600	274,700	322,000	363,200	430,600
	9	159,900	237,200	267,600	277,000	324,200	366,100	433,800
	10	161,600	239,100	269,900	279,300	326,700	368,700	437,100
	11	163,300	240,600	272,200	281,400	328,900	371,300	440,400
	12	165,000	242,100	274,500	283,700	331,400	373,900	443,700
	13	166,800	242,800	276,600	286,000	333,500	376,500	447,000
	14	168,600	244,400	278,900	288,500	335,700	379,300	450,300
	15	170,400	245,900	281,000	290,900	337,900	382,100	453,600
	16	172,200	247,500	283,300	293,200	340,200	385,000	456,900
	17	173,900	249,000	285,400	295,400	342,400	387,700	460,200
	18	175,800	250,700	287,800	297,900	344,800	390,600	463,600
	19	177,700	252,300	290,100	300,300	347,200	393,500	466,900
	20	179,600	254,000	292,300	302,800	349,700	396,300	470,200
	21	181,400	255,800	294,700	305,000	352,000	399,100	473,600
	22	183,300	257,600	297,000	307,300	354,500	401,700	477,000
	23	185,200	259,600	299,200	309,600	357,000	404,300	480,500
	24	187,100	261,600	301,500	312,000	359,400	407,000	483,900
	25	189,100	263,300	303,600	314,100	361,900	409,300	487,000
	26	191,000	265,400	305,600	316,400	364,200	411,800	490,400
	27	192,900	267,400	307,800	318,600	366,500	414,300	493,800
	28	194,800	269,400	309,900	321,000	368,800	416,900	497,300
	29	196,800	271,200	311,800	323,200	370,900	419,400	500,500
	30	198,700	273,200	313,700	325,500	373,400	421,900	504,000
	31	200,600	275,000	315,700	327,700	375,800	424,400	507,500
	32	202,500	277,000	317,800	330,100	378,300	426,800	511,100
	33	204,500	278,900	319,900	332,100	380,500	429,200	514,300
	34	206,400	281,000	322,000	334,200	382,800	431,700	517,600
	35	208,300	283,100	323,800	336,300	385,100	434,200	520,900
	36	210,200	284,900	325,900	338,500	387,400	436,700	524,300
	37	212,100	286,900	327,700	340,600	389,500	439,100	527,400
	38	214,100	288,900	329,600	342,900	391,800	441,600	529,500
	39	216,100	291,000	331,500	345,200	394,100	444,000	531,600
	40	218,100	293,100	333,300	347,500	396,500	446,400	533,700
	41	219,900	295,200	335,200	349,700	398,700	449,000	535,700
	42	221,900	297,200	337,000	352,000	400,800	451,200	536,600

	43	223,900	299,200	338,800	354,300	402,900	453,400	537,500
	44	225,900	301,300	340,600	356,600	404,900	455,600	538,400
	45	227,600	303,300	342,400	358,800	406,900	457,700	539,300
	46	229,600	305,200	344,200	361,000	408,900	459,500	540,000
	47	231,600	307,200	346,000	363,200	410,900	461,400	540,600
	48	233,600	309,200	347,800	365,400	413,000	463,300	541,300
	49	235,300	311,400	349,600	367,400	414,900	464,800	542,300
	50	237,200	313,300	351,200	369,400	416,600	466,500	543,100
	51	238,700	314,900	352,900	371,400	418,400	468,200	544,000
	52	240,200	316,800	354,600	373,400	420,200	470,000	544,800
	53	240,700	318,400	356,100	375,300	421,700	471,700	545,200
	54	242,000	320,200	357,600	377,100	423,300	473,500	545,500
	55	243,200	322,000	359,000	379,000	425,000	475,300	546,400
	56	244,500	323,700	360,500	380,900	426,700	477,000	547,500
	57	245,700	325,500	362,000	382,400	428,200	478,700	548,300
	58	247,100	326,900	363,300	384,000	429,700	480,400	
	59	248,400	328,300	364,700	385,700	431,100	482,100	
	60	249,800	329,600	366,100	387,300	432,600	483,900	
	61	251,100	331,100	367,200	388,800	434,100	485,500	
	62	252,500	332,400	368,400	390,000	435,100	486,900	
再任	63	254,100	333,600	369,700	391,200	436,200	488,100	
用職	64	255,800	334,900	371,000	392,500	437,200	489,200	
員以	65	257,200	336,100	372,100	393,600	438,000	489,900	
外の	66	258,800	337,300	373,000	394,600	439,000	490,300	
職員	67	260,400	338,600	374,000	395,700	440,000	490,700	
	68	262,100	339,900	375,000	396,800	441,000	491,000	
	69	263,400	341,000	375,800	397,700	441,800	491,300	
	70	264,800	342,300	376,700	398,600	442,800	491,500	
	71	265,900	343,500	377,600	399,500	443,800	491,800	
	72	267,200	344,700	378,500	400,400	444,800	492,100	
	73	268,600	346,000	379,300	401,100	445,700	492,600	
	74	269,900	347,200	380,100	402,000	446,600	492,800	
	75	271,300	348,500	381,000	402,900	447,600	493,100	
	76	272,500	349,800	381,900	403,800	448,600	493,200	
	77	273,600	350,900	382,600	404,500	449,200	493,500	
	78	274,800	351,900	383,400	405,400	450,200	493,700	
	79	276,100	352,900	384,200	406,300	450,900	494,600	
	80	277,400	353,900	385,000	407,200	451,500	495,500	
	81	278,500	354,700	385,300	407,900	451,700	496,400	
	82	279,400	355,600	386,000	408,700	452,000		
	83	280,500	356,500	386,800	409,600	452,400		
	84	281,600	357,400	387,600	410,500	452,700		
	85	282,500	358,200	388,200	411,100	453,000		
	86	283,400	358,900	388,800	412,000	453,200		
	87	284,400	359,600	389,400	412,900	453,400		
	88	285,500	360,400	390,100	413,800	453,700		
	89	286,400	361,300	390,700	414,400	454,100		
	90	287,000	362,100	391,400	415,200	454,400		
	91	287,500	362,900	392,100	416,000	454,800		

92	288,100	363,700	392,800	416,900	455,000		
93	288,300	364,300	393,400	417,500	455,100		
94	288,900	365,000	394,000	418,300	455,400		
95	289,500	365,800	394,700	419,200	456,200		
96	290,100	366,600	395,400	420,100	457,100		
97	290,600	367,000	395,700	420,700	458,000		
98	291,200	367,700	396,400	421,500	458,900		
99	291,800	368,400	397,100	422,100	459,800		
100	292,400	369,100	397,800	422,500	460,700		
101	292,800	369,800	398,400	422,600	461,500		
102	293,300	370,500	399,000	422,900			
103	293,900	371,200	399,400	423,200			
104	294,500	371,900	399,800	423,400			
105	294,700	372,400	399,900	423,700			
106		373,100	400,000	423,800			
107		373,800	400,100	423,900			
108		374,500	400,200	424,100			
109		375,100	400,300	424,400			
110		375,800	400,400	424,600			
111		376,500	400,500	424,800			
112		377,200	400,600	424,900			
113		377,600	400,700	425,000			
114		378,300	400,800	425,200			
115		378,900	400,900	425,800			
116		379,600	401,000	426,600			
117		380,100	401,100	427,400			
118		380,700					
119		381,400					
120		382,100					
121		382,600					
122		383,300					
123		384,000					
124		384,700					
125		385,200					
126		385,800					
127		386,300					
128		387,000					
129		387,500					
再任用職員	227,200	244,400	276,400	303,000	303,800	345,100	394,900

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第27条に規定する職員を除く。
- 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

別表第2（第5条関係）

消 防 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	159,900	221,100	229,200	258,900	305,600	343,500	410,100
	2	161,600	223,100	231,200	261,000	307,900	346,300	412,900
	3	163,300	225,100	233,200	263,200	310,200	349,100	415,600
	4	165,000	227,100	235,200	265,600	312,600	351,900	418,300
	5	166,800	229,200	237,200	267,800	314,800	354,600	421,100
	6	168,600	231,200	239,400	270,100	317,200	357,500	424,300
	7	170,400	233,200	241,200	272,400	319,500	360,300	427,500
	8	172,200	235,200	243,000	274,700	322,000	363,200	430,600
	9	173,900	237,200	243,800	277,000	324,200	366,100	433,800
	10	175,800	239,100	245,700	279,300	326,700	368,700	437,100
	11	177,700	240,600	247,500	281,400	328,900	371,300	440,400
	12	179,600	242,100	249,400	283,700	331,400	373,900	443,700
	13	181,400	242,800	251,100	286,000	333,500	376,500	447,000
	14	183,300	244,400	253,100	288,500	335,700	379,300	450,300
	15	185,200	245,900	255,000	290,900	337,900	382,100	453,600
	16	187,100	247,500	257,000	293,200	340,200	385,000	456,900
	17	189,100	249,000	258,900	295,400	342,400	387,700	460,200
	18	191,000	250,700	261,000	297,900	344,800	390,600	463,600
	19	192,900	252,300	263,200	300,300	347,200	393,500	466,900
	20	194,800	254,000	265,600	302,800	349,700	396,300	470,200
	21	196,800	255,800	267,600	305,000	352,000	399,100	473,600
	22	198,700	257,600	269,900	307,300	354,500	401,700	477,000
	23	200,600	259,600	272,200	309,600	357,000	404,300	480,500
	24	202,500	261,600	274,500	312,000	359,400	407,000	483,900
	25	204,500	263,300	276,600	314,100	361,900	409,300	487,000
	26	206,400	265,400	278,900	316,400	364,200	411,800	490,400
	27	208,300	267,400	281,000	318,600	366,500	414,300	493,800
	28	210,200	269,400	283,300	321,000	368,800	416,900	497,300
	29	212,100	271,200	285,400	323,200	370,900	419,400	500,500
	30	214,100	273,200	287,800	325,500	373,400	421,900	504,000
	31	216,100	275,000	290,100	327,700	375,800	424,400	507,500
	32	218,100	277,000	292,300	330,100	378,300	426,800	511,100
	33	219,900	278,900	294,700	332,100	380,500	429,200	514,300
	34	221,900	281,000	297,000	334,200	382,800	431,700	517,600
	35	223,900	283,100	299,200	336,300	385,100	434,200	520,900
	36	225,900	284,900	301,500	338,500	387,400	436,700	524,300
	37	227,600	286,900	303,600	340,600	389,500	439,100	527,400
	38	229,600	288,900	305,600	342,900	391,800	441,600	529,500
	39	231,600	291,000	307,800	345,200	394,100	444,000	531,600
	40	233,600	293,100	309,900	347,500	396,500	446,400	533,700
	41	235,300	295,200	311,800	349,700	398,700	449,000	535,700
	42	237,200	297,200	313,700	352,000	400,800	451,200	536,600

	43	238,700	299,200	315,700	354,300	402,900	453,400	537,500
	44	240,200	301,300	317,800	356,600	404,900	455,600	538,400
	45	240,700	303,300	319,900	358,800	406,900	457,700	539,300
	46	242,000	305,200	322,000	361,000	408,900	459,500	540,000
	47	243,200	307,200	323,800	363,200	410,900	461,400	540,600
	48	244,500	309,200	325,900	365,400	413,000	463,300	541,300
	49	245,700	311,400	327,700	367,400	414,900	464,800	542,300
	50	247,100	313,300	329,600	369,400	416,600	466,500	543,100
	51	248,400	314,900	331,500	371,400	418,400	468,200	544,000
	52	249,800	316,800	333,300	373,400	420,200	470,000	544,800
	53	251,100	318,400	335,200	375,300	421,700	471,700	545,200
	54	252,500	320,200	337,000	377,100	423,300	473,500	545,500
	55	254,100	322,000	338,800	379,000	425,000	475,300	546,400
	56	255,800	323,700	340,600	380,900	426,700	477,000	547,500
	57	257,200	325,500	342,400	382,400	428,200	478,700	548,300
	58	258,800	326,900	344,200	384,000	429,700	480,400	
	59	260,400	328,300	346,000	385,700	431,100	482,100	
	60	262,100	329,600	347,800	387,300	432,600	483,900	
	61	263,400	331,100	349,600	388,800	434,100	485,500	
	62	264,800	332,400	351,200	390,000	435,100	486,900	
	63	265,900	333,600	352,900	391,200	436,200	488,100	
	64	267,200	334,900	354,600	392,500	437,200	489,200	
	65	268,600	336,100	356,100	393,600	438,000	489,900	
	66	269,900	337,300	357,600	394,600	439,000	490,300	
再任	67	271,300	338,600	359,000	395,700	440,000	490,700	
用職	68	272,500	339,900	360,500	396,800	441,000	491,000	
員以	69	273,600	341,000	362,000	397,700	441,800	491,300	
外の	70	274,800	342,300	363,300	398,600	442,800	491,500	
職員	71	276,100	343,500	364,700	399,500	443,800	491,800	
	72	277,400	344,700	366,100	400,400	444,800	492,100	
	73	278,500	346,000	367,200	401,100	445,700	492,600	
	74	279,400	347,200	368,400	402,000	446,600	492,800	
	75	280,500	348,500	369,700	402,900	447,600	493,100	
	76	281,600	349,800	371,000	403,800	448,600	493,200	
	77	282,500	350,900	372,100	404,500	449,200	493,500	
	78	283,400	351,900	373,000	405,400	450,200	493,700	
	79	284,400	352,900	374,000	406,300	450,900	494,600	
	80	285,500	353,900	375,000	407,200	451,500	495,500	
	81	286,400	354,700	375,800	407,900	451,700	496,400	
	82	287,500	355,600	376,700	408,700	452,000		
	83	288,400	356,500	377,600	409,600	452,400		
	84	289,500	357,400	378,500	410,500	452,700		
	85	290,200	358,200	379,300	411,100	453,000		
	86	291,200	358,900	380,100	412,000	453,200		
	87	292,200	359,600	381,000	412,900	453,400		
	88	293,100	360,400	381,900	413,800	453,700		
	89	294,000	361,300	382,600	414,400	454,100		
	90	294,800	362,100	383,400	415,200	454,400		
	91	295,600	362,900	384,200	416,000	454,800		

92	296,400	363,700	385,000	416,900	455,000		
93	297,200	364,300	385,300	417,500	455,100		
94	298,000	365,000	386,000	418,300	455,400		
95	298,700	365,800	386,800	419,200	456,200		
96	299,500	366,600	387,600	420,100	457,100		
97	300,200	367,000	388,200	420,700	458,000		
98	301,000	367,700	388,800	421,500	458,900		
99	301,800	368,400	389,400	422,100	459,800		
100	302,600	369,100	390,100	422,500	460,700		
101	303,200	369,800	390,700	422,600	461,500		
102	304,000	370,500	391,400	422,900	462,500		
103	304,800	371,200	392,100	423,200	463,500		
104	305,600	371,900	392,800	423,400	464,400		
105	306,300	372,400	393,400	423,700	465,200		
106	307,100	373,100	394,000	423,800			
107	307,900	373,800	394,700	423,900			
108	308,600	374,500	395,400	424,100			
109	309,400	375,100	395,700	424,400			
110	310,100	375,800	396,400	424,600			
111	310,800	376,500	397,100	424,800			
112	311,500	377,200	397,800	424,900			
113	312,200	377,600	398,400	425,000			
114	312,600	378,300	399,000	425,200			
115	313,000	378,900	399,400	425,800			
116	313,300	379,600	399,800	426,600			
117	313,600	380,100	399,900	427,400			
118		380,700	400,000	428,200			
119		381,400	400,100	429,000			
120		382,100	400,200	429,800			
121		382,600	400,300	430,700			
122		383,300	400,400				
123		384,000	400,500				
124		384,700	400,600				
125		385,200	400,700				
126		385,800	400,800				
127		386,300	400,900				
128		387,000	401,000				
129		387,500	401,100				
130		388,200	401,400				
131		388,800	401,800				
132		389,500	402,500				
133		390,000	402,900				
134		390,700	403,600				
135		391,400	404,300				
136		392,100	405,000				
137		392,600	405,400				
再任用職員	240,900	251,700	284,100	310,900	303,800	345,100	394,900

備考

- 1 この表は、消防吏員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

別表第3 (第5条関係)

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	156,300	191,300	297,000	381,900
	2	157,800	193,600	300,000	384,600
	3	159,300	195,900	302,900	387,300
	4	160,800	198,200	305,900	390,000
	5	162,500	200,600	308,700	392,800
	6	164,400	202,300	311,500	394,900
	7	166,200	204,000	314,300	397,000
	8	168,000	205,700	317,100	399,100
	9	169,800	207,500	320,000	401,200
	10	171,900	209,200	322,300	403,100
	11	173,900	210,900	324,600	405,000
	12	175,900	212,500	326,900	406,900
	13	177,900	214,300	329,200	408,700
	14	180,100	216,200	331,400	410,700
	15	182,300	218,100	333,700	412,700
	16	184,500	220,000	335,800	414,700
	17	186,800	221,700	338,100	416,500
	18	189,400	223,700	340,300	418,300
	19	191,900	225,700	342,600	420,100
	20	194,400	227,700	344,900	421,800
	21	196,900	229,600	346,700	423,300
	22	198,600	232,300	348,800	424,800
	23	200,300	235,000	350,900	426,700
	24	202,000	237,700	353,000	428,600
	25	203,500	240,300	355,100	430,400
	26	205,200	243,600	357,100	432,200
	27	206,900	247,000	359,100	434,100
	28	208,500	250,300	361,100	435,900
	29	210,000	253,600	362,900	437,600
	30	211,700	256,800	365,200	439,500
	31	213,400	260,000	367,500	441,300
	32	215,100	263,100	369,900	443,200
	33	216,700	266,400	372,200	444,900
	34	218,500	269,400	374,700	446,700
	35	220,300	272,400	377,100	448,500
	36	222,100	275,400	379,600	450,300
	37	223,700	278,500	382,100	451,900
	38	225,500	280,500	384,600	453,600
	39	227,300	282,400	387,100	455,500
	40	229,100	284,400	389,600	457,200
	41	230,800	286,200	392,100	458,900
	42	232,900	288,600	393,800	460,500
	43	235,000	290,900	395,400	462,100

	44	237,000	293,400	397,200	463,600
	45	238,900	295,500	398,400	465,100
	46	240,600	298,000	399,900	466,400
	47	242,400	300,300	401,300	467,700
	48	244,200	303,000	402,700	469,000
	49	246,100	305,400	404,400	470,200
	50	247,800	307,800	405,800	470,900
	51	249,600	310,300	407,100	471,600
	52	251,400	312,600	408,600	472,300
	53	253,000	314,900	410,200	472,900
	54	254,100	317,100	411,500	
	55	255,200	319,200	413,000	
	56	256,400	321,400	414,600	
	57	257,700	323,500	416,300	
	58	259,000	325,600	417,700	
	59	260,400	327,700	419,300	
	60	261,500	329,700	420,800	
	61	262,800	331,800	422,500	
	62	264,300	333,900	424,000	
	63	265,800	336,100	425,600	
	64	267,500	338,300	427,200	
	65	269,000	340,100	428,700	
	66	270,400	342,300	430,200	
	67	271,800	344,300	431,400	
	68	273,200	346,500	432,600	
	69	274,300	348,300	433,800	
	70	275,700	350,200	435,100	
再任	71	277,100	352,300	436,400	
用職	72	278,300	354,300	437,600	
員以	73	279,600	355,900	438,800	
外の	74	280,800	357,800	440,000	
職員	75	282,000	359,600	441,200	
	76	283,200	361,500	442,400	
	77	284,300	363,400	443,600	
	78	285,500	365,400	444,800	
	79	286,700	367,500	446,000	
	80	287,900	369,400	447,200	
	81	289,000	371,300	448,300	
	82	290,100	373,200	448,900	
	83	291,100	375,100	449,400	
	84	292,300	377,000	449,900	
	85	293,400	378,700	450,400	
	86	294,500	380,500		
	87	295,700	382,400		
	88	296,900	384,300		
	89	297,500	385,900		
	90	298,500	387,000		
	91	299,600	388,300		
	92	300,800	389,500		
	93	301,800	390,900		

94	303,000	391,900
95	304,200	393,000
96	305,400	394,000
97	306,600	394,900
98	307,700	395,900
99	308,800	397,000
100	309,900	398,100
101	310,900	398,800
102	311,900	399,700
103	313,000	400,600
104	314,000	401,500
105	315,000	402,300
106	315,400	403,200
107	315,900	404,000
108	316,400	404,800
109	317,000	405,400
110	317,500	406,100
111	317,900	406,800
112	318,400	407,500
113	318,900	408,100
114	319,300	408,600
115	319,800	409,000
116	320,300	409,400
117	320,900	409,800
118	321,200	410,100
119	321,500	410,400
120	321,800	410,600
121	322,000	410,800
122	322,300	411,100
123	322,600	411,400
124	322,900	411,600
125	323,100	411,800
126	323,300	412,100
127	323,500	412,400
128	323,800	412,600
129	324,100	412,800
130	324,300	413,100
131	324,600	413,400
132	324,900	413,600
133	325,100	413,800
134	325,300	
135	325,600	
136	325,800	
137	326,100	
138	326,300	
139	326,600	
140	326,900	
141	327,100	
142	327,300	
143	327,600	

	144	327,900			
	145	328,100			
再任用職員		233,600	273,900	330,700	414,800

備考

- 1 この表は、高等学校及び高等専修学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 教諭、養護教諭及び高等専修学校の教員 2級1号給の給料月額に相当する額
 - (2) 講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手 1級7号給の給料月額に相当する額

イ 教育職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	156,300	172,200	269,900
	2	157,800	174,300	272,400
	3	159,300	176,400	274,900
	4	160,800	178,600	277,400
	5	162,500	180,600	279,800
	6	164,400	182,800	282,400
	7	166,200	185,000	285,000
	8	168,000	187,200	287,600
	9	169,800	189,500	290,000
	10	171,900	192,300	292,700
	11	173,900	195,000	295,400
	12	175,900	197,700	298,100
	13	177,900	200,600	300,600
	14	180,100	202,300	303,000
	15	182,300	204,000	305,300
	16	184,500	205,700	307,700
	17	186,800	207,500	310,100
	18	189,400	209,200	312,700
	19	191,900	210,900	315,400
	20	194,400	212,500	318,300
	21	196,900	214,300	320,800
	22	198,600	216,200	322,800
	23	200,300	218,100	324,800
	24	202,000	220,000	327,100
	25	203,500	221,700	329,200
	26	205,100	223,700	331,400
	27	206,700	225,700	333,700
	28	208,200	227,700	335,800
	29	209,900	229,600	338,100
	30	211,600	233,200	340,300
	31	213,300	236,800	342,600
	32	215,000	240,400	344,900
	33	216,500	244,000	346,700
	34	218,200	247,400	348,500
	35	219,900	250,800	350,400
	36	221,600	254,200	352,300
	37	223,100	257,400	354,100
	38	225,400	260,500	356,000
	39	227,700	263,600	357,900
	40	230,000	266,700	360,100
	41	232,300	269,800	362,000
	42	234,300	272,000	364,200
	43	236,300	274,200	366,400
	44	238,300	276,200	368,600

	45	240,100	278,500	370,700
	46	241,900	280,500	372,900
	47	243,700	282,400	375,100
	48	245,500	284,400	377,300
	49	247,200	286,200	379,300
	50	248,600	288,600	380,900
	51	249,800	290,900	382,500
	52	251,000	293,400	384,000
	53	252,200	295,500	385,400
	54	253,400	298,000	386,900
	55	254,500	300,300	388,400
	56	255,700	303,000	389,800
	57	257,100	305,400	391,000
	58	258,300	307,800	392,300
	59	259,500	310,300	393,400
	60	260,400	312,600	394,500
	61	261,400	314,900	395,900
	62	262,800	317,100	397,100
	63	264,200	319,200	398,300
	64	265,700	321,400	399,600
	65	267,300	323,500	400,800
	66	268,800	325,600	401,800
	67	270,300	327,800	403,200
	68	271,700	329,800	404,500
再任	69	272,700	331,900	405,700
用職	70	273,900	334,000	406,800
員以	71	275,200	336,200	408,000
外の	72	276,400	338,400	409,100
職員	73	277,700	340,100	410,100
	74	278,800	342,000	411,300
	75	280,000	343,700	412,500
	76	281,200	345,500	413,700
	77	282,400	347,300	414,300
	78	283,300	349,100	415,100
	79	284,500	350,600	415,800
	80	285,700	352,400	416,300
	81	286,700	353,600	416,600
	82	287,600	355,300	417,000
	83	288,300	357,000	417,400
	84	289,300	358,700	417,800
	85	290,300	360,600	418,100
	86	291,200	362,200	418,500
	87	292,100	364,000	418,900
	88	293,000	365,800	419,200
	89	293,300	367,500	419,500
	90	294,000	369,100	419,900
	91	294,700	370,700	420,300
	92	295,500	372,300	420,600
	93	296,300	373,900	420,900

94	297, 100	374, 900	421, 200
95	297, 900	375, 900	421, 500
96	298, 600	376, 900	421, 700
97	299, 500	377, 700	421, 900
98	300, 200	378, 600	
99	300, 900	379, 500	
100	301, 600	380, 500	
101	302, 300	381, 300	
102	302, 500	382, 300	
103	302, 800	383, 300	
104	303, 100	384, 300	
105	303, 300	384, 900	
106	303, 500	385, 800	
107	303, 700	386, 700	
108	304, 000	387, 600	
109	304, 300	388, 400	
110	304, 600	389, 100	
111	304, 900	389, 900	
112	305, 200	390, 700	
113	305, 300	391, 300	
114	305, 500	392, 100	
115	305, 800	392, 800	
116	306, 100	393, 500	
117	306, 300	394, 100	
118		394, 800	
119		395, 300	
120		395, 900	
121		396, 600	
122		397, 200	
123		397, 700	
124		398, 200	
125		398, 500	
126		398, 800	
127		399, 100	
128		399, 400	
129		399, 700	
130		400, 000	
131		400, 300	
132		400, 600	
133		400, 900	
134		401, 200	
135		401, 500	
136		401, 800	
137		402, 000	
138		402, 300	
139		402, 600	
140		402, 800	
141		403, 000	

再任用職員		224,800	270,700	324,000
-------	--	---------	---------	---------

備考

- 1 この表は、幼稚園に勤務する園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 教諭及び養護教諭 2級5号給の給料月額に相当する額
 - (2) 講師、助教諭及び養護助教諭 1級3号給の給料月額に相当する額

別表第4（第5条関係）

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	193,300	253,800	296,500	365,500
	2	195,500	256,200	298,700	368,200
	3	197,700	258,600	300,900	371,000
	4	199,900	261,000	303,300	373,700
	5	201,900	263,400	305,500	376,500
	6	203,900	265,800	307,800	379,300
	7	205,900	268,200	310,100	382,100
	8	207,900	270,600	312,400	384,800
	9	209,900	273,000	314,600	387,500
	10	212,000	275,400	317,000	390,000
	11	214,100	277,400	319,300	392,500
	12	216,200	279,400	321,700	394,900
	13	218,300	280,200	324,100	397,400
	14	220,400	282,100	326,500	400,200
	15	222,500	284,000	328,900	403,100
	16	224,600	285,900	331,300	405,900
	17	226,600	287,900	333,700	408,800
	18	229,400	290,000	337,100	411,700
	19	232,200	292,200	340,400	414,500
	20	235,000	294,300	343,700	417,400
	21	237,900	296,100	346,600	420,200
	22	240,700	298,300	350,000	422,600
	23	243,500	300,500	353,300	425,000
	24	246,300	302,900	356,500	427,400
	25	249,100	305,000	359,500	429,800
	26	251,900	307,400	362,600	432,300
	27	254,700	309,800	365,900	434,700
	28	257,500	312,200	369,100	437,200
	29	260,400	314,300	372,300	439,700
	30	262,600	316,600	374,700	442,000
	31	264,800	318,900	377,000	444,200
	32	267,000	321,200	379,200	446,500
	33	269,200	323,700	381,600	448,700
	34	271,400	325,900	383,800	450,900
	35	273,200	328,100	386,100	453,100
	36	275,000	330,200	388,400	455,300
	37	275,800	332,200	390,500	457,500
	38	277,400	334,800	392,700	459,700
	39	279,100	337,400	394,800	462,000
	40	280,800	340,100	397,000	464,300
	41	282,800	342,500	399,100	466,600
	42	284,600	345,200	401,200	468,400
	43	286,500	347,900	403,300	470,200

	44	288,400	350,500	405,300	472,100
	45	290,300	352,800	407,300	473,800
	46	292,300	355,300	409,100	475,200
	47	294,400	357,800	410,900	476,700
	48	296,600	360,200	412,800	478,200
	49	298,800	362,800	414,600	479,700
	50	300,700	364,500	416,500	481,200
	51	302,700	366,200	418,400	482,700
	52	304,800	367,900	420,200	484,200
	53	306,600	369,400	422,000	485,600
	54	308,600	370,900	423,800	487,100
	55	310,700	372,400	425,600	488,600
	56	312,700	373,800	427,500	490,000
再任	57	314,500	375,400	429,200	491,500
用職	58	316,400	377,200	430,600	492,700
員以	59	318,400	378,900	432,000	493,900
外の	60	320,300	380,700	433,400	495,200
職員	61	322,200	382,100	434,600	496,300
	62	324,200	383,600	435,800	497,600
	63	326,100	385,200	437,000	498,900
	64	328,000	386,800	438,200	500,200
	65	329,600	388,300	439,400	501,200
	66	331,500	389,700	440,600	502,200
	67	333,300	391,200	441,800	503,200
	68	335,000	392,600	443,000	504,200
	69	336,700	394,200	444,200	504,800
	70	338,900	395,500	445,400	
	71	341,200	396,800	446,600	
	72	343,500	398,200	447,800	
	73	345,800	399,400	449,000	
	74	348,000	400,700	450,200	
	75	349,900	402,000	451,400	
	76	351,900	403,300	452,600	
	77	353,700	404,300	453,600	
	78	356,000	405,300	454,600	
	79	358,300	406,400	455,600	
	80	360,500	407,500	456,600	
	81	362,900	408,400	457,600	
	82	364,200	409,400	458,500	
	83	365,600	410,400	459,400	
	84	367,100	411,400	460,300	
	85	368,200	412,400	461,000	
	86	369,400	413,400	461,900	
	87	370,600	414,400	462,800	
	88	371,800	415,400	463,700	
	89	372,900	416,200	464,400	
	90	373,600	417,100		
	91	374,400	418,100		
	92	375,200	419,100		

93	376,000	419,900		
94	376,900	420,900		
95	377,700	421,900		
96	378,600	422,900		
97	379,200	423,700		
98	380,000	424,700		
99	380,800	425,700		
100	381,600	426,700		
101	382,400	427,600		
102	383,200	428,500		
103	383,900	429,300		
104	384,700	430,200		
105	385,400	430,800		
106	386,200	431,500		
107	387,000	432,200		
108	387,800	432,900		
109	388,500	433,600		
110	389,200			
111	390,000			
112	390,800			
113	391,500			
114	392,200			
115	393,000			
116	393,800			
117	394,300			
再任用職員	253,300	314,600	315,000	357,600

備考

- 1 この表は、美術館、博物館等に勤務する学芸員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

別表第5（第5条関係）

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	257,500	384,100	397,100	489,600
	2	260,200	386,900	399,900	492,500
	3	262,900	389,600	402,700	495,400
	4	265,600	392,400	405,500	498,300
	5	268,200	394,900	408,000	501,000
	6	270,900	397,700	410,700	504,000
	7	273,600	400,500	413,400	507,000
	8	276,300	403,300	416,100	510,000
	9	278,900	406,000	418,600	512,700
	10	281,600	408,700	421,400	516,000
	11	284,200	411,400	424,200	519,300
	12	286,900	414,100	427,000	522,600
	13	289,500	416,500	429,400	525,600
	14	292,200	419,100	432,000	528,800
	15	294,800	421,700	434,600	532,000
	16	297,500	424,300	437,200	535,200
	17	300,200	426,400	439,500	538,400
	18	303,000	428,900	442,000	541,400
	19	305,700	431,300	444,500	544,400
	20	308,500	433,800	447,000	547,400
	21	311,100	436,100	449,300	550,300
	22	314,000	438,500	451,700	553,100
	23	316,900	440,900	454,100	555,900
	24	319,800	443,300	456,500	558,700
	25	322,500	445,600	458,900	561,200
	26	325,400	447,900	461,200	563,600
	27	328,200	450,200	463,500	566,000
	28	331,000	452,500	465,800	568,400
	29	333,800	454,600	468,000	570,900
	30	336,400	456,800	470,200	573,300
	31	338,800	459,000	472,400	575,700
	32	341,200	461,200	474,600	578,100
	33	343,500	463,100	476,500	580,400
	34	345,700	465,200	478,600	582,700
	35	348,100	467,300	480,700	585,000
	36	350,600	469,400	482,800	587,300
	37	353,000	471,300	484,700	589,500
	38	355,400	473,400	486,800	591,000
	39	357,600	475,500	488,900	592,500
	40	360,000	477,600	491,000	594,000
	41	362,400	479,400	492,800	595,300

	42	364,900	481,500	494,900	596,700
	43	367,400	483,600	497,000	598,100
	44	369,800	485,700	499,100	599,500
	45	372,100	487,300	501,100	600,700
	46	374,600	489,300	503,200	
	47	377,100	491,300	505,300	
	48	379,500	493,300	507,400	
	49	381,500	495,100	509,200	
	50	384,000	496,900	511,000	
	51	386,400	498,700	512,800	
	52	388,900	500,500	514,600	
	53	391,100	502,300	516,400	
	54	393,600	503,700	518,200	
	55	396,100	505,100	520,000	
再任	56	398,600	506,500	521,800	
用職	57	400,800	507,900	523,600	
員以	58	403,000	509,200	525,400	
外の	59	405,200	510,500	527,200	
職員	60	407,400	511,800	529,000	
	61	409,500	512,900	530,800	
	62	411,600	513,900	532,600	
	63	413,700	514,900	534,400	
	64	415,800	515,900	536,200	
	65	417,700	516,600	538,000	
	66	419,600	517,500	539,700	
	67	421,400	518,400	541,400	
	68	423,300	519,300	543,100	
	69	425,200	520,300	544,800	
	70	427,000	521,200	546,200	
	71	428,800	522,100	547,600	
	72	430,500	523,000	549,000	
	73	432,300	523,900	550,200	
	74	434,100	524,800	551,200	
	75	435,900	525,700	552,200	
	76	437,700	526,600	553,200	
	77	439,200	527,400	554,200	
	78	440,900	528,300	555,100	
	79	442,600	529,200	556,000	
	80	444,300	530,100	556,900	
	81	445,900	530,900	557,800	
	82	447,500	531,800	558,700	
	83	449,100	532,700	559,600	
	84	450,700	533,600	560,500	
	85	452,200	534,300	561,400	
	86	453,500	535,200	562,300	
	87	454,800	536,100	563,200	
	88	456,100	537,000	564,100	
	89	457,100	537,700	565,000	

90	458,300	538,600		
91	459,500	539,500		
92	460,700	540,400		
93	461,500	541,100		
94	462,400			
95	463,300			
96	464,200			
97	465,000			
98	465,800			
99	466,600			
100	467,400			
101	468,200			
102	469,000			
103	469,800			
104	470,600			
105	471,400			
106	472,200			
107	473,000			
108	473,800			
109	474,400			
110	475,200			
111	476,000			
112	476,800			
113	477,400			
114	478,100			
115	478,800			
116	479,500			
117	480,200			
再任用職員	310,200	369,300	435,100	516,000

備考

- 1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,400	221,100	251,100	258,900	305,600
	2	151,500	223,100	253,100	261,000	307,900
	3	152,600	225,100	255,000	263,200	310,200
	4	153,700	227,100	257,000	265,600	312,600
	5	154,900	229,200	258,900	267,800	314,800
	6	156,200	231,200	261,000	270,100	317,200
	7	157,500	233,200	263,200	272,400	319,500
	8	158,800	235,200	265,600	274,700	322,000
	9	159,900	237,200	267,600	277,000	324,200
	10	161,600	239,100	269,900	279,300	326,700
	11	163,300	240,600	272,200	281,400	328,900
	12	165,000	242,100	274,500	283,700	331,400
	13	166,800	242,800	276,600	286,000	333,500
	14	168,600	244,400	278,900	288,500	335,700
	15	170,400	245,900	281,000	290,900	337,900
	16	172,200	247,500	283,300	293,200	340,200
	17	173,900	249,000	285,400	295,400	342,400
	18	175,800	250,700	287,800	297,900	344,800
	19	177,700	252,300	290,100	300,300	347,200
	20	179,600	254,000	292,300	302,800	349,700
	21	181,400	255,800	294,700	305,000	352,000
	22	183,300	257,600	297,000	307,300	354,500
	23	185,200	259,600	299,200	309,600	357,000
	24	187,100	261,600	301,500	312,000	359,400
	25	189,100	263,300	303,600	314,100	361,900
	26	191,000	265,400	305,600	316,400	364,200
	27	192,900	267,400	307,800	318,600	366,500
	28	194,800	269,400	309,900	321,000	368,800
	29	196,800	271,200	311,800	323,200	370,900
	30	198,700	273,200	313,700	325,500	373,400
	31	200,600	275,000	315,700	327,700	375,800
	32	202,500	277,000	317,800	330,100	378,300
	33	204,500	278,900	319,900	332,100	380,500
	34	206,400	281,000	322,000	334,200	382,800
	35	208,300	283,100	323,800	336,300	385,100
	36	210,200	284,900	325,900	338,500	387,400
	37	212,100	286,900	327,700	340,600	389,500
	38	214,100	288,900	329,600	342,900	391,800
	39	216,100	291,000	331,500	345,200	394,100
	40	218,100	293,100	333,300	347,500	396,500
	41	219,900	295,200	335,200	349,700	398,700
	42	221,900	297,200	337,000	352,000	400,800
	43	223,900	299,200	338,800	354,300	402,900
	44	225,900	301,300	340,600	356,600	404,900

再任 用職 員以 外の 職員	45	227,600	303,300	342,400	358,800	406,900
	46	229,600	305,200	344,200	361,000	408,900
	47	231,600	307,200	346,000	363,200	410,900
	48	233,600	309,200	347,800	365,400	413,000
	49	235,300	311,400	349,600	367,400	414,900
	50	237,200	313,300	351,200	369,400	416,600
	51	238,700	314,900	352,900	371,400	418,400
	52	240,200	316,800	354,600	373,400	420,200
	53	240,700	318,400	356,100	375,300	421,700
	54	242,300	320,200	357,600	377,100	423,300
	55	243,900	322,000	359,000	379,000	425,000
	56	245,400	323,700	360,500	380,900	426,700
	57	246,900	325,500	362,000	382,400	428,200
	58	248,600	326,900	363,300	384,000	429,700
	59	250,200	328,300	364,700	385,700	431,100
	60	251,900	329,600	366,100	387,300	432,600
	61	253,600	331,100	367,200	388,800	434,100
	62	255,200	332,400	368,400	390,000	435,100
	63	257,200	333,600	369,700	391,200	436,200
	64	259,200	334,900	371,000	392,500	437,200
	65	260,800	336,100	372,100	393,600	438,000
	66	262,800	337,300	373,000	394,600	439,000
	67	264,700	338,600	374,000	395,700	440,000
	68	266,600	339,900	375,000	396,800	441,000
	69	268,300	341,000	375,800	397,700	441,800
	70	270,100	342,300	376,700	398,600	442,800
	71	271,600	343,500	377,600	399,500	443,800
	72	273,200	344,700	378,500	400,400	444,800
	73	275,000	346,000	379,300	401,100	445,700
74	276,700	347,200	380,100	402,000	446,600	
75	278,300	348,500	381,000	402,900	447,600	
76	279,800	349,800	381,900	403,800	448,600	
77	281,500	350,900	382,600	404,500	449,200	
78	283,100	351,900	383,400	405,400	450,200	
79	284,800	352,900	384,200	406,300	450,900	
80	286,500	353,900	385,000	407,200	451,500	
81	288,200	354,700	385,300	407,900	451,700	
82	289,400	355,600	386,000	408,700	452,000	
83	290,800	356,500	386,800	409,600	452,400	
84	292,200	357,400	387,600	410,500	452,700	
85	293,400	358,200	388,200	411,100	453,000	
86	294,500	358,900	388,800	412,000	453,200	
87	295,700	359,600	389,400	412,900	453,400	
88	297,000	360,400	390,100	413,800	453,700	
89	298,300	361,300	390,700	414,400	454,100	
90	299,200	362,100	391,400	415,200	454,400	
91	299,900	362,900	392,100	416,000	454,800	
92	300,900	363,700	392,800	416,900	455,000	
93	301,600	364,300	393,400	417,500	455,100	

94	302,100	365,000	394,000	418,300	455,400
95	302,600	365,800	394,700	419,200	456,200
96	303,100	366,600	395,400	420,100	457,100
97	303,500	367,000	395,700	420,700	458,000
98		367,700	396,400	421,500	458,900
99		368,400	397,100	422,100	459,800
100		369,100	397,800	422,500	460,700
101		369,800	398,400	422,600	461,500
102		370,500	399,000	422,900	
103		371,200	399,400	423,200	
104		371,900	399,800	423,400	
105		372,400	399,900	423,700	
106		373,100	400,000	423,800	
107		373,800	400,100	423,900	
108		374,500	400,200	424,100	
109		375,100	400,300	424,400	
110		375,800	400,400	424,600	
111		376,500	400,500	424,800	
112		377,200	400,600	424,900	
113		377,600	400,700	425,000	
114		378,300	400,800	425,200	
115		378,900	400,900	425,800	
116		379,600	401,000	426,600	
117		380,100	401,100	427,400	
118		380,700			
119		381,400			
120		382,100			
121		382,600			
122		383,300			
123		384,000			
124		384,700			
125		385,200			
126		385,800			
127		386,300			
128		387,000			
129		387,500			
再任用職員	229,700	244,400	276,400	303,000	303,800

備考

- 1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 薬剤師及び獣医師 1級23号給の給料月額に相当する額
 - (2) 診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士 1級19号給の給料月額に相当する額
 - (3) 栄養士、診療エックス線技師及び衛生検査技師 1級13号給の給料月額に相当する額
 - (4) 歯科衛生士 1級7号給の給料月額に相当する額

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	166,100	186,000	247,100	257,200
	2	167,200	187,500	249,600	259,700
	3	168,300	189,000	252,100	262,200
	4	169,400	190,500	254,600	264,700
	5	170,600	192,100	257,200	267,000
	6	171,800	193,900	259,700	268,800
	7	173,000	195,700	262,200	270,000
	8	174,200	197,500	264,700	271,400
	9	175,400	199,300	267,000	272,200
	10	176,700	201,200	268,800	273,600
	11	178,000	203,100	270,000	275,100
	12	179,300	205,000	271,400	276,700
	13	180,600	206,900	272,200	278,100
	14	182,000	208,800	273,600	279,700
	15	183,400	210,700	275,100	281,300
	16	184,800	212,600	276,700	282,700
	17	186,000	214,400	278,100	284,300
	18	187,500	216,300	279,600	286,000
	19	188,900	218,200	281,100	287,800
	20	190,400	220,100	282,700	289,800
	21	191,900	222,000	284,200	291,500
	22	193,600	223,900	285,800	293,500
	23	195,300	225,800	287,500	295,300
	24	197,000	227,700	289,400	297,300
	25	198,700	229,500	291,100	298,900
	26	200,500	231,400	293,000	300,700
	27	202,300	233,300	294,700	302,500
	28	204,100	235,200	296,600	304,400
	29	205,600	237,000	298,100	306,200
	30	207,400	239,500	299,800	308,200
	31	209,200	242,000	301,500	310,200
	32	211,000	244,500	303,300	312,000
	33	212,600	247,100	305,000	313,600
	34	214,300	249,600	306,900	315,400
	35	216,000	252,100	308,800	317,200
	36	217,700	254,600	310,500	319,100
	37	219,400	257,200	312,000	320,900
	38	221,100	259,700	313,800	322,900
	39	222,800	262,200	315,400	324,900
	40	224,500	264,600	317,200	326,800
	41	226,100	267,000	319,000	328,200
	42	227,800	268,800	320,800	330,100
	43	229,500	270,000	322,700	332,000
	44	231,200	271,500	324,600	334,000

	45	232,800	272,200	325,800	335,700
	46	234,900	273,400	327,600	337,500
	47	237,000	274,700	329,400	339,200
	48	239,100	276,100	331,300	341,000
	49	241,200	277,500	332,900	342,700
	50	243,300	279,000	334,600	344,400
	51	245,400	280,500	336,300	346,200
	52	247,500	282,100	338,000	347,900
	53	249,400	283,500	339,500	349,400
	54	251,400	285,100	341,100	351,400
	55	252,900	286,800	342,700	353,400
	56	254,500	288,700	344,200	355,300
	57	255,300	290,400	345,500	357,400
	58	256,300	292,300	347,200	359,500
	59	257,300	294,100	348,800	361,600
	60	258,300	295,900	350,500	363,800
	61	259,500	297,400	352,300	365,800
	62	260,800	299,200	353,900	367,900
	63	262,100	300,800	355,600	369,900
	64	263,400	302,700	357,300	372,000
	65	264,500	304,300	358,900	374,000
	66	265,700	306,000	360,600	376,100
	67	267,000	307,800	362,300	378,300
	68	268,500	309,500	363,900	380,500
	69	270,000	311,200	365,300	382,500
	70	271,400	313,000	366,900	384,400
	71	272,800	314,700	368,600	386,300
	72	274,300	316,400	370,300	388,300
	73	275,500	318,200	371,800	390,200
	74	276,800	319,900	373,400	391,900
再任	75	278,000	321,700	374,900	393,600
用職	76	279,300	323,500	376,500	395,200
員以	77	280,700	324,900	377,800	396,800
外の	78	282,000	326,600	379,000	398,200
職員	79	283,300	328,200	380,300	399,500
	80	284,400	330,000	381,600	400,900
	81	285,500	331,500	382,700	402,300
	82	286,800	332,900	383,600	403,300
	83	288,000	334,100	384,600	404,200
	84	289,200	335,500	385,600	405,200
	85	290,200	336,800	386,500	406,300
	86	291,300	338,300	387,300	407,100
	87	292,400	339,900	388,100	407,900
	88	293,500	341,500	388,800	408,700
	89	294,000	342,800	389,600	409,400
	90	295,000	344,300	390,400	410,200
	91	295,900	345,800	391,200	411,000
	92	296,900	347,400	392,000	411,800
	93	297,600	348,800	392,700	412,500

94	298,500	350,400	393,500	413,300
95	299,300	352,000	394,300	414,000
96	300,200	353,500	395,100	414,800
97	300,800	354,800	395,700	415,500
98	301,900	356,300	396,500	416,200
99	303,000	357,800	397,300	417,000
100	304,000	359,200	398,100	417,800
101	304,900	360,600	398,700	418,400
102	305,900	361,700	399,400	419,200
103	307,000	362,900	400,200	420,000
104	308,100	364,100	401,000	420,800
105	309,000	365,100	401,500	421,600
106	310,000	366,200	402,200	422,400
107	311,000	367,400	403,000	423,200
108	312,000	368,600	403,800	423,900
109	313,000	369,600	404,400	424,600
110		370,600	405,200	425,300
111		371,600	406,000	426,000
112		372,600	406,800	426,800
113		373,500	407,300	427,300
114		374,300	408,000	428,100
115		375,100	408,700	428,600
116		375,900	409,300	429,100
117		376,600	409,900	429,300
118		377,400	410,300	429,600
119		378,200	410,600	429,700
120		378,900	410,900	429,800
121		379,600	411,000	429,900
122		380,300	411,100	430,000
123		381,000	411,200	430,200
124		381,700	411,300	430,400
125		382,000	411,400	430,500
126		382,600		
127		383,200		
128		383,700		
129		384,300		
130		384,900		
131		385,500		
132		386,100		
133		386,800		
134		387,400		
135		388,000		
136		388,600		
137		389,000		
138		389,600		
139		390,200		
140		390,800		
141		391,400		
142		392,000		

	143		392,600		
	144		393,200		
	145		393,700		
	146		394,300		
	147		394,900		
	148		395,500		
	149		396,100		
	150		396,700		
	151		397,300		
	152		397,900		
	153		398,400		
再任用職員		246,200	253,800	290,800	309,300

備考

- 1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 保健師及び助産師 2級7号給の給料月額に相当する額
 - (2) 看護師 2級3号給の給料月額に相当する額
 - (3) 准看護師 1級3号給の給料月額に相当する額

別表第6（第5条関係）

特 定 任 期 付 職 員 給 料 表

号給	給料月額
1	373,000
2	421,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第12条第1項にただし書を加える改正規定、同条第2項第2号の改正規定、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に1号を加える改正規定、同条第3項及び第4項の改正規定、第13条第1項各号列記以外の部分並びに同項第1号及び第2号の改正規定、同項第3号及び第4号を削る改正規定、同条第2項及び第3項の改正規定、同項に各号を加える改正規定並びに付則第8項から第10項までの規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する規定を除く。）による改正後の北九州市職員の給与に関する条例（次項並びに付則第6項及び第7項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。
（適用日から施行日の前日までの間における異動者の号給）
- 3 平成29年4月1日（以下「適用日」という。）からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の北九州市職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、市長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、別に市長の定めるところによる。
（適用日前の異動者の号給の調整）
- 4 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（職員が受けていた号給等の基礎）
- 5 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、改正前の条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。
（施行日から平成30年3月31日までの間における異動者の号給の調整）
- 6 施行日から平成30年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなる職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のある職員の当該適用又は異動の日における号給については、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規

定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(平成33年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 8 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、付則第1項ただし書に規定する改正規定による改正後の北九州市職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第12条第1項ただし書及び第13条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の条例第12条第3項及び第13条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき7,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの及び同表以外の各給料表(特定任期付職員給料表を除く。))の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定めるもの(次条において「行6級職員等」という。))にあっては、4,000円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下この条及び次条において「扶養親族たる子」という。))については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(次条において「扶養親族たる配偶者」という。))については1万1,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下この条及び次条において「扶養親族たる子」という。))については1人につき9,000円(職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については1万1,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(次条において「扶養親族たる父母等」という。))については1人につき7,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については1万円)」と、同条第1項各号列記以外の部分中「扶養親族(行7級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。))がある場合、行7級職員等から行7級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、同項第1号中「場合(行7級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満2

2歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び行7級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」

とあるのは

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満2歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)」

と、同条第2項中「扶養親族(行7級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行7級職員等から行7級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行7級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行7級職員等以外の職員から行7級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行7級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項

の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（行7級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 9 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の条例第12条第1項ただし書及び第13条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の条例第12条第3項及び第13条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの及び同表以外の各給料表（特定任期付職員給料表を除く。）の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定めるもの（次条において「行6級職員等」という。）にあつては、4,000円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項各号列記以外の部分中「扶養親族（行7級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行7級職員等から行7級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（行7級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び行7級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（行7級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行7級職員等から行7級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行7級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行7級職員等以外の職員から行7級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行7級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第

1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（行7級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」とする。

- 10 平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間は、改正後の条例第12条第1項ただし書並びに第13条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、改正後の条例第12条第3項及び第13条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（次条において「扶養親族たる配偶者、父母等」という。））」と、「が6級」とあるのは「が6级以上」と、「行6級職員等」とあるのは「行6级以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項各号列記以外の部分中「扶養親族（行7級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」がある場合、行7級職員等から行7級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（行7級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。））」とあり、及び同項第2号中「場合及び行7級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（行7級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行7級職員等から行7級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行7級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行7級職員等以外の職員から行7級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行7級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（行7級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「行6級職員等が行6級職員等及び行7級職員等」とあるのは「行6級職員等が行6級職員等」と、同項第6号中「行6級職員等及び行7級職員等」とあるのは「行6级以上職員等」と、「が行6級職員等」とあるのは「が行6级以上職員等」とする。

(委任)

- 1 1 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

北九州市旅費条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第36号

北九州市旅費条例の一部を改正する条例

北九州市旅費条例（昭和38年北九州市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第11条の次に次の1条を加える。

（自家用車による旅行の旅費）

第11条の2 任命権者が定める職員が、旅行命令権者の承認を受けて、自家用車（任命権者が定める基準に基づいて登録を受けた自家用車に限る。）を使用して旅行した場合は、第7条第5項の規定による陸路旅行として車賃を支給する。

2 前項の車賃の額は、前条の規定にかかわらず、路程に応じ規則で定める1キロメートル当たりの定額によるものとする。

別表第4の備考に次の1号を加える。

（5） 第11条の2第1項に規定する自家用車を使用して旅行した場合には、この表の旅費額の項中「実費」とあるのは「第11条の2第2項の規定による車賃の額」とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第11条の2及び別表第4備考第5号の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用する。

障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例をここに公布する。

平成29年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第37号

障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり
に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 障害を理由とする差別の禁止（第7条・第8条）

第3章 障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の防止等

第1節 障害を理由とする差別に関する相談体制（第9条・第10条）

第2節 北九州市障害者差別解消委員会（第11条・第12条）

第3節 助言及びあっせん等（第13条—第17条）

第4節 勧告及び公表（第18条・第19条）

第5節 障害者差別解消支援地域協議会（第20条）

第4章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策（第21条—第24条）

第5章 雑則（第25条）

付則

本市では、昭和48年9月、全国に先駆けて身体障害者福祉モデル都市宣言を行うなど、市発足以来、障害のある人が地域社会の一員として自ら望む生活ができるよう、多くの市民の協力の下、市の実情に応じた取組を行ってきた。

しかしながら、障害のある人は、今なお日常生活や社会生活の様々な場面で、障害を理由として不利益な取扱いを受けている。

また、障害のある人に対する誤解、理解の不足若しくは偏見又は配慮が不十分な社会の仕組みなど様々な社会的障壁が存在し、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を妨げているという実情がある。

これらを解消するためには、市民一人一人が、障害を理由とする差別を身近な問題として捉え、障害及び障害のある人に対する理解を深めるとともに、障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じた適切な配慮について学び、実践していくことが必要である。

このような認識の下、市、事業者及び市民が一体となって、障害を理由とする差別の解消の推進に向けて取り組み、全ての市民が、障害の有無にかかわら

ず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に生きることのできる地域社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、障害を理由とする差別に関する相談に的確に対応し紛争の防止又は解決を図るための体制の整備、障害及び障害のある人に対する理解を深めるための施策その他の障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 障害を理由とする差別 不当な差別的取扱いをすること又は合理的配慮をしないことをいう。
- (4) 不当な差別的取扱い 障害又は障害に関連する事由（以下「障害等」という。）を理由としてされる、財・サービス又は各種機会の提供の拒否又は提供の場所若しくは時間帯の制限、障害のない人（障害のある人以外の者をいう。以下同じ。）に対して付さない条件の付加等の区別、排除、制限その他の取扱い（障害のない人と同等の機会及び待遇の確保を推進すること等正当と認められる目的の下にされる取扱いを除く。）であって、当該取扱いを受けた人の権利利益を侵害することとなるものをいう。
- (5) 合理的配慮 障害のある人（障害のある人が自らの意思を表明することが困難である場合にあつては、当該障害のある人の家族その他の関係者）から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた

場合において、障害のない人と同等の機会及び待遇が確保され、又は同等の権利を行使できるよう、当該障害のある人の性別、年齢及び障害の状態その他個々の具体的場面及び状況に応じて行う必要かつ適切な現状の変更又は調整（社会通念上相当と認められる範囲を超える人的、物理的又は経済的な負担その他の過度な負担を生じるものを除く。）をいう。

(6) 事業者 目的の営利若しくは非営利又は個人若しくは法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって、市の区域内で商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。）及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

(7) 独立行政法人等 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第2条第5号に規定する独立行政法人等をいう。

(8) 地方独立行政法人 法第2条第6号に規定する地方独立行政法人をいう。

(基本理念)

第3条 この条例による障害を理由とする差別の解消の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(1) 全て障害のある人が、障害のない人と等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。

(2) 全て障害のある人は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

(3) 何人も、不当な差別的取扱いをすることにより、障害のある人の権利利益を侵害してはならないこと。

(4) 社会的障壁の除去のためには、合理的配慮をすることが促進される必要があること。

(5) 障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決に当たっては、当事者間の建設的な対話による相互理解を基本とすること。

(6) 全て障害のある人は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(7) 障害があることに加え、性別による複合的な差別を受けやすい女性

、年齢に応じた適切な支援が必要である児童等全ての障害のある人について、障害の状態のほか、性別、年齢又は状況に応じた適切な配慮が求められること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害者基本法（昭和45年法律第84号）その他の法令との調和を図りつつ、障害を理由とする差別の解消の推進に関し必要な施策を総合的かつ主体的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関し、障害及び障害のある人に対する理解を深めるための研修その他の取組を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、障害及び障害のある人への理解を深めるよう努めるとともに、障害のある人及びその家族その他の関係者が障害による生活上の困難を軽減するための支援を周囲に求めることができる社会環境の実現に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 障害を理由とする差別の禁止

(不当な差別的取扱いの禁止)

第7条 市（地方公営企業法第3章の規定の適用を受ける市の経営する企業を除き、市が設立した地方独立行政法人を含む。次条、第13条及び第17条において同じ。）及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる取扱いその他の不当な差別的取扱いを行ってはならない。

(1) 福祉サービスを提供する場合における次に掲げる取扱い

ア 障害のある人の生命又は身体の保護のためにやむを得ないと認められるときその他の合理的な理由があるときを除き、障害等を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること。

イ 福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、障害のある人の意思に反して、障害者支援施設その他の福祉サービスを行う施設への入所（入居を含む。）又は通所を強制すること。

- (2) 医療を提供する場合における次に掲げる取扱い
- ア 障害のある人の生命又は身体の保護のためにやむを得ないと認められるときその他の合理的な理由があるときを除き、障害等を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること。
 - イ 法令に特別の定めがあるときを除き、障害のある人の意思に反して、入院その他の医療を受けることを強制すること。
- (3) 商品を販売し、又はサービスを提供する場合において、サービスの本質を著しく損なうこととなるときその他の合理的な理由があるときを除き、障害等を理由として、商品の販売又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること。
- (4) 労働及び雇用における次に掲げる取扱い
- ア 労働者の募集又は採用を行うに当たり、業務の性質上やむを得ないときその他の合理的な理由があるときを除き、障害等を理由として、応募若しくは採用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること。
 - イ 障害のある人を雇用する場合において、合理的配慮を行ってもなおその業務を適切に遂行することができないと認められるときその他の合理的な理由があるときを除き、障害等を理由として、賃金、労働時間、配置、昇進、教育訓練、福利厚生その他の労働条件について不利益な取扱いをすること又は退職の勧奨若しくは解雇の対象とすること。
- (5) 教育を行う場合において、障害のある人若しくはその保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。）の意見を聴かず、又は障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制整備の状況等を踏まえた十分な情報提供を行うことなく、就学する学校（同法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）をいう。）を決定すること。
- (6) 不特定多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、建物その他の施設の構造上又は公共交通機関の車両等の構造上やむを得ないと認められるときその他の合理的な理由があるときを除き、障害等を理由として、建物その他の施設若しくは公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること。
- (7) 不動産の取引を行う場合において、障害のある人又は障害のある人と同居する者に対し、建物の構造上やむを得ないと認められるときその他

の合理的な理由があるときを除き、障害等を理由として、不動産の売買、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること。

(8) 障害のある人に情報を提供し、又は障害のある人から意思の表示を受けられる場合における次に掲げる取扱い

ア 障害のある人から情報の提供を求められたときにおいて、当該情報を提供することにより、他の者の権利利益を侵害するおそれがあると認められるときその他の合理的な理由があるときを除き、障害等を理由として、情報の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること。

イ 障害のある人が意思を表示するときにおいて、障害のある人が選択した方法によってはその表示しようとする意思を確認することに著しい支障があるときその他の合理的な理由があるときを除き、障害等を理由として、意思の表示を受けられることを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること。

(市及び事業者が行う合理的配慮)

第8条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮をしなければならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、主体的かつ適切に合理的配慮をするように努めなければならない。

第3章 障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の防止等

第1節 障害を理由とする差別に関する相談体制

(個別相談)

第9条 何人も、市に対し、障害を理由とする差別に関する個別の事案についての相談（以下「個別相談」という。）をすることができる。

2 市は、個別相談があったときは、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 個別相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。

(2) 個別相談に係る事実の確認及び関係者間の調整を行うこと。

(3) 関係行政機関へ通告、通報その他の通知を行うこと。

(専門相談員の設置)

第10条 市に、個別相談に応じて専門的に事案の解決又は改善を図るための職員として、専門相談員を置くものとする。

第2節 北九州市障害者差別解消委員会

(設置等)

第11条 事業者又は市（地方公営企業法第3章の規定の適用を受ける市の経営する企業を除き、市が設立した地方独立行政法人を含む。）による障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図るため、市に北九州市障害者差別解消委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、この節及び次節の規定によりその権限に属する事項を処理するものとする。

3 委員会は、委員7人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

（1） 障害のある人又はその家族

（2） 法務、福祉等に関する学識経験者

（3） 事業者の代表者

（4） 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員会に会長及び副会長1人を置く。

8 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

9 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

10 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

11 会長及び副会長とともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

12 この節に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（守秘義務）

第12条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第3節 助言及びあっせん等

（助言及びあっせんの申立て）

第13条 障害のある人（障害のある人が障害により意思を表明することが困難な場合にあつては、当該障害のある人の家族その他の関係者）は、個別相談を経た後においてもなお事業者又は市による障害を理由とする差別に関する事案の解決又は改善が期待できないと思料するときは、市長に対し、委員会による当該事案の当事者（この条に規定する申立てをした者を含む。以下「当事者」という。）への助言又はあっせんを求める申立てをすることがで

きる。ただし、当該事案が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 当事者の全てが市の区域外に居住し、又は所在するものであるとき。

(2) 過去に同一の事案の申立てを行ったことがあるとき。

(助言及びあっせんの申立てに係る調査)

第14条 市長は、前条の申立てがあったときは、当該申立てに係る事案についての事実の調査を行うものとする。

2 当事者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による事実の調査に協力しなければならない。

(助言及びあっせん)

第15条 市長は、委員会に対し、前条第1項の規定による事実の調査の結果を通知するとともに、助言又はあっせんを行うよう求めるものとする。

2 委員会は、前項の規定により助言又はあっせんを行うよう求められたときは、次に掲げる場合を除き、助言又はあっせんを行うものとする。

(1) 助言又はあっせんを行う必要がないと認められるとき。

(2) 第13条の申立てに係る事案の性質上、助言又はあっせんを行うことが適当でないとき。

3 委員会は、前項の助言又はあっせんを行うために必要があると認められるときは、当事者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

4 委員会は、第2項の規定による助言又はあっせんを行わないときは、第13条の申立てをした者にその旨を通知するとともに、市長に当該申立てへの対応結果を報告するものとする。

(助言及びあっせんの終了)

第16条 委員会は、前条第2項の規定により助言をし、又はあっせんを開始した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該助言又はあっせんを終了するものとする。

(1) 当事者が助言に従ったとき、又はあっせん案を受諾したとき。

(2) 当事者が助言に従わないとき、又はあっせん案を受諾しないとき。

(3) 助言又はあっせんを継続することが困難であり、又は適当でないとき。

2 委員会は、前項の規定により助言又はあっせんを終了したときは、当事者にその旨を通知するとともに、市長に当該申立てへの対応結果を報告するものとする。

(措置の求め)

第17条 委員会は、当事者のうち事業者又は市が助言に従わず、又はあつせん案を受諾しないときは、第13条の申立てに係る事案の解決又は改善を図るため、市長に対し、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

第4節 勧告及び公表

(勧告)

第18条 市長は、委員会から前条の規定による求めがあった場合において、第13条の申立てに係る事案の解決又は改善を図るため必要があると認めるときは、当事者のうち事業者に対し、当該事案の解決又は改善を図るための対応策を提示し、これに従って必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第19条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業者が当該勧告に従わず、第7条又は第8条の規定の趣旨を著しく損なうおそれがあると認めるときは、当該事業者の名称及び当該勧告の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を指定し、前条の規定による勧告を受けた事業者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。ただし、当該事業者又はその代理人が、正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、この限りでない。

第5節 障害者差別解消支援地域協議会

第20条 市は、市の区域内における障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、法第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会を組織する。

2 市は、前項の障害者差別解消支援地域協議会が円滑に運営されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第4章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策

(啓発活動の推進)

第21条 市は、事業者及び市民の障害及び障害のある人に対する関心と理解を深めるため、障害のある人又はその家族等が組織する団体と協働して、必要な啓発活動を推進するものとする。

(交流の機会の拡大)

第22条 市は、障害のある人と障害のない人又は障害のある人同士の交流の機会の拡大及び充実を図り、その相互理解を促進するものとする。

(情報の収集及び提供)

第23条 市は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報を収集し、事業者及び市民に対して情報提供を行うものとする。

(表彰)

第24条 市長は、障害及び障害のある人への理解を深め、又は障害を理由とする差別を解消するための取組に関し顕著な功績があると認められるものに対し、表彰を行うものとする。

第5章 雑則

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章第2節から第4節までの規定は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市公営競技事業の設置等に関する条例をここに公布する。

平成29年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第38号

北九州市公営競技事業の設置等に関する条例

(公営競技事業の設置)

第1条 自転車競技法(昭和23年法律第209号)の規定による自転車競走及びモーターボート競走法(昭和26年法律第242号)の規定によるモーターボート競走を行うため、公営競技事業を設置する。

(地方公営企業法の規定の適用)

第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)

第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定に基づき、公営競技事業に法の規定の全部を適用する。

(経営の基本)

第3条 公営競技事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

(管理者)

第4条 法第7条本文の規定に基づく公営競技事業管理者(以下「管理者」という。)は、北九州市公営競技局長とする。

(組織)

第5条 法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、公営競技局を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第6条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない公営競技事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格)が4,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件1万平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により公営競技事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責

任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄付の受領等)

第8条 公営競技事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 負担付きの寄付又は贈与の受領でその負担となるべきものの見積価額が30万円を超えるもの
- (2) 審査請求その他の不服申立て、あっせん及び仲裁
- (3) 訴えの提起、和解及び調停でその訴訟物又は目的物の価格が1件300万円を超えるもの
- (4) 法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が1件300万円(交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償保障法施行令(昭和30年政令第286号)第2条第1項第1号イに定める保険金額に相当する金額)を超えるもの

(業務状況説明書類の提出)

第9条 管理者は、公営競技事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公営競技事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかつた場合においては、管理者は、できるだけ速やかにこれを提出しなければならない。

4 業務の状況の公表は、北九州市公告式条例(昭和38年北九州市条例第4号)に定める方法による。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令、条例、規則その他の規程(以下この項から付則第4項までにおいて「法令等」という。)の規定により市長が行った処分、通知その他の行為(当該行為に係る権限が施行日以後も市長の権限とされるものを除く。)は、施行日以後の法令等の相当規定により管理者が行った処分、通知その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に法令等の規定により市長に対してされている申請その他の行為(当該行為に係る権限が施行日以後も市長の権限とされるものを除く。)は、施行日以後の法令等の相当規定により管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。
- 4 施行日前に法令等の規定により市長に対して提出その他の手続(当該手続に係る権限が施行日以後も市長の権限とされるものを除く。)をしなければならないこととされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、施行日以後は、これらを、施行日以後の法令等の相当規定により管理者に対してその手続をしなければならないこととされた事項について、その手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。
(北九州市立競輪場設置条例の一部改正)
- 5 北九州市立競輪場設置条例(昭和38年北九州市条例第90号)の一部を次のように改正する。
第3条中「市長」を「公営競技事業管理者」に改める。
(北九州市自転車競走実施条例の一部改正)
- 6 北九州市自転車競走実施条例(昭和38年北九州市条例第91号)の一部を次のように改正する。
第2条第1項中「市長」を「公営競技事業管理者(以下「管理者」という。)」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。
第4条第1項ただし書中「市長」を「管理者」に改め、同条第5項中「規則で」を「別に管理者が」に改める。
第5条、第7条及び第8条中「市長」を「管理者」に改める。
(北九州市モーターボート競走実施条例の一部改正)
- 7 北九州市モーターボート競走実施条例(昭和39年北九州市条例第62号)の一部を次のように改正する。
第2条第2項中「市長」を「公営競技事業管理者(以下「管理者」という

。)」に改め、同条第3項中「市長」を「管理者」に改める。

第3条ただし書、第4条、第6条及び第7条中「市長」を「管理者」に改める。

(北九州市特別会計条例の一部改正)

8 北九州市特別会計条例(昭和39年北九州市条例第80号)の一部を次のように改正する。

第1条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第21号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条中「及び第5号」を削る。

(北九州市事務分掌条例の一部改正)

9 北九州市事務分掌条例(昭和40年北九州市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第1条産業経済局の項第3号を削る。

(北九州市競輪競艇整備積立金条例の一部改正)

10 北九州市競輪競艇整備積立金条例(平成3年北九州市条例第31号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市競輪競艇整備基金条例

第1条中「競輪、競艇事業」を「公営競技事業」に、「北九州市競輪競艇整備積立金(以下「積立金」)」を「北九州市競輪競艇整備基金(以下「基金」)」に改める。

第2条(見出しを含む。)中「積立金」を「基金」に改める。

第3条第2項中「市長」を「管理者」に、「積立金」を「基金」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「積立金」を「基金」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

基金の管理は、公営競技事業管理者(以下「管理者」という。)が行う。

第4条中「積立金」を「基金」に改める。

第5条中「市長」を「管理者」に、「積立金」を「基金」に、「歳計現金」を「公営競技事業会計の現金」に改める。

第6条中「市長」を「管理者」に、「積立金」を「基金」に改める。

第7条中「市長」を「管理者」に改める。

(北九州市競輪競艇整備積立金条例の一部改正に伴う経過措置)

1 1 前項の規定による改正前の北九州市競輪競艇整備積立金条例の規定により設置された北九州市競輪競艇整備積立金で、この条例の施行の際現に存するものは、同項の規定による改正後の北九州市競輪競艇整備基金条例の規定により設置された北九州市競輪競艇整備基金とみなす。

(北九州市行政手続条例の一部改正)

1 2 北九州市行政手続条例（平成 8 年北九州市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「若しくは病院局」を「、病院局若しくは公営競技局」に改める。

(北九州市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

1 3 北九州市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 1 7 年北九州市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号ア中「若しくは病院局」を「、病院局若しくは公営競技局」に改める。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月20日

北九州市長 北橋 健治

北九州市条例第39号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条の4に次の2項を加える。

- 6 市が設置する都市公園に係る令第6条第6項に掲げる場合の法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、令第6条第6項に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として法第4条第1項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 7 市が設置する都市公園に設ける運動施設に係る令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

別表第1の3 有料施設の使用料の表のその他の項中

「

三萩野公園駐車施設	普通自動車	1台につき30分又はその端数ごとに	100円以下の範囲内で規則で定める額	普通自動車とは、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正前の道路交通法（以下「改正前の道路交通法」という。）第3条に規定する普通自動車をいう。
-----------	-------	-------------------	--------------------	--

を

」

「

三萩野	普通自動車	1台につき	100円以	普通自動車とは
-----	-------	-------	-------	---------

」

公園駐 車施設		30分又は その端数ご とに	下の範囲内 で規則で定 める額	、道路交通法の 一部を改正する 法律（平成27 年法律第40号 ）による改正前 の道路交通法（ 以下「改正前の 道路交通法」と いう。）第3条 に規定する普通 自動車をいう。
帆柱公 園駐車 施設	大型自動車 中型自動車	1台1回（ 1日以内）	1,000 円以下の範 囲内で規則 で定める額	大型自動車及び 中型自動車の区 分は、改正前の 道路交通法第3 条に規定するこ ろによる。
	普通自動車	1台1回（ 2時間以内 ）	100円以 下の範囲内 で規則で定 める額	1 普通自動車 とは、改正前 の道路交通法 第3条に規定 する普通自動 車をいう。 2 使用を開始 した日の翌日 以後に出庫す る場合は、同 日から起算し て1日又はそ の端数ごとに 300円以下 の範囲内で規 則で定める額 を加算する。
		1台1回（ 2時間を超 えて4時間 以内）	200円以 下の範囲内 で規則で定 める額	
1台1回（ 4時間を超 えた場合）	300円以 下の範囲内 で規則で定 める額			

に

				3 駐車時間が 20分以内の ときは、無料 とする。
--	--	--	--	-------------------------------------

」

改める。

付 則

この条例は、平成29年12月21日から施行する。ただし、第3条の4に2項を加える改正規定は公布の日から、別表第1の3 有料施設の使用料の表のその他の項の改正規定（帆柱公園駐車施設の大型自動車中型自動車の項に係る部分に限る。）は規則で定める日から施行する。

北九州市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第40号

北九州市火災予防条例の一部を改正する条例

北九州市火災予防条例（昭和48年北九州市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第46条第1項中「政令別表第1（16）項口に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの」を「次に掲げる防火対象物」に改め、同項に次の各号を加える。

（1） 政令別表第1（5）項口に掲げる防火対象物（主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除き、常時外気に開放されていない共用の廊下又は階段を有するものに限る。）で、延べ面積が150平方メートル以上のもの

（2） 政令別表第1（16）項口に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第41号

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の学校教育関係の表の小学校の項中

北九州市立伊川小学校	北九州市門司区大字伊川1058番地の2	を
〃 大 積 〃	〃 〃 大字大積974番地の3	

北九州市立大積小学校	北九州市門司区大字大積974番地の3	に、
------------	--------------------	----

〃 今 町 〃	〃 〃 今町三丁目19番1号	を
〃 北 〃	〃 〃 中井口4番1号	

〃 今 町 〃	〃 〃 今町三丁目19番1号	に、
---------	----------------	----

〃 花 房小学校 安屋分校	〃 〃 大字安屋2280番地の2	を
〃 ひびきの小学校	〃 〃 大字塩屋739番地3	

〃 ひびきの 〃	〃 〃 大字塩屋739番地3	に
----------	----------------	---

改める。

別表第3の2 社会教育関係の表の美術館の各室使用料の項中

	7,800円	1,100円	を
講堂	1時間又はその端数ごとに	円 460	
教室 ガイダンスルーム	〃	230	
和室	〃	120	

	7, 800円	1, 100円	に
--	---------	---------	---

改める。

付 則

この条例のうち別表第1の学校教育関係の表の小学校の項の改正規定中

北九州市立伊川小学校	北九州市門司区大字伊川1058番地の2	を
〃 大 積 〃	〃 〃 大字大積974番地の3	

北九州市立大積小学校	北九州市門司区大字大積974番地の3	に、
------------	--------------------	----

〃 今 町 〃	〃 〃 今町三丁目19番1号	を
〃 北 〃	〃 〃 中井口4番1号	

〃 今 町 〃	〃 〃 今町三丁目19番1号	に
---------	----------------	---

改める部分は平成31年4月1日から、

〃 花 房小学校 安屋分校	〃 〃 大字安屋2280番地の2	を
〃 ひびきの小学校	〃 〃 大字塩屋739番地3	

〃 ひびきの 〃	〃 〃 大字塩屋739番地3	に
----------	----------------	---

改める部分は平成32年4月1日から施行する。ただし、別表第3の2 社会
教育関係の表の美術館の各室使用料の項の改正規定は、公布の日から施行する

。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第42号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
第18条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までの扶養親族については1人につき7,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下この条及び次条において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

第18条第4項中「（第2項第2号に該当する扶養親族たる子に限る。以下この項において同じ。）」を削る。

第19条第1項各号列記以外の部分中「（新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その教職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第3項中「、扶養手当を受けている教職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合」及び「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員について当該教職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削る。

付則別表及び別表第1から別表第3までを次のように改める。

付則別表

行 政 職 給 料 表

職務 の級	特 3 級
号給	給料月額
	円
1	258,900
2	261,000
3	263,200
4	265,600
5	267,800
6	270,100
7	272,400
8	274,700
9	277,000
10	279,300
11	281,400
12	283,700
13	286,000
14	288,500
15	290,900
16	293,200
17	295,400
18	297,900
19	300,300
20	302,800
21	305,000
22	307,300
23	309,600
24	312,000
25	314,100
26	316,400
27	318,600
28	321,000
29	323,200
30	325,500
31	327,700
32	330,100
33	332,100
34	334,200
35	336,300
36	338,500
37	340,600
38	342,900
39	345,200
40	347,500
41	349,700
42	352,000
43	354,300
44	356,600
45	358,800
46	361,000
47	363,200
48	365,400
49	367,400
50	369,400
51	371,400
52	373,400

53	375,300
54	377,100
55	379,000
56	380,900
57	382,400
58	384,000
59	385,700
60	387,300
61	388,800
62	390,000
63	391,200
64	392,500
65	393,600
66	394,600
67	395,700
68	396,800
69	397,700
70	398,600
71	399,500
72	400,400
73	401,100
74	402,000
75	402,900
76	403,800
77	404,500
78	405,400
79	406,300
80	407,200
81	407,900
82	408,700
83	409,600
84	410,500
85	411,100
86	412,000
87	412,900
88	413,800
89	414,400
90	415,200
91	416,000
92	416,900
93	417,500
94	418,300
95	419,200
96	420,100
97	420,700
98	421,500
99	422,100
100	422,500
101	422,600
102	422,900
103	423,200
104	423,400
105	423,700
106	423,800
107	423,900
108	424,100
109	424,400
110	424,600
111	424,800

112	424,900
113	425,000
114	425,200
115	425,800
116	426,600
117	427,400

別表第1（第7条関係）

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表（3）

教職 員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	156,300	180,600	261,100	297,300	381,900
	2	157,800	182,800	263,600	300,200	384,600
	3	159,300	185,000	265,900	303,200	387,300
	4	160,800	187,200	268,200	306,200	390,000
	5	162,500	189,500	270,800	308,800	392,800
	6	164,400	192,300	273,200	311,600	394,900
	7	166,200	195,000	275,400	314,300	397,000
	8	168,000	197,700	277,600	317,100	399,100
	9	169,800	200,600	279,900	320,000	401,200
	10	171,900	202,300	282,200	322,300	403,100
	11	173,900	204,000	284,600	324,600	405,000
	12	175,900	205,700	286,800	326,900	406,900
	13	177,900	207,500	289,200	329,200	408,700
	14	180,100	209,200	291,300	331,400	410,700
	15	182,300	210,900	293,200	333,700	412,700
	16	184,500	212,500	295,200	335,800	414,700
	17	186,800	214,300	297,300	338,100	416,500
	18	189,400	216,200	299,800	340,300	418,300
	19	191,900	218,100	302,300	342,600	420,100
	20	194,400	220,000	305,000	344,900	421,800
	21	196,900	221,700	307,300	346,700	423,300
	22	198,600	223,700	309,900	348,800	424,800
	23	200,300	225,700	312,200	350,900	426,700
	24	202,000	227,700	314,900	353,000	428,600
	25	203,500	229,600	317,500	355,100	430,400
	26	205,200	232,300	319,800	357,100	432,200
	27	206,900	235,000	322,200	359,100	434,100
	28	208,500	237,700	324,400	361,100	435,900
	29	210,000	240,300	326,700	362,900	437,600
	30	211,700	243,600	328,700	365,200	439,500
	31	213,400	247,000	330,900	367,600	441,300
	32	215,100	250,300	333,100	370,000	443,200
	33	216,700	253,600	335,000	372,100	444,900
	34	218,500	256,800	337,100	374,600	446,700
	35	220,300	260,000	339,200	377,100	448,500
	36	222,100	263,100	341,300	379,600	450,300
	37	223,700	266,400	343,400	382,100	451,900
	38	225,500	269,400	345,500	384,600	453,600
	39	227,300	272,400	347,700	387,100	455,500
	40	229,100	275,400	349,800	389,600	457,200
	41	230,800	278,500	351,800	392,100	458,900
	42	232,500	280,500	353,900	393,800	460,500

	43	234, 100	282, 400	355, 800	395, 400	462, 100
	44	235, 700	284, 400	357, 900	397, 200	463, 600
	45	237, 200	286, 200	359, 700	398, 400	465, 100
	46	238, 600	288, 600	361, 700	399, 900	466, 400
	47	239, 900	290, 900	363, 700	401, 300	467, 700
	48	241, 100	293, 400	365, 700	402, 700	469, 000
	49	242, 600	295, 500	367, 300	404, 400	470, 200
	50	244, 100	298, 000	369, 500	405, 800	470, 900
	51	245, 300	300, 300	371, 700	407, 100	471, 600
	52	246, 800	303, 000	373, 900	408, 600	472, 300
	53	248, 000	305, 400	376, 100	410, 200	472, 900
	54	249, 200	307, 800	378, 300	411, 500	473, 500
	55	250, 600	310, 300	380, 500	413, 000	474, 100
	56	251, 700	312, 600	382, 700	414, 600	474, 700
	57	253, 000	314, 900	384, 900	416, 300	475, 300
	58	254, 100	317, 100	387, 100	417, 700	475, 900
	59	255, 200	319, 200	389, 300	419, 300	476, 400
	60	256, 400	321, 400	391, 500	420, 800	476, 900
	61	257, 700	323, 500	393, 400	422, 500	477, 400
	62	259, 000	325, 600	394, 600	424, 000	477, 900
	63	260, 400	327, 700	396, 000	425, 600	478, 400
	64	261, 500	329, 700	397, 400	427, 200	478, 800
	65	262, 800	331, 800	398, 700	428, 700	479, 200
	66	264, 300	333, 900	400, 000	430, 200	
	67	265, 800	336, 100	401, 400	431, 400	
	68	267, 500	338, 300	402, 700	432, 600	
	69	269, 000	340, 100	404, 000	433, 800	
	70	270, 400	342, 300	405, 400	435, 100	
	71	271, 800	344, 300	406, 800	436, 400	
	72	273, 200	346, 500	408, 100	437, 600	
	73	274, 300	348, 300	409, 300	438, 800	
	74	275, 700	350, 200	410, 500	440, 000	
	75	277, 100	352, 300	411, 800	441, 200	
	76	278, 300	354, 300	413, 200	442, 400	
	77	279, 600	355, 900	414, 500	443, 600	
	78	280, 800	357, 800	415, 700	444, 800	
	79	282, 000	359, 600	416, 700	446, 000	
	80	283, 200	361, 500	417, 900	447, 200	
	81	284, 300	363, 400	419, 100	448, 300	
	82	285, 500	365, 400	420, 300	448, 900	
	83	286, 700	367, 500	421, 500	449, 400	
	84	287, 900	369, 400	422, 500	449, 900	
	85	289, 000	371, 300	423, 600	450, 400	
	86	290, 100	373, 200	424, 600	450, 900	
再任	87	291, 100	375, 100	425, 600	451, 400	
用教	88	292, 300	377, 000	426, 600	451, 900	
職員	89	293, 400	378, 700	427, 500	452, 300	
以外	90	294, 500	380, 500	428, 300	452, 800	
の教	91	295, 700	382, 400	429, 100	453, 200	
職員						

92	296,900	384,300	429,900	453,600
93	297,500	385,900	430,700	454,000
94	298,500	387,000	431,100	454,400
95	299,600	388,300	431,500	454,800
96	300,800	389,500	431,900	455,200
97	301,800	390,900	432,300	455,500
98	302,900	391,900	432,600	
99	303,900	393,000	432,900	
100	305,000	394,000	433,200	
101	305,900	394,900	433,500	
102	307,000	395,900	433,800	
103	308,100	397,000	434,100	
104	309,100	398,100	434,300	
105	309,700	398,800	434,500	
106	310,600	399,700	434,800	
107	311,400	400,600	435,100	
108	312,200	401,500	435,300	
109	313,100	402,300	435,500	
110	313,500	403,200	435,800	
111	313,900	404,000	436,100	
112	314,400	404,800	436,300	
113	315,000	405,400	436,500	
114	315,400	406,100	436,800	
115	315,900	406,800	437,100	
116	316,400	407,500	437,300	
117	317,000	408,100	437,500	
118	317,500	408,600		
119	317,900	409,000		
120	318,400	409,400		
121	318,900	409,800		
122	319,300	410,100		
123	319,800	410,400		
124	320,300	410,600		
125	320,900	410,800		
126	321,200	411,100		
127	321,500	411,400		
128	321,800	411,600		
129	322,000	411,800		
130	322,300	412,100		
131	322,600	412,400		
132	322,900	412,600		
133	323,100	412,800		
134	323,300	413,100		
135	323,500	413,400		
136	323,800	413,600		
137	324,100	413,800		
138	324,300	414,100		
139	324,600	414,400		
140	324,900	414,600		

141	325,100	414,800			
142	325,300	415,100			
143	325,600	415,400			
144	325,800	415,600			
145	326,100	415,800			
146	326,300	416,100			
147	326,600	416,400			
148	326,900	416,600			
149	327,100	416,800			
150	327,300	417,100			
151	327,600	417,400			
152	327,900	417,600			
153	328,100	417,800			
154	328,400				
155	328,700				
156	328,900				
157	329,100				
158	329,400				
159	329,700				
160	329,900				
161	330,100				
162	330,400				
163	330,700				
164	330,900				
165	331,100				
166	331,400				
167	331,700				
168	331,900				
169	332,100				
170	332,400				
171	332,700				
172	332,900				
173	333,100				
174	333,400				
175	333,700				
176	333,900				
177	334,100				
再任用教職員	233,600	273,900	302,600	330,700	414,800

備考

- 1 この表は、特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が3級である教職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 任期付短時間勤務教職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 教諭、養護教諭及び栄養教諭 2級3号給の給料月額に相当する額
 - (2) 講師、助教諭及び養護助教諭 1級5号給の給料月額に相当する額

イ 教育職給料表（４）

教職 員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	156,300	172,200	261,100	270,800	386,000
	2	157,800	174,300	263,600	273,200	387,500
	3	159,300	176,400	265,900	275,400	389,000
	4	160,800	178,600	268,200	277,600	390,400
	5	162,500	180,600	270,800	279,900	391,600
	6	164,400	182,800	273,200	282,400	392,900
	7	166,200	185,000	275,400	285,000	394,000
	8	168,000	187,200	277,600	287,600	395,100
	9	169,800	189,500	279,900	290,000	396,500
	10	171,900	192,300	282,200	292,700	397,700
	11	173,900	195,000	284,600	295,400	398,900
	12	175,900	197,700	286,800	298,100	400,200
	13	177,900	200,600	289,200	300,600	401,400
	14	180,100	202,300	291,300	303,000	402,400
	15	182,300	204,000	293,200	305,300	403,800
	16	184,500	205,700	295,200	307,700	405,100
	17	186,800	207,500	297,300	310,100	406,300
	18	189,400	209,200	299,800	312,700	407,800
	19	191,900	210,900	302,300	315,400	409,300
	20	194,400	212,500	305,000	318,300	410,800
	21	196,900	214,300	307,300	320,800	412,200
	22	198,600	216,200	309,900	322,800	413,600
	23	200,300	218,100	312,200	324,800	415,100
	24	202,000	220,000	314,900	327,100	416,700
	25	203,500	221,700	317,500	329,200	418,100
	26	205,100	223,700	319,800	331,400	419,500
	27	206,700	225,700	322,200	333,700	420,900
	28	208,200	227,700	324,400	335,800	422,200
	29	209,900	229,600	326,700	338,100	423,500
	30	211,600	233,200	328,700	340,300	424,900
	31	213,300	236,800	330,900	342,600	426,300
	32	215,000	240,400	333,100	344,900	427,700
	33	216,500	244,000	335,000	346,700	428,900
	34	218,200	247,400	337,100	348,500	430,200
	35	219,900	250,800	339,200	350,400	431,400
	36	221,600	254,200	341,200	352,300	432,700
	37	223,100	257,400	343,200	354,100	433,800
	38	224,800	260,500	345,100	356,100	435,000
	39	226,500	263,600	347,100	358,100	436,300
	40	228,200	266,700	349,000	360,300	437,600
	41	229,800	269,800	350,700	362,400	438,900
	42	231,500	272,000	352,500	364,500	440,100
	43	233,100	274,200	354,100	366,600	441,100
	44	234,700	276,200	355,800	368,700	442,200

再任 教員 以外 の教 員	45	236,400	278,500	357,600	370,700	443,400
	46	237,900	280,500	359,500	372,900	444,200
	47	239,200	282,400	361,400	375,100	445,000
	48	240,600	284,400	363,300	377,300	445,900
	49	242,000	286,200	365,100	379,300	446,800
	50	243,400	288,600	367,100	380,900	447,300
	51	244,900	290,900	369,100	382,500	447,800
	52	246,100	293,400	371,100	384,000	448,300
	53	247,200	295,500	373,000	385,400	448,800
	54	248,600	298,000	375,000	386,900	449,300
	55	249,800	300,300	377,000	388,400	449,800
	56	251,000	303,000	379,000	389,800	450,200
	57	252,200	305,400	380,700	391,000	450,600
	58	253,400	307,800	381,900	392,300	451,000
	59	254,500	310,300	383,100	393,400	451,400
	60	255,700	312,600	384,200	394,500	451,800
	61	257,100	314,900	385,100	395,900	452,200
	62	258,300	317,100	386,300	397,100	452,600
	63	259,500	319,200	387,300	398,300	453,000
	64	260,400	321,400	388,400	399,600	453,400
	65	261,400	323,500	389,600	400,800	453,700
	66	262,800	325,600	390,600	401,800	
	67	264,200	327,800	391,700	403,200	
	68	265,700	329,800	392,900	404,500	
	69	267,300	331,900	393,900	405,700	
	70	268,800	334,000	395,000	406,800	
	71	270,300	336,200	396,100	408,000	
	72	271,700	338,400	397,200	409,100	
	73	272,700	340,100	398,100	410,100	
	74	273,900	342,000	399,000	411,300	
	75	275,200	343,700	400,000	412,500	
	76	276,400	345,500	401,000	413,700	
	77	277,700	347,300	401,800	414,300	
	78	278,800	349,100	402,600	415,100	
	79	280,000	350,600	403,300	415,800	
	80	281,200	352,400	404,100	416,300	
	81	282,400	353,600	404,800	416,600	
	82	283,300	355,300	405,600	417,000	
	83	284,500	357,000	406,300	417,400	
	84	285,700	358,700	407,000	417,800	
	85	286,700	360,600	407,600	418,100	
	86	287,600	362,200	408,300	418,500	
	87	288,300	364,000	408,800	418,900	
	88	289,300	365,800	409,500	419,200	
	89	290,300	367,500	409,900	419,500	
	90	291,200	369,100	410,300	419,900	
	91	292,100	370,700	410,600	420,300	
	92	293,000	372,300	410,900	420,600	
	93	293,300	373,900	411,200	420,900	

94	294,000	374,900	411,500	421,200
95	294,700	375,900	411,800	421,500
96	295,500	376,900	412,000	421,700
97	296,300	377,700	412,200	421,900
98	297,100	378,600	412,500	422,200
99	297,900	379,500	412,800	422,500
100	298,600	380,500	413,000	422,700
101	299,500	381,300	413,200	422,900
102	300,000	382,300	413,500	423,200
103	300,500	383,300	413,800	423,500
104	301,000	384,300	414,000	423,700
105	301,200	384,900	414,200	423,900
106	301,600	385,800	414,500	424,200
107	301,900	386,700	414,800	424,500
108	302,100	387,600	415,000	424,700
109	302,300	388,400	415,200	424,900
110	302,500	389,100	415,500	
111	302,800	389,900	415,800	
112	303,100	390,700	416,000	
113	303,300	391,300	416,200	
114	303,500	392,100	416,500	
115	303,700	392,800	416,800	
116	304,000	393,500	417,000	
117	304,300	394,100	417,200	
118	304,600	394,800		
119	304,900	395,300		
120	305,200	395,900		
121	305,300	396,600		
122	305,500	397,200		
123	305,800	397,700		
124	306,100	398,200		
125	306,300	398,500		
126	306,600	398,800		
127	306,900	399,100		
128	307,100	399,400		
129	307,300	399,700		
130	307,600	400,000		
131	307,900	400,300		
132	308,100	400,600		
133	308,300	400,900		
134	308,600	401,200		
135	308,900	401,500		
136	309,100	401,800		
137	309,300	402,000		
138		402,300		
139		402,600		
140		402,800		
141		403,000		
142		403,300		

143			403,600			
144			403,800			
145			404,000			
146			404,300			
147			404,600			
148			404,800			
149			405,000			
150			405,300			
151			405,600			
152			405,800			
153			406,000			
154			406,300			
155			406,600			
156			406,800			
157			407,000			
再任用教職員		224,800	270,700	297,700	324,000	404,800

備考

- 1 この表は、小学校及び中学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が3級である教職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 任期付短時間勤務教職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 教諭、養護教諭及び栄養教諭 2級5号給の給料月額に相当する額
 - (2) 講師、助教諭及び養護助教諭 1級3号給の給料月額に相当する額

別表第2（第7条関係）

行政職給料表

教職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	150,400	221,100	251,100	258,900
	2	151,500	223,100	253,100	261,000
	3	152,600	225,100	255,000	263,200
	4	153,700	227,100	257,000	265,600
	5	154,900	229,200	258,900	267,800
	6	156,200	231,200	261,000	270,100
	7	157,500	233,200	263,200	272,400
	8	158,800	235,200	265,600	274,700
	9	159,900	237,200	267,600	277,000
	10	161,600	239,100	269,900	279,300
	11	163,300	240,600	272,200	281,400
	12	165,000	242,100	274,500	283,700
	13	166,800	242,800	276,600	286,000
	14	168,600	244,400	278,900	288,500
	15	170,400	245,900	281,000	290,900
	16	172,200	247,500	283,300	293,200
	17	173,900	249,000	285,400	295,400
	18	175,800	250,700	287,800	297,900
	19	177,700	252,300	290,100	300,300
	20	179,600	254,000	292,300	302,800
	21	181,400	255,800	294,700	305,000
	22	183,300	257,600	297,000	307,300
	23	185,200	259,600	299,200	309,600
	24	187,100	261,600	301,500	312,000
	25	189,100	263,300	303,600	314,100
	26	191,000	265,400	305,600	316,400
	27	192,900	267,400	307,800	318,600
	28	194,800	269,400	309,900	321,000
	29	196,800	271,200	311,800	323,200
	30	198,700	273,200	313,700	325,500
	31	200,600	275,000	315,700	327,700
	32	202,500	277,000	317,800	330,100
	33	204,500	278,900	319,900	332,100
	34	206,400	281,000	322,000	334,200
	35	208,300	283,100	323,800	336,300
	36	210,200	284,900	325,900	338,500
	37	212,100	286,900	327,700	340,600
	38	214,100	288,900	329,600	342,900
	39	216,100	291,000	331,500	345,200
	40	218,100	293,100	333,300	347,500
	41	219,900	295,200	335,200	349,700
	42	221,900	297,200	337,000	352,000

再任 用教 員 以 外 の 教 員	43	223,900	299,200	338,800	354,300
	44	225,900	301,300	340,600	356,600
	45	227,600	303,300	342,400	358,800
	46	229,600	305,200	344,200	361,000
	47	231,600	307,200	346,000	363,200
	48	233,600	309,200	347,800	365,400
	49	235,300	311,400	349,600	367,400
	50	237,200	313,300	351,200	369,400
	51	238,700	314,900	352,900	371,400
	52	240,200	316,800	354,600	373,400
	53	240,700	318,400	356,100	375,300
	54	242,000	320,200	357,600	377,100
	55	243,200	322,000	359,000	379,000
	56	244,500	323,700	360,500	380,900
	57	245,700	325,500	362,000	382,400
	58	247,100	326,900	363,300	384,000
	59	248,400	328,300	364,700	385,700
	60	249,800	329,600	366,100	387,300
	61	251,100	331,100	367,200	388,800
	62	252,500	332,400	368,400	390,000
	63	254,100	333,600	369,700	391,200
	64	255,800	334,900	371,000	392,500
	65	257,200	336,100	372,100	393,600
	66	258,800	337,300	373,000	394,600
	67	260,400	338,600	374,000	395,700
	68	262,100	339,900	375,000	396,800
	69	263,400	341,000	375,800	397,700
	70	264,800	342,300	376,700	398,600
	71	265,900	343,500	377,600	399,500
	72	267,200	344,700	378,500	400,400
	73	268,600	346,000	379,300	401,100
	74	269,900	347,200	380,100	402,000
75	271,300	348,500	381,000	402,900	
76	272,500	349,800	381,900	403,800	
77	273,600	350,900	382,600	404,500	
78	274,800	351,900	383,400	405,400	
79	276,100	352,900	384,200	406,300	
80	277,400	353,900	385,000	407,200	
81	278,500	354,700	385,300	407,900	
82	279,400	355,600	386,000	408,700	
83	280,500	356,500	386,800	409,600	
84	281,600	357,400	387,600	410,500	
85	282,500	358,200	388,200	411,100	
86	283,400	358,900	388,800	412,000	
87	284,400	359,600	389,400	412,900	
88	285,500	360,400	390,100	413,800	
89	286,400	361,300	390,700	414,400	
90	287,000	362,100	391,400	415,200	
91	287,500	362,900	392,100	416,000	

92	288,100	363,700	392,800	416,900
93	288,300	364,300	393,400	417,500
94	288,900	365,000	394,000	418,300
95	289,500	365,800	394,700	419,200
96	290,100	366,600	395,400	420,100
97	290,600	367,000	395,700	420,700
98	291,200	367,700	396,400	421,500
99	291,800	368,400	397,100	422,100
100	292,400	369,100	397,800	422,500
101	292,800	369,800	398,400	422,600
102	293,300	370,500	399,000	422,900
103	293,900	371,200	399,400	423,200
104	294,500	371,900	399,800	423,400
105	294,700	372,400	399,900	423,700
106		373,100	400,000	423,800
107		373,800	400,100	423,900
108		374,500	400,200	424,100
109		375,100	400,300	424,400
110		375,800	400,400	424,600
111		376,500	400,500	424,800
112		377,200	400,600	424,900
113		377,600	400,700	425,000
114		378,300	400,800	425,200
115		378,900	400,900	425,800
116		379,600	401,000	426,600
117		380,100	401,100	427,400
118		380,700		
119		381,400		
120		382,100		
121		382,600		
122		383,300		
123		384,000		
124		384,700		
125		385,200		
126		385,800		
127		386,300		
128		387,000		
129		387,500		
再任用教職員	227,200	244,400	276,400	303,000

備考

- 1 この表は、小学校、中学校及び特別支援学校の学校事務職員に適用する。
- 2 任期付短時間勤務教職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

別表第3（第7条関係）

医 療 職 給 料 表 （2）

教職 員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	150,400	221,100	251,100
	2	151,500	223,100	253,100
	3	152,600	225,100	255,000
	4	153,700	227,100	257,000
	5	154,900	229,200	258,900
	6	156,200	231,200	261,000
	7	157,500	233,200	263,200
	8	158,800	235,200	265,600
	9	159,900	237,200	267,600
	10	161,600	239,100	269,900
	11	163,300	240,600	272,200
	12	165,000	242,100	274,500
	13	166,800	242,800	276,600
	14	168,600	244,400	278,900
	15	170,400	245,900	281,000
	16	172,200	247,500	283,300
	17	173,900	249,000	285,400
	18	175,800	250,700	287,800
	19	177,700	252,300	290,100
	20	179,600	254,000	292,300
	21	181,400	255,800	294,700
	22	183,300	257,600	297,000
	23	185,200	259,600	299,200
	24	187,100	261,600	301,500
	25	189,100	263,300	303,600
	26	191,000	265,400	305,600
	27	192,900	267,400	307,800
	28	194,800	269,400	309,900
	29	196,800	271,200	311,800
	30	198,700	273,200	313,700
	31	200,600	275,000	315,700
	32	202,500	277,000	317,800
	33	204,500	278,900	319,900
	34	206,400	281,000	322,000
	35	208,300	283,100	323,800
	36	210,200	284,900	325,900
	37	212,100	286,900	327,700
	38	214,100	288,900	329,600
	39	216,100	291,000	331,500
	40	218,100	293,100	333,300
	41	219,900	295,200	335,200
	42	221,900	297,200	337,000

再任 用教 員 以 外 の 教 員	43	223,900	299,200	338,800
	44	225,900	301,300	340,600
	45	227,600	303,300	342,400
	46	229,600	305,200	344,200
	47	231,600	307,200	346,000
	48	233,600	309,200	347,800
	49	235,300	311,400	349,600
	50	237,200	313,300	351,200
	51	238,700	314,900	352,900
	52	240,200	316,800	354,600
	53	240,700	318,400	356,100
	54	242,300	320,200	357,600
	55	243,900	322,000	359,000
	56	245,400	323,700	360,500
	57	246,900	325,500	362,000
	58	248,600	326,900	363,300
	59	250,200	328,300	364,700
	60	251,900	329,600	366,100
	61	253,600	331,100	367,200
	62	255,200	332,400	368,400
	63	257,200	333,600	369,700
	64	259,200	334,900	371,000
	65	260,800	336,100	372,100
	66	262,800	337,300	373,000
	67	264,700	338,600	374,000
	68	266,600	339,900	375,000
	69	268,300	341,000	375,800
	70	270,100	342,300	376,700
	71	271,600	343,500	377,600
	72	273,200	344,700	378,500
	73	275,000	346,000	379,300
	74	276,700	347,200	380,100
	75	278,300	348,500	381,000
76	279,800	349,800	381,900	
77	281,500	350,900	382,600	
78	283,100	351,900	383,400	
79	284,800	352,900	384,200	
80	286,500	353,900	385,000	
81	288,200	354,700	385,300	
82	289,400	355,600	386,000	
83	290,800	356,500	386,800	
84	292,200	357,400	387,600	
85	293,400	358,200	388,200	
86	294,500	358,900	388,800	
87	295,700	359,600	389,400	
88	297,000	360,400	390,100	
89	298,300	361,300	390,700	
90	299,200	362,100	391,400	
91	299,900	362,900	392,100	

92	300,900	363,700	392,800
93	301,600	364,300	393,400
94	302,100	365,000	394,000
95	302,600	365,800	394,700
96	303,100	366,600	395,400
97	303,500	367,000	395,700
98		367,700	396,400
99		368,400	397,100
100		369,100	397,800
101		369,800	398,400
102		370,500	399,000
103		371,200	399,400
104		371,900	399,800
105		372,400	399,900
106		373,100	400,000
107		373,800	400,100
108		374,500	400,200
109		375,100	400,300
110		375,800	400,400
111		376,500	400,500
112		377,200	400,600
113		377,600	400,700
114		378,300	400,800
115		378,900	400,900
116		379,600	401,000
117		380,100	401,100
118		380,700	
119		381,400	
120		382,100	
121		382,600	
122		383,300	
123		384,000	
124		384,700	
125		385,200	
126		385,800	
127		386,300	
128		387,000	
129		387,500	
再任用教職員	229,700	244,400	276,400

備考

- 1 この表は、小学校、中学校及び特別支援学校の学校栄養職員に適用する。
- 2 任期付短時間勤務教職員である学校栄養職員の基礎となる給料月額は、1級13号給の給料月額に相当する額とする。

別表第5中

「

3級	主査の職務	を
----	-------	---

」

「

3級	主査の職務	に
4級	事務長の職務	

」

改める。

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第18条第2項第2号の改正規定、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に1号を加える改正規定、同条第3項及び第4項の改正規定、第19条第1項各号列記以外の部分及び同項第2号の改正規定、同項第3号及び第4号を削る改正規定、同条第3項の改正規定、付則別表及び別表第1から別表第3までの改正規定（別表第2の行政職給料表の4級の欄に係る部分に限る。）、別表第5の改正規定並びに付則第8項の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する規定を除く。）による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（次項並びに付則第6項及び第7項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（適用日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

3 平成29年4月1日（以下「適用日」という。）からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった教職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった教職員のうち、教育委員会の定める教職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、別に教育委員会の定めるところによる。

（適用日前の異動者の号給の調整）

4 適用日前に職務の級を異にして異動した教職員及び教育委員会の定めるこれに準ずる教職員の適用日における号給については、その者が適用日におい

て職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(教職員が受けていた号給等の基礎)

- 5 前2項の規定の適用については、教職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、改正前の条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成30年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

- 6 施行日から平成30年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなる教職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のある教職員の当該適用又は異動の日における号給については、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(平成31年3月31日までの間における扶養手当の特例)

- 8 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、付則第1項ただし書に規定する改正規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例第18条第3項及び第19条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までの扶養親族については1人につき7,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下この条及び次条において「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については1万1,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下この条及び次条において「扶養親族たる子」という。)については1人につき9,000円(教職員に配偶者が不在の場合にあつてはそのうち1人については1万1,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき7,500円(教職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあつては、そのうち1人については1万円)」と、同条第1項各号列記以外の部分中「その旨」とあるのは「その旨(新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に第1号に該当する事実が生じた場合におい

て、その教職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)」

とあるのは

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者のない教職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)」

と、同条第3項中「同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合」とあるのは「同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている教職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある教職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある教職員が配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

(委任)

9 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に教育委員会が定める。

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第43号

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 北九州市職員の特務手当に関する条例(昭和41年北九州市条例第43号)の一部を次のように改正する。

別表の9の項中「4,250円」を「5,100円」に、「3,000円」を「3,600円」に改める。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例(平成28年北九州市条例第57号)の一部を次のように改正する。

別表第7の1の項中「4,250円」を「5,100円」に、「3,000円」を「3,600円」に改める。

付 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

北九州市官民データ活用推進基本条例をここに公布する。

平成29年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第44号

北九州市官民データ活用推進基本条例

(目的)

第1条 この条例は、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号。以下「法」という。）に基づき、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、急速な少子高齢化の進展、人口減少への対応等、本市が直面する課題を官民協働で分析し、及び解決する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの適正かつ効果的な活用（以下「官民データ活用」という。）の推進に関し、情報通信の技術の利用における安全性、公正性及び信頼性の確保とともに、個人及び法人の権利利益の保護を前提として、本市における官民データ活用の推進に関する基本的な計画の策定、官民データ活用の推進のための体制その他の必要な基本的事項を定めることにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって官民データ活用により得られた情報を根拠として行われる効果的かつ効率的な市政運営、地域経済の活性化及び市内企業の振興並びに市民が安全で安心して暮らせる快適な生活環境の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「官民データ」、「人工知能関連技術」、「インターネット・オブ・シングス活用関連技術」及び「クラウド・コンピューティング・サービス関連技術」とは、それぞれ法第2条各項に定めるところによる。

(北九州市官民データ活用推進計画)

第3条 市は、官民データ活用の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、法第9条第3項の規定に基づく官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「北九州市官民データ活用推進計画」という。）を定めなければならない。

2 北九州市官民データ活用推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針
- (2) 官民データ活用の推進に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項

3 前項第2号に掲げる事項は、次に掲げる施策について、法第8条第1項の官民データ活用推進基本計画その他これに基づく国の措置等を勘案して定めるものとする。

- (1) 市の手続における情報通信の技術の利用
- (2) 官民データの容易な利用
- (3) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）の普及及び活用
- (4) 情報通信技術の利用の機会等の格差の是正
- (5) 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保
- (6) 市民の安全・安心に資する情報の利活用
- (7) その他官民データ活用の推進のために必要な施策

4 北九州市官民データ活用推進計画に定める施策については、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 市長は、北九州市官民データ活用推進計画の策定又は変更をしようとするときは、その立案過程において、策定の目的又は変更の理由及びその概要を議会において所管の常任委員会に報告しなければならない。

6 市は、北九州市官民データ活用推進計画を定めたとき、又は変更したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

（推進体制の整備等）

第4条 市は、北九州市官民データ活用推進計画を作成し、及びその実施を推進するために必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（協働による官民データ活用の推進）

第5条 市は、官民データ活用を推進するため、官民データの利用に係る需要の把握に努めるとともに、人工知能関連技術、インターネット・オブ・シングス活用関連技術、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の先端的な技術の活用等官民データ活用の推進の取組について、その趣旨及び内容を検討し、事業者、大学、市民等との協働により積極的に当該取組を推進するよう努めるものとする。

（官民データ活用に関する調査及び研究）

第6条 市は、事業者、大学、市民等と連携し、幅広い官民データ活用のあり方について、必要な調査又は研究を行うよう努めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(条例の見直し)

2 市は、官民データ活用に関する情勢の変化を勘案し、必要に応じてこの条例の見直しについて検討を行うものとする。

北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第45号

北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例

北九州市議会委員会条例（昭和51年北九州市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条経済港湾委員会の項中「港湾空港局の所管に属する事項」を「港湾空
港局の所管に属する事項 公営競
技局の所管に属する事項」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の北九州市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）第2条の規定に基づき設置された経済港湾委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、この条例の施行の日において、それぞれこの条例による改正後の北九州市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）第2条の規定に基づき設置された経済港湾委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、改正後の条例第3条第2項の規定にかかわらず、改正前の条例第2条の規定に基づき設置された経済港湾委員会の委員の任期満了の日までとする。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第2条の規定に基づき設置された経済港湾委員会に付託されている事件は、改正後の条例第2条の規定に基づき設置された経済港湾委員会に付託されたものとみなす。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成29年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第58号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年北九州市条例第42号）の施行期日は、平成29年12月22日とする。

北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成29年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第59号

北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期
日を定める規則

北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年北九州市条例第35号）の施行期日は、平成29年12月22日とする。

北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則をここに公布する。

平成29年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第60号

北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成29年北九州市条例第35号。以下「平成29年改正条例」という。)付則第11項の規定に基づき、平成29年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 経過措置額支給減額対象職員 北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年北九州市条例第53号。以下「平成27年改正条例」という。)付則第9項に規定する減額対象職員であり、かつ、平成29年4月1日前に55歳に達した者であって、同項の規定による給料を支給されるものをいう。

(2) 施行日 平成29年改正条例の施行の日をいう。

(3) 改正後の給与条例 平成29年改正条例の規定による改正後の北九州市職員の給与に関する条例(昭和38年北九州市条例第24号)をいう。

。

(4) 改正前の給与条例 平成29年改正条例の規定による改正前の北九州市職員の給与に関する条例をいう。

(経過措置額支給減額対象職員に対する給与の支給の特例)

第3条 経過措置額支給減額対象職員に対する平成29年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この規則の規定の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定(平成27年改正条例付則第9項の規定を含む。次条において同じ。)により支給されるべき額が、改正前の給与条例の規定(平成27年改正条例付則第9項の規定を含む。以下この条及び次条において同じ。)により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の給与条例の規定により支給されるべき額に相当する額をもって当該各号に掲げる給与の額とする。

- (1) 給料（市長が定める場合におけるものに限る。）
- (2) 地域手当
- (3) 期末手当
- (4) 勤勉手当

第4条 経過措置額支給減額対象職員に対する平成29年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る北九州市職員の給与に関する条例第17条その他の法令の規定による給与の減額（市長の定めるものに限る。次条第2項において「第17条等減額」という。）に当たっては、この規則の規定の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

（平成27年改正条例付則第9項の規定による給料の特例）

第5条 平成29年4月1日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給減額対象職員について、改正後の給与条例の規定による給料月額から北九州市職員の給与に関する条例付則第56項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成27年改正条例付則第9項の規定による給料の額との合計額が、改正前の給与条例の規定による給料月額から北九州市職員の給与に関する条例付則第56項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成27年改正条例付則第9項の規定による給料の額との合計額に達しないときにおける北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例付則第9項から第11項までの規定による給料に関する規則（平成28年北九州市規則第34号）第5条の規定の適用については、同条中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。

2 前項の規定は、経過措置額支給減額対象職員に対して支給される第3条各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給減額対象職員に対する第17条等減額の額の算定の基礎となる場合における平成27年改正条例付則第9項から第11項までの規定による給料については、適用しない。

（準用）

第6条 第2条から前条までの規定は、平成27年改正条例付則第10項又は第11項の規定の適用を受ける職員について準用する。

（雑則）

第7条 この規則に定めるもののほか、平成29年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関し必要な事項は、総務局長が定める。

付 則

この規則は、平成 29 年 12 月 22 日から施行する。

単純な労務に雇用される北九州市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第61号

単純な労務に雇用される北九州市職員の給与に関する規則の一部
を改正する規則

単純な労務に雇用される北九州市職員の給与に関する規則（昭和41年北九州市規則第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	138,600	167,800	194,800	214,600
	2	139,300	169,000	196,300	216,000
	3	140,000	170,200	197,800	217,400
	4	140,700	171,400	199,300	218,900
	5	141,200	172,600	200,800	220,500
	6	142,000	174,000	202,400	221,500
	7	142,800	175,400	204,000	222,500
	8	143,600	176,800	205,600	223,700
	9	144,500	178,100	206,900	225,100
	10	145,400	179,500	208,400	226,600
	11	146,300	180,900	209,500	227,900
	12	147,300	182,300	210,700	229,400
	13	148,000	183,600	211,100	230,800
	14	149,000	185,000	212,100	232,300
	15	150,000	186,400	212,900	233,700
	16	151,000	187,800	214,000	235,200
	17	151,900	189,000	214,600	236,800
	18	152,900	190,400	216,000	238,400
	19	153,900	191,800	217,400	240,000
	20	154,900	193,200	218,900	241,300
	21	155,900	194,500	220,500	242,900
	22	156,800	196,000	221,500	244,600
	23	157,700	197,500	222,500	246,200
	24	158,600	199,000	223,700	248,000
	25	159,500	200,400	225,100	249,600
	26	160,400	201,900	226,700	251,200
	27	161,300	203,400	228,100	252,800
	28	162,200	205,000	229,700	254,400
	29	163,000	206,400	230,900	256,100
	30	164,200	207,900	232,400	257,800
	31	165,300	209,000	233,800	259,500
	32	166,400	210,200	235,300	261,300
	33	167,200	210,500	236,900	262,900
	34	168,400	211,600	238,500	264,600
	35	169,600	212,500	240,100	266,200
	36	170,800	213,700	241,400	267,900
	37	172,000	214,500	243,000	269,300
	38	173,300	215,900	244,700	270,900
	39	174,600	217,300	246,300	272,500
	40	175,900	218,800	248,100	274,000
	41	177,200	220,400	249,700	275,700
	42	178,600	221,400	251,300	277,500

	43	180,000	222,300	253,000	279,200
	44	181,400	223,400	254,700	281,000
	45	182,500	224,400	256,300	282,700
	46	183,900	225,800	258,000	284,400
	47	185,300	227,000	259,700	286,200
	48	186,700	228,400	261,400	288,000
	49	187,900	229,700	262,700	289,400
	50	189,200	231,000	264,000	291,000
	51	190,500	232,200	265,200	292,600
	52	191,800	233,600	266,600	294,100
	53	193,100	234,900	267,700	295,800
	54	194,400	236,100	269,100	297,500
	55	195,700	237,300	270,600	299,100
	56	197,000	238,500	272,100	300,800
	57	198,400	239,900	273,500	302,200
	58	199,700	241,200	275,000	303,800
	59	201,000	242,500	276,400	305,500
	60	202,300	243,900	277,800	307,200
	61	203,600	245,100	279,300	308,500
	62	204,900	246,400	280,600	309,900
	63	205,800	247,700	281,900	311,300
	64	206,900	249,100	283,100	312,700
	65	207,200	250,300	284,600	313,900
	66	207,900	251,400	285,900	315,200
	67	208,600	252,600	287,200	316,500
	68	209,500	253,800	288,500	317,800
再任	69	210,200	255,000	289,600	319,000
用職	70	211,300	256,100	290,900	320,300
員以	71	212,200	257,100	292,200	321,600
外の	72	213,300	258,100	293,400	322,900
職員	73	214,500	259,000	294,600	324,100
	74	215,200	260,100	295,800	325,300
	75	215,900	261,200	297,000	326,500
	76	216,800	262,400	298,100	327,700
	77	217,500	263,400	299,200	328,900
	78	218,600	264,600	300,300	330,000
	79	219,600	265,700	301,400	331,100
	80	220,700	266,800	302,500	332,200
	81	221,600	268,000	303,500	333,200
	82	222,600	269,100	304,600	334,200
	83	223,600	270,200	305,700	335,300
	84	224,600	271,300	306,800	336,400
	85	225,700	272,300	307,700	337,400
	86	226,900	273,200	308,600	338,400
	87	228,000	274,200	309,600	339,500
	88	229,100	275,200	310,600	340,600
	89	230,100	276,000	311,600	341,500
	90	231,100	276,800	312,500	342,600
	91	232,000	277,600	313,500	343,600

92	233,000	278,300	314,500	344,700
93	234,100	279,000	315,500	345,500
94	235,100	279,800	316,400	346,400
95	236,000	280,500	317,300	347,300
96	237,000	281,200	318,200	348,200
97	237,900	281,800	319,100	348,800
98	238,800	282,400	320,000	349,700
99	239,800	283,000	320,900	350,600
100	240,800	283,600	321,800	351,500
101	241,500	284,300	322,400	352,300
102	242,300	284,900	323,200	353,100
103	243,000	285,500	324,100	353,900
104	243,900	286,100	325,000	354,800
105	244,500	286,700	325,700	355,200
106	245,200	287,300	326,500	355,700
107	245,900	287,900	327,300	356,300
108	246,600	288,400	328,100	356,900
109	247,400	289,000	328,800	357,400
110	247,900	289,500	329,600	357,700
111	248,500	290,000	330,400	358,100
112	249,200	290,400	331,200	358,400
113	249,700	290,900	331,800	358,700
114	250,200	291,300	332,500	358,800
115	250,700	291,700	333,200	358,900
116	251,200	292,200	333,800	359,000
117	251,700	292,500	334,500	359,200
118	252,200	292,900	335,200	359,400
119	252,700	293,200	335,900	359,600
120	253,300	293,700	336,600	359,800
121	253,400	294,100	337,200	360,100
122	253,900	294,500	337,800	360,300
123	254,400	294,900	338,500	360,500
124	255,000	295,400	339,200	360,700
125	255,200	295,700	339,700	360,900
126	255,700	296,100	340,200	
127	256,100	296,500	340,700	
128	256,500	296,900	341,200	
129	257,100	297,200	341,800	
130	257,500	297,600		
131	257,800	298,000		
132	258,200	298,400		
133	258,400	298,700		
134		299,000		
135		299,400		
136		299,800		
137		300,000		
138		300,300		
139		300,600		
140		301,000		

	141		301,200		
再任用職員		224,400	226,400	232,700	264,900

備考 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級15号給の給料月額に相当する額とする。

付 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成29年12月22日から施行し、改正後の別表第1の規定は、同年4月1日から適用する。

(その他)

- 2 この規則の施行に関し必要な措置については、北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年北九州市条例第35号）の規定が適用される職員の例によるものとする。

障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例施行規則をここに公布する。

平成29年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第62号

障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり
に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例（平成29年北九州市条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 条例第11条第1項に規定する北九州市障害者差別解消委員会（以下「委員会」という。）の会議は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第3条 委員会の庶務は、保健福祉局において処理する。

(委員会に係る委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(助言及びあっせんの申立て)

第5条 条例第13条の規定による申立ては、助言（あっせん）申立書を市長に提出して行うものとする。ただし、当該申立てをする者が、障害その他やむを得ない理由により、当該申立書の提出をすることができないと認められる場合には、これを口頭で行うことができるものとする。

(助言及びあっせんの方法)

第6条 条例第15条第2項の規定による助言又はあっせんは、当事者に対し、当該助言又はあっせんの内容、その理由その他の事項を記載した書面の交付その他適当な方法により行うものとする。

(勧告)

第7条 条例第18条の規定による勧告は、勧告書を交付して行うものとする。

(公表)

第8条 条例第19条第1項の規定による公表は、勧告を受けた事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、勧告の内容、公表の理由その他必要な事項を北九州市公報に登載して行うものとする。

(表彰)

第9条 条例第24条の規定による表彰について、その対象、方法その他の必要な事項は、別に保健福祉局長が定める。

(帳票の様式)

第10条 次に掲げる帳票の様式は、別に保健福祉局長が定める。

(1) 助言(あっせん)申立書

(2) 勧告書

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に保健福祉局長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第8条まで及び第10条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第63号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第3条の2中「三萩野公園駐車施設」の次に「及び帆柱公園駐車施設」を加える。

別表第1中

「

勝山公園駐車施設 三萩野公園駐車施設	午前7時から午後10時まで	を
-----------------------	---------------	---

」

「

勝山公園駐車施設 三萩野公園駐車施設	午前7時から午後10時まで	に
帆柱公園 駐車施設	立体駐車場 午前0時から午後12時まで	

」

改め、同表の備考の欄第2項中「及び」を「若しくは」に改め、「変更」の次に「し、又は臨時に休業日を指定」を加え、同欄に次の1項を加える。

3 帆柱公園駐車施設の立体駐車場の入庫時間は、午前5時から午後10時30分までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

別表第1の2を次のように改める。

別表第1の2（第3条の2関係）

駐車施設	使用料の額		備考
三萩野公園駐車施設	普通自動車	1台につき30分又はその端数	100円

		ごとに		
帆柱公園駐車 施設	普通自動車	1台1回（2時 間以内）	100円	使用を開始し た日の翌日以 後に出庫する 場合は、同日 から起算して 1日又はその 端数ごとに3 00円を加算 する。
		1台1回（2時 間を超えて4時 間以内）	200円	
		1台1回（4時 間を超えた場合 ）	300円	

付 則

この規則は、平成29年12月21日から施行する。

北九州市告示第467号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、帆柱公園駐車施設における立体駐車場の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成29年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
アマノマネジメントサービス株式会社	北九州市小倉南区湯川二丁目9番22号	平成29年12月21日から平成30年3月31日まで

北九州市告示第468号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成29年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（育成医療、更生医療及び精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
そよ風薬局小倉店	北九州市小倉北区浅野二丁目6番21号	平成29年12月1日

北九州市告示第469号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退の届出があったので、同法第69条第3号の規定により次のとおり告示する。

平成29年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（育成医療、更生医療及び精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	辞退理由	辞退年月日
J R J そよ風薬局 小倉店	北九州市小倉北区浅野二丁目6番21号	開設者法人 変更	平成29年 11月30 日

北九州市告示第470号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号及び第115条の20第1号の規定により次のとおり告示する。

平成29年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
40907 00610	デイサービス 聖ヨゼフの園	北九州市八幡西 区鷹見台一丁目 4番17号	社会福祉法人 援助会	平成29 年12月 1日

2 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
40907 00602	グループホーム 聖ヨゼフの 園	北九州市八幡西 区鷹見台一丁目 4番17号	社会福祉法人 援助会	平成29 年12月 1日

北九州市告示第471号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により次のとおり告示する。

平成29年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

地域密着型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
40707 04376 7	デイサービス 花庄	北九州市八幡西 区町上津役西二 丁目2番11号	株式会社ハー トフルケア花 庄	平成29 年11月 30日

北九州市公告第 852 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 29 年 12 月 20 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

北九州市新門司工場電力供給 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所 北九州市門司区新門司三丁目 79 番地

北九州市新門司工場

(5) 入札方法 総価により行う。なお、入札価格の算定については、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこととする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定により、小売電気事業者の登録を受けている者であること。

(4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成30年1月18日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成29年12月29日から平成30年1月3日までの日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市環境局循環社会推進部施設課

イ 日時 公告の日から平成30年2月9日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。または、電子メールでの送付を希望する場合は、北九州市環境局循環社会推進部施設課に問合せのこと。

(3) 入札説明会 実施しないものとする。

(4) 質問は、平成30年2月2日午後4時までに、電子メール又はファックスの方法で行うこと。なお、それ以外の方法によるものは受け付けない。また、いずれの方法による場合も、電話で到達の確認を行うこと。

(5) 競争参加の申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成30年1月19日午後5時までに競争参加の申出書を北九州市環境局循環社会推進部施設課に提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、平成30年1月19日午後5時までに必着のこと。

(6) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成30年2月8日午後5時までに必着のこと。

(7) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

イ 日時 平成30年2月9日午前10時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
 - 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
 - ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (8) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し又は解除することができるものとする。
- (9) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等
 - 北九州市環境局循環社会推進部施設課
 - 郵便番号 803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
 - 電話 093-582-2184
 - ファックス 093-582-2196
 - 電子メール kan-shisetsu@city.kitakyushu.lg.jp

6 Summary

- (1) The contract item up for tender :
Power supply to Shinmoji Incineration Facility of Kitakyushu City
- (2) Deadline of Tender (by hand)

10:00a.m., Feb 9, 2018

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m., Feb 8, 2018

(4) For further information, Please contact : Facilities Management
Division, Resource Circulation Department, Environment Bureau, City
of Kitakyushu

北九門公告第 4 6 号

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 1 1 条第 3 項の規定に基づき、平成 2 8 年度中における門司区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者について、次のとおり公表する。

平成 2 9 年 1 2 月 2 0 日

門司区長 小 石 佐 織

当該請求をした 国又は地方公共 団体の機関の名 称	請求事由の概要	閲覧の年月 日	閲覧に係る住民の 範囲
防衛省	自衛官等募集に関する 広報宣伝	平成 2 8 年 5 月 1 8 日	区内全域

北九門公告第47号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第12項の規定に基づき、平成28年度中における門司区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者について、次のとおり公表する。

平成29年12月20日

門司区長 小石 佐織

閲覧申出者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博 (共同申出者) 日本放送協会 放送文化研究所 世論調査部長 重森万紀	6月全国個人視聴率調査	平成28年 5月10日	旧門司一丁目
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博	家計の金融行動に関する世論調査（金融広報中央委員会からの委託）	平成28年 5月10日	北川町
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博	高齢者の経済・生活環境に関する調査（内閣府からの委託）	平成28年 5月10日	春日町
株式会社インテジリサーチ 代表取締役社長 井上孝志	平成28年度「旅行・観光消費動向調査」（国土交通省からの委託）	平成28年 5月19日	二夕松町、不老町一丁目、不老町二丁目及び別院
一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	テレビ放送に関するアンケート（日本放送協会からの委託）	平成28年 5月26日	大里本町二丁目及び大里本町三丁目
一般社団法人中	テレビ視聴に関する	平成28年	城山町

中央調査社 会長 西澤 豊	る調査（株式会社 野村総合研究所か らの委託）	6月2日	
一般社団法人中 央調査社 会長 西澤 豊	国民生活に関する 世論調査（内閣府 からの委託）	平成28年 6月9日	庄司町及び東門司二 丁目
一般社団法人中 央調査社 会長 西澤 豊	2016年新聞及 びWeb利用に関 する総合調査（株 式会社朝日新聞社 からの委託）	平成28年 7月6日	寺内一丁目及び寺内 二丁目
一般社団法人中 央調査社 会長 西澤 豊	道路に関する世論 調査（内閣府から の委託）	平成28年 7月6日	光町一丁目
一般社団法人中 央調査社 会長 大室真生	男女共同参画社会 に関する世論調査 （内閣府からの委 託）	平成28年 8月10日	高田一丁目
株式会社インテ ーリサーチ 代表取締役社長 井上孝志	平成28年度市民 の社会貢献に関す る実態調査（内閣 府からの委託）	平成28年 8月31日	大字畑
一般社団法人中 央調査社 会長 大室真生	平成28年度土地 問題に関する国民 の意識調査（国土 交通省からの委託 ）	平成28年 11月10 日	上馬寄一丁目
株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社 長 鈴木稲博 （共同申出者） 独立行政法人労 働政策研究・研	子どものいる世帯 の生活状況および 保護者の就業に関 する調査	平成28年 11月18 日	上二十町、寺内一丁 目から寺内五丁目ま で、下二十町、大里 戸ノ上一丁目から大 里戸ノ上四丁目まで 及び中二十町

修機構 理事長 菅野和夫			
株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社 長 鈴木稲博	安全安心な社会と レジャーに関する 調査（国立大学法 人お茶の水女子大 学からの委託）	平成28年 11月18 日	稲積二丁目
株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社 長 鈴木稲博 （共同申出者） 認可法人日本銀 行 情報サービ ス局 局長 鶴 海誠一	生活意識に関する アンケート調査（ 第69回）	平成28年 12月13 日	原町別院
株式会社ビデオ リサーチ 代表 取締役社長 加 藤 讓 （共同申出者） 日本たばこ産業 株式会社 たば こ事業本部 M & S企画部長 西谷圭一	2017年全国た ばこ喫煙者率調査	平成29年 1月5日	下馬寄
一般社団法人新 情報センター 事務局長 平谷 伸次	消費動向調査（内 閣府からの委託）	平成29年 1月31日	寺内一丁目及び寺内 二丁目

北九北公告第179号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項の規定に基づき、平成28年度中における小倉北区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者について、次のとおり公表する。

平成29年12月20日

小倉北区長 鮎川典明

当該請求をした国又は地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
防衛省	自衛官等募集に関する広報宣伝	平成28年 5月16日 平成28年 5月17日	区内全域
北九州市	平成28年国民健康・栄養調査	平成28年 8月22日	高峰町16番及び 18番

北九北公告第180号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第12項の規定に基づき、平成28年度中における小倉北区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者について、次のとおり公表する。

平成29年12月20日

小倉北区長 鮎川典明

閲覧申出者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博	家計の金融行動に関する世論調査（金融広報中央委員会からの委託）	平成28年 5月10日	上富野三丁目
一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	テレビ放送に関するアンケート（日本放送協会からの委託）	平成28年 5月26日	中津口一丁目及び中津口二丁目
一般社団法人新情報センター 事務局長 平谷伸次 （共同申出者） 内閣府 経済社会総合研究所 所長 梅溪健児	消費動向調査	平成28年 5月27日	今町二丁目
株式会社毎日新聞社 代表取締役 朝比奈 豊	第70回読書世論調査	平成28年 5月27日	菜園場一丁目
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博 （共同申出者） 認可法人日本銀行 情報サービ	生活意識に関するアンケート調査（第67回）	平成28年 6月24日	井堀一丁目及び井堀二丁目

ス局 局長 高橋 経一			
一般社団法人新情報センター 事務局長 平谷伸次 (共同申出者) 日本放送協会 放送文化研究所 世論調査部長 大滝昭彦	参院選の政治意識調査 2016	平成28年 7月14日	高坊一丁目、高坊二丁目、高見台、高峰町及び堅林町
一般社団法人中央調査社 会長 大室真生 (共同申出者) 日本放送協会 放送文化研究所 世論調査部長 大滝昭彦	2016年10月 東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査	平成28年 8月10日	熊谷一丁目
一般社団法人中央調査社 会長 大室真生 (共同申出者) 日本放送協会 放送文化研究所 世論調査部長 大滝昭彦	政府の役割についての国際比較調査	平成28年 9月7日	砂津二丁目
一般社団法人中央調査社 会長 大室真生	文化に関する世論調査 (内閣府からの委託)	平成28年 9月7日	足原一丁目
一般社団法人中央調査社 会長 大室真生	自殺対策に関する意識調査 (厚生労働省からの委託)	平成28年 9月21日	中井五丁目
株式会社日本リ	11月全国個人視	平成28年	片野一丁目

サーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博 (共同申出者) 日本放送協会 放送文化研究所 世論調査部長 大滝昭彦	聴率調査	10月3日	
一般社団法人中央調査社 会長 大室真生	平成28年度食育に関する意識調査 (農林水産省からの委託)	平成28年 10月19日	原町一丁目
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博	安全安心な社会とレジャーに関する調査(国立大学法人お茶の水女子大学からの委託)	平成28年 11月18日	下到津五丁目
株式会社インテリサーチ 代表取締役社長 井上孝志	家庭部門のCO2排出実態統計調査 (環境省からの委託)	平成28年 12月5日	朝日ヶ丘
一般社団法人中央調査社 会長 大室真生	社会意識に関する世論調査(内閣府からの委託)	平成28年 12月21日	上富野五丁目
株式会社ビデオリサーチ 代表取締役社長 加藤 譲 (共同申出者) 日本たばこ産業株式会社 たばこ事業本部 M&S企画部長 西谷圭一	2017年全国たばこ喫煙者率調査	平成29年 1月5日	足原二丁目及び日明四丁目

<p>一般社団法人新 情報センター 事務局長 平谷 伸次 (共同申出者) 日本放送協会 放送文化研究所 世論調査部長 大滝昭彦</p>	<p>日本人と憲法 20 17</p>	<p>平成29年 1月24日</p>	<p>金鷄町</p>
---	-------------------------	------------------------	------------

北九南公告第 2 4 号

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 1 1 条第 3 項の規定に基づき、平成 2 8 年度中における小倉南区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者について、次のとおり公表する。

平成 2 9 年 1 2 月 2 0 日

小倉南区長 南 健 一

当該請求をした 国又は地方公共 団体の機関の名 称	請求事由の概要	閲覧の年月 日	閲覧に係る住民の 範囲
防衛省	自衛官等募集に関する 広報宣伝	平成 2 8 年 5 月 1 6 日 平成 2 8 年 5 月 1 7 日 平成 2 8 年 5 月 1 8 日	区内全域

北九南公告第 25 号

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 11 条の 2 第 12 項の規定に基づき、平成 28 年度中における小倉南区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者について、次のとおり公表する。

平成 29 年 1 月 20 日

小倉南区長 南 健 一

閲覧申出者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博 (共同申出者) 日本放送協会 放送文化研究所 世論調査部長 重森万紀	6 月全国個人視聴率調査	平成 28 年 5 月 10 日	志徳二丁目
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博	家計の金融行動に関する世論調査（金融広報中央委員会からの委託）	平成 28 年 5 月 10 日	田原一丁目及び田原二丁目
株式会社インテグリティサーチ 代表取締役社長 井上孝志	平成 28 年度「旅行・観光消費動向調査」（国土交通省からの委託）	平成 28 年 5 月 19 日	大字高津尾、大字辻三、大字徳吉、下城野一丁目及び下城野二丁目
一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	テレビ放送に関するアンケート（日本放送協会からの委託）	平成 28 年 5 月 26 日	高野一丁目から高野四丁目まで
一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	2016 年新聞及び Web 利用に関する総合調査（株式会社朝日新聞社からの委託）	平成 28 年 7 月 6 日	津田四丁目及び津田五丁目

一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	道路に関する世論調査（内閣府からの委託）	平成28年 7月6日	曾根新田北三丁目及び曾根新田南二丁目
一般社団法人中央調査社 会長 大室真生	男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府からの委託）	平成28年 8月10日	津田二丁目
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博 （共同申出者） 認可法人日本銀行 情報サービス局 局長 鶴海誠一	生活意識に関するアンケート調査（第68回）	平成28年 8月30日	徳力六丁目、徳力七丁目及び守恒本町一丁目
一般社団法人新情報センター 事務局長 平谷伸次	生活態度や価値観等に関するアンケート（法務省からの委託）	平成28年 9月30日	湯川一丁目から湯川三丁目まで
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博	消費者意識基本調査（消費者庁からの委託）	平成28年 10月3日	大字春吉、大字山本、徳吉南一丁目及び徳吉南二丁目
一般社団法人中央調査社 会長 大室真生	外交に関する世論調査（内閣府からの委託）	平成28年 10月5日	上吉田五丁目
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博	第3回くらしと生活設計に関する調査（一般財団法人ゆうちょ財団からの委託）	平成28年 10月18日	葛原本町三丁目
一般社団法人中央調査社 会長	がん対策に関する世論調査（内閣府	平成28年 10月31日	津田三丁目

大室真生	からの委託)	日	
一般社団法人輿論科学協会 理事長 大宮泰三	平成28年通信利用動向調査(総務省からの委託)	平成28年11月11日	北方三丁目、朽網西四丁目、津田新町三丁目、津田新町四丁目及び沼南町一丁目
株式会社インテリサーチ 代表取締役社長 井上孝志	家庭部門のCO2排出実態統計調査(環境省からの委託)	平成28年12月5日	徳力団地
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博 (共同申出者) 認可法人日本銀行 情報サービス局 局長 鶴海誠一	生活意識に関するアンケート調査(第69回)	平成28年12月13日	高野一丁目から高野四丁目まで
一般社団法人新情報センター 事務局長 平谷伸次	低年齢層の子供のインターネット利用環境実態調査(内閣府からの委託)	平成28年12月15日	中曽根東一丁目から中曽根東四丁目まで
一般社団法人中央調査社 会長 大室真生	特殊詐欺に関する世論調査(内閣府からの委託)	平成28年12月21日	葉山町三丁目
一般社団法人中央調査社 会長 大室真生	第11回生活と意識についての国際比較調査(学校法人大阪商業大学からの委託)	平成28年12月21日	横代北町一丁目及び横代北町二丁目
株式会社ビデオリサーチ 代表取締役社長 加	2017年全国たばこ喫煙者率調査	平成29年1月5日	企救丘六丁目、沼緑町四丁目及び湯川四丁目

<p>藤 讓 (共同申出者) 日本たばこ産業 株式会社 たば こ事業本部 M & S企画部長 西谷圭一</p>			
<p>一般社団法人新 情報センター 事務局長 平谷 伸次 (共同申出者) 日本放送協会 放送文化研究所 世論調査部長 大滝昭彦</p>	<p>日本人と憲法20 17</p>	<p>平成29年 1月24日</p>	<p>中吉田一丁目</p>
<p>一般社団法人中 央調査社 会長 大室真生</p>	<p>平成28年度国語 に関する世論調査 (文化庁からの委 託)</p>	<p>平成29年 1月30日</p>	<p>中曽根二丁目</p>
<p>株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社 長 鈴木稲博 (共同申出者) 認可法人日本銀 行 情報サービ ス局 局長 鶴 海誠一</p>	<p>生活意識に関する アンケート調査 (第70回)</p>	<p>平成29年 2月9日</p>	<p>大字市丸、大字井手 浦及び大字合馬</p>
<p>株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社 長 鈴木稲博 (共同申出者)</p>	<p>テレビとスマート フォンなどの利用 についての調査</p>	<p>平成29年 2月9日</p>	<p>津田南町及び西貫一 丁目</p>

日本放送協会 放送文化研究所 世論調査部長 大滝昭彦			
-------------------------------------	--	--	--

北九若公告第38号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第12項の規定に基づき、平成28年度中における若松区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者について、次のとおり公表する。

平成29年12月20日

若松区長 小松 眞

閲覧申出者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役社長 戸祭 浩	環境についての環境調査（国立研究開発法人国立環境研究所からの委託）	平成28年 5月20日	ひびきの南一丁目
一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	第9回メディアに関する全国世論調査（公益財団法人新聞通信調査会からの委託）	平成28年 7月12日	浜町一丁目
一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	地球温暖化対策に関する世論調査（内閣府からの委託）	平成28年 7月12日	浜町二丁目
株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役社長 戸祭 浩 （共同申出者） 日本放送協会 放送文化研究所 世論調査部長 大滝昭彦	参院選の政治意識調査2016ミックスモード（WEB・郵送）並行調査	平成28年 7月28日	本町二丁目及び本町三丁目
一般社団法人中央調査社 会長	中年期男性の生活の送り方に関する	平成28年 8月24日	大字蜷住

大室真生 (共同申出者) 学校法人桜美林 大学 学長 三 谷高康	調査		
株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社 長 鈴木稲博 (共同申出者) 認可法人日本銀 行 情報サービ ス局 局長 鶴 海誠一	生活意識に関する アンケート調査 (第 68回)	平成28年 8月30日	高須西一丁目及び高 須西二丁目
一般社団法人新 情報センター 事務局長 平谷 伸次	第8回男女の生活 と意識に関する調 査 (一般社団法人 日本家族計画協会 からの委託)	平成28年 9月27日	修多羅二丁目
一般社団法人中 央調査社 会長 大室真生	平成28年度土地 問題に関する国民 の意識調査 (国土 交通省からの委託)	平成28年 11月10 日	塩屋二丁目
一般社団法人中 央調査社 会長 大室真生	特殊詐欺に関する 世論調査 (内閣府 からの委託)	平成28年 12月21 日	白山二丁目
一般社団法人中 央調査社 会長 大室真生	社会意識に関する 世論調査 (内閣府 からの委託)	平成28年 12月21 日	修多羅一丁目
株式会社ビデオ リサーチ 代表 取締役社長 加 藤 譲	2017年全国た ばこ喫煙者率調査	平成29年 1月5日	修多羅一丁目

<p>(共同申出者) 日本たばこ産業 株式会社 たば こ事業本部 M & S 企画部長 西谷圭一</p>			
<p>株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社 長 鈴木稲博 (共同申出者) 日本放送協会 放送文化研究所 世論調査部長 大滝昭彦</p>	<p>テレビとスマート フォンなどの利用 についての調査</p>	<p>平成29年 2月9日</p>	<p>高須北一丁目及び高 須東一丁目</p>

北九若公告第39号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項の規定に基づき、平成28年度中における若松区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者について、次のとおり公表する。

平成29年12月20日

若松区長 小松 眞

当該請求をした国又は地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
防衛省	自衛官等募集に関する広報宣伝	平成28年 5月23日 平成28年 5月24日 平成28年 5月30日	区内全域

北九東公告第 38 号

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 11 条第 3 項の規定に基づき、平成 28 年度中における八幡東区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者について、次のとおり公表する。

平成 29 年 12 月 20 日

八幡東区長 高松 浩文

当該請求をした 国又は地方公共 団体の機関の名 称	請求事由の概要	閲覧の年月 日	閲覧に係る住民の 範囲
防衛省	自衛官等募集に關する 広報宣伝	平成 28 年 5 月 23 日	区内全域

北九東公告第39号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第12項の規定に基づき、平成28年度中における八幡東区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者について、次のとおり公表する。

平成29年12月20日

八幡東区長 高松 浩文

閲覧申出者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊 (共同申出者) 日本放送協会 放送文化研究所 世論調査部長 重森万紀	2016年6月全国放送サービス接触動向調査	平成28年 5月10日	中央二丁目
一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	国民生活に関する世論調査（内閣府からの委託）	平成28年 6月9日	西丸山町及び東丸山町
一般社団法人新情報センター 事務局長 平谷伸次	第8回男女の生活と意識に関する調査（一般社団法人日本家族計画協会からの委託）	平成28年 9月27日	荒生田一丁目から荒生田三丁目まで
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博	平成28年度青少年のインターネット利用環境実態調査（内閣府からの委託）	平成28年 10月18日	西本町一丁目から西本町四丁目まで
一般社団法人中央調査社 会長 大室真生	がん対策に関する世論調査（内閣府からの委託）	平成28年 10月31日	高見三丁目
株式会社日本リサーチセンター	安全安心な社会とレジャーに関する	平成28年 11月18日	桃園一丁目

代表取締役社長 鈴木稲博	調査（国立大学法人お茶の水女子大学からの委託）	日	
一般社団法人中央調査社 会長 大室真生	公共交通に関する世論調査（内閣府からの委託）	平成28年 11月24日	日の出一丁目
株式会社ビデオリサーチ 代表取締役社長 加藤 譲 (共同申出者) 日本たばこ産業株式会社 たばこ事業本部 M&S企画部長 西谷圭一	2017年全国たばこ喫煙者率調査	平成29年 1月6日	大蔵三丁目
一般社団法人中央調査社 会長 大室真生	平成28年度国語に関する世論調査（文化庁からの委託）	平成29年 1月30日	大蔵一丁目

北九西公告第15号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項の規定に基づき、平成28年度中における八幡西区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者について、次のとおり公表する。

平成29年12月20日

八幡西区長 池上修

当該請求をした国又は地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
防衛省	自衛官等募集に関する広報宣伝	平成28年 5月24日 平成28年 5月30日	区内全域
北九州市	平成28年国民健康・栄養調査	平成28年 8月22日	瀬板二丁目15番から18番まで

北九西公告第16号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第12項の規定に基づき、平成28年度中における八幡西区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者について、次のとおり公表する。

平成29年12月20日

八幡西区長 池上修

閲覧申出者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博 (共同申出者) 日本放送協会 放送文化研究所 世論調査部長 重森万紀	6月全国個人視聴率調査	平成28年 5月10日	大浦一丁目
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博	家計の金融行動に関する世論調査（金融広報中央委員会からの委託）	平成28年 5月10日	沖田三丁目及び沖田四丁目
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博	高齢者の経済・生活環境に関する調査（内閣府からの委託）	平成28年 5月10日	永犬丸東町三丁目及び沖田四丁目
株式会社インテージリサーチ 代表取締役社長 井上孝志	平成28年度「旅行・観光消費動向調査」（国土交通省からの委託）	平成28年 5月19日	下上津役四丁目、船越一丁目及び船越二丁目
一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	テレビ放送に関するアンケート（日本放送協会からの委託）	平成28年 5月26日	大浦一丁目、大浦二丁目、本城二丁目及び本城三丁目
株式会社毎日新	第70回読書世論	平成28年	幸神二丁目

聞社 代表取締役 朝比奈 豊	調査	5月27日	
一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	テレビ視聴に関する調査（株式会社野村総合研究所からの委託）	平成28年 6月2日	大平一丁目
一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	国民生活に関する世論調査（内閣府からの委託）	平成28年 6月9日	瀬板一丁目及び瀬板二丁目
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博 （共同申出者） 認可法人日本銀行 情報サービス局 局長 高橋経一	生活意識に関するアンケート調査（第67回）	平成28年 6月24日	河桃町、紅梅一丁目及び紅梅二丁目
一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	2016年新聞及びWeb利用に関する総合調査（株式会社朝日新聞社からの委託）	平成28年 7月6日	陣原四丁目
一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	第9回メディアに関する全国世論調査（公益財団法人新聞通信調査会からの委託）	平成28年 7月12日	森下町
一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	地球温暖化対策に関する世論調査（内閣府からの委託）	平成28年 7月12日	船越二丁目
一般社団法人新情報センター	参院選の政治意識調査2016	平成28年 7月14日	小鷺田町

事務局長 平谷 伸次 （共同申出者） 日本放送協会 放送文化研究所 世論調査部長 大滝昭彦			
一般社団法人中 央調査社 会長 大室真生	男女共同参画社会 に関する世論調査 （内閣府からの委 託）	平成28年 8月10日	竹末一丁目
一般社団法人中 央調査社 会長 大室真生 （共同申出者） 日本放送協会 放送文化研究所 世論調査部長 大滝昭彦	2016年10月 東京オリンピック ・パラリンピック に関する世論調査	平成28年 8月10日	楠橋南一丁目及び野 面二丁目
一般社団法人中 央調査社 会長 大室真生	自殺対策に関する 意識調査（厚生労 働省からの委託）	平成28年 9月21日	丸尾町
一般社団法人新 情報センター 事務局長 平谷 伸次	第8回男女の生活 と意識に関する調 査（一般社団法人 日本家族計画協会 からの委託）	平成28年 9月27日	南八千代町
株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社 長 鈴木稲博	消費者意識基本調 査（消費者庁から の委託）	平成28年 10月3日	日吉台二丁目及び日 吉台三丁目
株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社	11月全国個人視 聴率調査	平成28年 10月3日	大平一丁目

長 鈴木稲博 (共同申出者) 日本放送協会 放送文化研究所 世論調査部長 大滝昭彦			
株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社 長 鈴木稲博	第3回くらしと生 活設計に関する調 査(一般財団法人 ゆうちょ財団から の委託)	平成28年 10月18 日	北筑三丁目及び若葉 三丁目
一般社団法人中 央調査社 会長 大室真生	メディア利用動向 調査(日本放送協 会 放送文化研究 所からの委託)	平成28年 10月19 日	吉祥寺町
一般社団法人中 央調査社 会長 大室真生	平成28年度食育 に関する意識調査 (農林水産省から の委託)	平成28年 10月19 日	折尾二丁目
一般社団法人中 央調査社 会長 大室真生	テレビ視聴に関す る調査(株式会社 野村総合研究所か らの委託)	平成28年 11月24 日	本城一丁目
一般社団法人中 央調査社 会長 大室真生	職業に関する意識 調査(学校法人明 星大学からの委託)	平成28年 11月24 日	大平一丁目
一般社団法人中 央調査社 会長 大室真生	公共交通に関する 世論調査(内閣府 からの委託)	平成28年 11月24 日	星和町
一般社団法人中 央調査社 会長 大室真生	社会意識に関する 世論調査(内閣府 からの委託)	平成28年 12月21 日	春日台六丁目
株式会社ビデオ	2017年全国た	平成29年	浅川町、陣原四丁目

<p>リサーチ 代表 取締役社長 加藤 譲 (共同申出者) 日本たばこ産業 株式会社 たば こ事業本部 M & S 企画部長 西谷圭一</p>	<p>たばこ喫煙者率調査</p>	<p>1月6日</p>	<p>及び萩原一丁目</p>
<p>一般社団法人新 情報センター 事務局長 平谷 伸次 (共同申出者) 日本放送協会 放送文化研究所 世論調査部長 大滝昭彦</p>	<p>日本人と憲法20 17</p>	<p>平成29年 1月24日</p>	<p>御開一丁目</p>
<p>一般社団法人新 情報センター 事務局長 平谷 伸次 (共同申出者) 内閣府 経済社 会総合研究所 所長 前川 守</p>	<p>消費動向調査</p>	<p>平成29年 2月7日</p>	<p>上上津役一丁目、上 上津役五丁目、別当 町及び町上津役東三 丁目</p>
<p>株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社 長 鈴木稲博 (共同申出者) 認可法人日本銀 行 情報サービ ス局 局長 鶴</p>	<p>生活意識に関する アンケート調査 (第70回)</p>	<p>平成29年 2月9日</p>	<p>茶屋の原四丁目、馬 場山及び馬場山西</p>

海誠一			
-----	--	--	--

北九戸公告第 3 3 号

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 1 1 条第 3 項の規定に基づき、平成 2 8 年度中における戸畑区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者について、次のとおり公表する。

平成 2 9 年 1 2 月 2 0 日

戸畑区長 後 藤 基 明

当該請求をした 国又は地方公共 団体の機関の名 称	請求事由の概要	閲覧の年月 日	閲覧に係る住民の 範囲
防衛省	自衛官等募集に関する 広報宣伝	平成 2 8 年 5 月 1 7 日	区内全域

北九戸公告第34号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第12項の規定に基づき、平成28年度中における戸畑区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者について、次のとおり公表する。

平成29年12月20日

戸畑区長 後藤基明

閲覧申出者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊 (共同申出者) 日本放送協会 放送文化研究所 世論調査部長 重森万紀	2016年6月全国放送サービス接触動向調査	平成28年 5月10日	一枝二丁目
一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	テレビ放送に関するアンケート（日本放送協会からの委託）	平成28年 5月26日	中原西二丁目及び中原西三丁目
一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	テレビ視聴に関する調査（株式会社野村総合研究所からの委託）	平成28年 6月2日	一枝三丁目
一般社団法人新情報センター 事務局長 平谷伸次 (共同申出者) 日本放送協会 放送文化研究所 世論調査部長 大滝昭彦	参院選の政治意識調査2016	平成28年 7月14日	中原西二丁目
一般社団法人中	中年期男性の生活	平成28年	中原東一丁目及び中

<p>中央調査社 会長 大室真生 (共同申出者) 学校法人桜美林 大学 学長 三 谷高康</p>	<p>の送り方に関する 調査</p>	<p>8月24日</p>	<p>原東二丁目</p>
<p>一般社団法人中 央調査社 会長 大室真生</p>	<p>文化に関する世論 調査(内閣府から の委託)</p>	<p>平成28年 9月7日</p>	<p>小芝三丁目</p>
<p>株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社 長 鈴木稲博</p>	<p>消費者意識基本調 査(消費者庁から の委託)</p>	<p>平成28年 10月3日</p>	<p>菅原二丁目から菅原 四丁目まで</p>
<p>一般社団法人中 央調査社 会長 大室真生</p>	<p>外交に関する世論 調査(内閣府から の委託)</p>	<p>平成28年 10月5日</p>	<p>中原東三丁目</p>
<p>株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社 長 鈴木稲博</p>	<p>平成28年度青少 年のインターネット 利用環境実態調 査(内閣府からの 委託)</p>	<p>平成28年 10月18 日</p>	<p>銀座一丁目、銀座二 丁目、南鳥旗町、明 治町及び元宮町</p>
<p>一般社団法人輿 論科学協会 理 事長 大宮泰三</p>	<p>平成28年通信利 用動向調査(総務 省からの委託)</p>	<p>平成28年 11月22 日</p>	<p>浅生三丁目、幸町、 中原西二丁目及び夜 宮三丁目</p>
<p>一般社団法人中 央調査社 会長 大室真生</p>	<p>テレビ視聴に関す る調査(株式会社 野村総合研究所か らの委託)</p>	<p>平成28年 11月24 日</p>	<p>菅原三丁目</p>
<p>一般社団法人中 央調査社 会長 大室真生</p>	<p>職業に関する意識 調査(学校法人明 星大学からの委託)</p>	<p>平成28年 11月24 日</p>	<p>西大谷一丁目</p>
<p>株式会社ビデオ リサーチ 代表</p>	<p>2017年全国た ばこ喫煙者率調査</p>	<p>平成29年 1月5日</p>	<p>東大谷二丁目</p>

取締役社長 加藤 讓 (共同申出者) 日本たばこ産業株式会社 たばこ事業本部 M & S企画部長 西谷圭一			
--	--	--	--

北九州市上下水道局管理規程第6号

北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年12月20日

北九州市上下水道局長 有田 仁志

北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるものに対しては、支給しない。

第11条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第11条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき7,500円（給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるものにあつては、4,000円）、前項第2号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

第11条第4項中「（第2項第2号に該当する扶養親族たる子に限る。以下この項において同じ。）」を削り、「（以下」の次に「この項において」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

給料表（1）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,400	221,100	251,100	258,900	305,600	343,500	410,100
	2	151,500	223,100	253,100	261,000	307,900	346,300	412,900
	3	152,600	225,100	255,000	263,200	310,200	349,100	415,600
	4	153,700	227,100	257,000	265,600	312,600	351,900	418,300
	5	154,900	229,200	258,900	267,800	314,800	354,600	421,100
	6	156,200	231,200	261,000	270,100	317,200	357,500	424,300
	7	157,500	233,200	263,200	272,400	319,500	360,300	427,500
	8	158,800	235,200	265,600	274,700	322,000	363,200	430,600
	9	159,900	237,200	267,600	277,000	324,200	366,100	433,800
	10	161,600	239,100	269,900	279,300	326,700	368,700	437,100
	11	163,300	240,600	272,200	281,400	328,900	371,300	440,400
	12	165,000	242,100	274,500	283,700	331,400	373,900	443,700
	13	166,800	242,800	276,600	286,000	333,500	376,500	447,000
	14	168,600	244,400	278,900	288,500	335,700	379,300	450,300
	15	170,400	245,900	281,000	290,900	337,900	382,100	453,600
	16	172,200	247,500	283,300	293,200	340,200	385,000	456,900
	17	173,900	249,000	285,400	295,400	342,400	387,700	460,200
	18	175,800	250,700	287,800	297,900	344,800	390,600	463,600
	19	177,700	252,300	290,100	300,300	347,200	393,500	466,900
	20	179,600	254,000	292,300	302,800	349,700	396,300	470,200
	21	181,400	255,800	294,700	305,000	352,000	399,100	473,600
	22	183,300	257,600	297,000	307,300	354,500	401,700	477,000
	23	185,200	259,600	299,200	309,600	357,000	404,300	480,500
	24	187,100	261,600	301,500	312,000	359,400	407,000	483,900
	25	189,100	263,300	303,600	314,100	361,900	409,300	487,000
	26	191,000	265,400	305,600	316,400	364,200	411,800	490,400
	27	192,900	267,400	307,800	318,600	366,500	414,300	493,800
	28	194,800	269,400	309,900	321,000	368,800	416,900	497,300
	29	196,800	271,200	311,800	323,200	370,900	419,400	500,500
	30	198,700	273,200	313,700	325,500	373,400	421,900	504,000
	31	200,600	275,000	315,700	327,700	375,800	424,400	507,500
	32	202,500	277,000	317,800	330,100	378,300	426,800	511,100
	33	204,500	278,900	319,900	332,100	380,500	429,200	514,300
	34	206,400	281,000	322,000	334,200	382,800	431,700	517,600
	35	208,300	283,100	323,800	336,300	385,100	434,200	520,900
	36	210,200	284,900	325,900	338,500	387,400	436,700	524,300
	37	212,100	286,900	327,700	340,600	389,500	439,100	527,400
	38	214,100	288,900	329,600	342,900	391,800	441,600	529,500
	39	216,100	291,000	331,500	345,200	394,100	444,000	531,600
	40	218,100	293,100	333,300	347,500	396,500	446,400	533,700
	41	219,900	295,200	335,200	349,700	398,700	449,000	535,700
	42	221,900	297,200	337,000	352,000	400,800	451,200	536,600

	43	223,900	299,200	338,800	354,300	402,900	453,400	537,500
	44	225,900	301,300	340,600	356,600	404,900	455,600	538,400
	45	227,600	303,300	342,400	358,800	406,900	457,700	539,300
	46	229,600	305,200	344,200	361,000	408,900	459,500	540,000
	47	231,600	307,200	346,000	363,200	410,900	461,400	540,600
	48	233,600	309,200	347,800	365,400	413,000	463,300	541,300
	49	235,300	311,400	349,600	367,400	414,900	464,800	542,300
	50	237,200	313,300	351,200	369,400	416,600	466,500	543,100
	51	238,700	314,900	352,900	371,400	418,400	468,200	544,000
	52	240,200	316,800	354,600	373,400	420,200	470,000	544,800
	53	240,700	318,400	356,100	375,300	421,700	471,700	545,200
	54	242,000	320,200	357,600	377,100	423,300	473,500	545,500
	55	243,200	322,000	359,000	379,000	425,000	475,300	546,400
	56	244,500	323,700	360,500	380,900	426,700	477,000	547,500
	57	245,700	325,500	362,000	382,400	428,200	478,700	548,300
	58	247,100	326,900	363,300	384,000	429,700	480,400	
	59	248,400	328,300	364,700	385,700	431,100	482,100	
	60	249,800	329,600	366,100	387,300	432,600	483,900	
	61	251,100	331,100	367,200	388,800	434,100	485,500	
	62	252,500	332,400	368,400	390,000	435,100	486,900	
再任	63	254,100	333,600	369,700	391,200	436,200	488,100	
用職	64	255,800	334,900	371,000	392,500	437,200	489,200	
員以	65	257,200	336,100	372,100	393,600	438,000	489,900	
外の	66	258,800	337,300	373,000	394,600	439,000	490,300	
職員	67	260,400	338,600	374,000	395,700	440,000	490,700	
	68	262,100	339,900	375,000	396,800	441,000	491,000	
	69	263,400	341,000	375,800	397,700	441,800	491,300	
	70	264,800	342,300	376,700	398,600	442,800	491,500	
	71	265,900	343,500	377,600	399,500	443,800	491,800	
	72	267,200	344,700	378,500	400,400	444,800	492,100	
	73	268,600	346,000	379,300	401,100	445,700	492,600	
	74	269,900	347,200	380,100	402,000	446,600	492,800	
	75	271,300	348,500	381,000	402,900	447,600	493,100	
	76	272,500	349,800	381,900	403,800	448,600	493,200	
	77	273,600	350,900	382,600	404,500	449,200	493,500	
	78	274,800	351,900	383,400	405,400	450,200	493,700	
	79	276,100	352,900	384,200	406,300	450,900	494,600	
	80	277,400	353,900	385,000	407,200	451,500	495,500	
	81	278,500	354,700	385,300	407,900	451,700	496,400	
	82	279,400	355,600	386,000	408,700	452,000		
	83	280,500	356,500	386,800	409,600	452,400		
	84	281,600	357,400	387,600	410,500	452,700		
	85	282,500	358,200	388,200	411,100	453,000		
	86	283,400	358,900	388,800	412,000	453,200		
	87	284,400	359,600	389,400	412,900	453,400		
	88	285,500	360,400	390,100	413,800	453,700		
	89	286,400	361,300	390,700	414,400	454,100		
	90	287,000	362,100	391,400	415,200	454,400		
	91	287,500	362,900	392,100	416,000	454,800		

	92	288,100	363,700	392,800	416,900	455,000		
	93	288,300	364,300	393,400	417,500	455,100		
	94	288,900	365,000	394,000	418,300	455,400		
	95	289,500	365,800	394,700	419,200	456,200		
	96	290,100	366,600	395,400	420,100	457,100		
	97	290,600	367,000	395,700	420,700	458,000		
	98	291,200	367,700	396,400	421,500	458,900		
	99	291,800	368,400	397,100	422,100	459,800		
	100	292,400	369,100	397,800	422,500	460,700		
	101	292,800	369,800	398,400	422,600	461,500		
	102	293,300	370,500	399,000	422,900			
	103	293,900	371,200	399,400	423,200			
	104	294,500	371,900	399,800	423,400			
	105	294,700	372,400	399,900	423,700			
	106		373,100	400,000	423,800			
	107		373,800	400,100	423,900			
	108		374,500	400,200	424,100			
	109		375,100	400,300	424,400			
	110		375,800	400,400	424,600			
	111		376,500	400,500	424,800			
	112		377,200	400,600	424,900			
	113		377,600	400,700	425,000			
	114		378,300	400,800	425,200			
	115		378,900	400,900	425,800			
	116		379,600	401,000	426,600			
	117		380,100	401,100	427,400			
	118		380,700					
	119		381,400					
	120		382,100					
	121		382,600					
	122		383,300					
	123		384,000					
	124		384,700					
	125		385,200					
	126		385,800					
	127		386,300					
	128		387,000					
	129		387,500					
再任用職員		227,200	244,400	276,400	303,000	303,800	345,100	394,900

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

給料表（2）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	138,600	167,800	194,800	214,600
	2	139,300	169,000	196,300	216,000
	3	140,000	170,200	197,800	217,400
	4	140,700	171,400	199,300	218,900
	5	141,200	172,600	200,800	220,500
	6	142,000	174,000	202,400	221,500
	7	142,800	175,400	204,000	222,500
	8	143,600	176,800	205,600	223,700
	9	144,500	178,100	206,900	225,100
	10	145,400	179,500	208,400	226,600
	11	146,300	180,900	209,500	227,900
	12	147,300	182,300	210,700	229,400
	13	148,000	183,600	211,100	230,800
	14	149,000	185,000	212,100	232,300
	15	150,000	186,400	212,900	233,700
	16	151,000	187,800	214,000	235,200
	17	151,900	189,000	214,600	236,800
	18	152,900	190,400	216,000	238,400
	19	153,900	191,800	217,400	240,000
	20	154,900	193,200	218,900	241,300
	21	155,900	194,500	220,500	242,900
	22	156,800	196,000	221,500	244,600
	23	157,700	197,500	222,500	246,200
	24	158,600	199,000	223,700	248,000
	25	159,500	200,400	225,100	249,600
	26	160,400	201,900	226,700	251,200
	27	161,300	203,400	228,100	252,800
	28	162,200	205,000	229,700	254,400
	29	163,000	206,400	230,900	256,100
	30	164,200	207,900	232,400	257,800
	31	165,300	209,000	233,800	259,500
	32	166,400	210,200	235,300	261,300
	33	167,200	210,500	236,900	262,900
	34	168,400	211,600	238,500	264,600
	35	169,600	212,500	240,100	266,200
	36	170,800	213,700	241,400	267,900
	37	172,000	214,500	243,000	269,300
	38	173,300	215,900	244,700	270,900
	39	174,600	217,300	246,300	272,500
	40	175,900	218,800	248,100	274,000
	41	177,200	220,400	249,700	275,700
	42	178,600	221,400	251,300	277,500
	43	180,000	222,300	253,000	279,200
	44	181,400	223,400	254,700	281,000
	45	182,500	224,400	256,300	282,700
	46	183,900	225,800	258,000	284,400

	47	185,300	227,000	259,700	286,200
	48	186,700	228,400	261,400	288,000
	49	187,900	229,700	262,700	289,400
	50	189,200	231,000	264,000	291,000
	51	190,500	232,200	265,200	292,600
	52	191,800	233,600	266,600	294,100
	53	193,100	234,900	267,700	295,800
	54	194,400	236,100	269,100	297,500
	55	195,700	237,300	270,600	299,100
	56	197,000	238,500	272,100	300,800
	57	198,400	239,900	273,500	302,200
	58	199,700	241,200	275,000	303,800
	59	201,000	242,500	276,400	305,500
	60	202,300	243,900	277,800	307,200
	61	203,600	245,100	279,300	308,500
	62	204,900	246,400	280,600	309,900
	63	205,800	247,700	281,900	311,300
	64	206,900	249,100	283,100	312,700
	65	207,200	250,300	284,600	313,900
	66	207,900	251,400	285,900	315,200
	67	208,600	252,600	287,200	316,500
	68	209,500	253,800	288,500	317,800
再任	69	210,200	255,000	289,600	319,000
用職	70	211,300	256,100	290,900	320,300
員以	71	212,200	257,100	292,200	321,600
外の	72	213,300	258,100	293,400	322,900
職員	73	214,500	259,000	294,600	324,100
	74	215,200	260,100	295,800	325,300
	75	215,900	261,200	297,000	326,500
	76	216,800	262,400	298,100	327,700
	77	217,500	263,400	299,200	328,900
	78	218,600	264,600	300,300	330,000
	79	219,600	265,700	301,400	331,100
	80	220,700	266,800	302,500	332,200
	81	221,600	268,000	303,500	333,200
	82	222,600	269,100	304,600	334,200
	83	223,600	270,200	305,700	335,300
	84	224,600	271,300	306,800	336,400
	85	225,700	272,300	307,700	337,400
	86	226,900	273,200	308,600	338,400
	87	228,000	274,200	309,600	339,500
	88	229,100	275,200	310,600	340,600
	89	230,100	276,000	311,600	341,500
	90	231,100	276,800	312,500	342,600
	91	232,000	277,600	313,500	343,600
	92	233,000	278,300	314,500	344,700
	93	234,100	279,000	315,500	345,500
	94	235,100	279,800	316,400	346,400
	95	236,000	280,500	317,300	347,300
	96	237,000	281,200	318,200	348,200
	97	237,900	281,800	319,100	348,800

98	238,800	282,400	320,000	349,700
99	239,800	283,000	320,900	350,600
100	240,800	283,600	321,800	351,500
101	241,500	284,300	322,400	352,300
102	242,300	284,900	323,200	353,100
103	243,000	285,500	324,100	353,900
104	243,900	286,100	325,000	354,800
105	244,500	286,700	325,700	355,200
106	245,200	287,300	326,500	355,700
107	245,900	287,900	327,300	356,300
108	246,600	288,400	328,100	356,900
109	247,400	289,000	328,800	357,400
110	247,900	289,500	329,600	357,700
111	248,500	290,000	330,400	358,100
112	249,200	290,400	331,200	358,400
113	249,700	290,900	331,800	358,700
114	250,200	291,300	332,500	358,800
115	250,700	291,700	333,200	358,900
116	251,200	292,200	333,800	359,000
117	251,700	292,500	334,500	359,200
118	252,200	292,900	335,200	359,400
119	252,700	293,200	335,900	359,600
120	253,300	293,700	336,600	359,800
121	253,400	294,100	337,200	360,100
122	253,900	294,500	337,800	360,300
123	254,400	294,900	338,500	360,500
124	255,000	295,400	339,200	360,700
125	255,200	295,700	339,700	360,900
126	255,700	296,100	340,200	
127	256,100	296,500	340,700	
128	256,500	296,900	341,200	
129	257,100	297,200	341,800	
130	257,500	297,600		
131	257,800	298,000		
132	258,200	298,400		
133	258,400	298,700		
134		299,000		
135		299,400		
136		299,800		
137		300,000		
138		300,300		
139		300,600		
140		301,000		
141		301,200		
再任用職員	224,400	226,400	232,700	264,900

備考

- この表は、浄水技能員、自動車運転手、自動車整備士、一種業務員、二種業務員その他別に管理者が定める職員に適用する。
- 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級15号給の給料月額に相当する額とする。

給料表（3）

号給	給料月額
	円
1	373,000
2	421,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

付 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成29年12月22日から施行する。ただし、第11条第1項にただし書を加える改正規定、同条第2項第2号の改正規定、同項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に1号を加える改正規定、同条第3項及び第4項の改正規定並びに付則第8項から第10項までの規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規程（前項ただし書に規定する規定を除く。）による改正後の北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程（次項並びに付則第6項及び第7項において「改正後の規程」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(適用日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

3 平成29年4月1日（以下「適用日」という。）からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の規程の規定による当該適用又は異動の日における号給は、別に管理者の定めるところによる。

(適用日前の異動者の号給の調整)

4 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

5 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、改正前の規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成30年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

6 施行日から平成30年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなる職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のある職員の当該適用又は異動の日における号給については、まず改正前の規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、

別に管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 7 改正後の規程の規定を適用する場合において、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(平成33年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 8 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、付則第1項ただし書に規定する改正規定による改正後の北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程(以下「改正後の規程」という。)第11条第1項ただし書の規定は適用せず、同条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき7,500円(給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるものにあつては、4,000円)、前項第2号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族については1万1,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下この項及び次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき9,000円(職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については1万1,000円)、同項第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき7,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあつては、そのうち1人については1万円)」とする。

- 9 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の規程第11条第1項ただし書の規定は適用せず、同条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるものにあつては、4,000円)、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」とする。

- 10 平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間は、改正後の規程第11条第1項ただし書の規定は適用せず、同条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「が6級」とあるのは「が6级以上」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」とする。

(委任)

- 11 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

北九州市交通局管理規程第6号

北九州市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年12月20日

北九州市交通局長 吉田茂人

北九州市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

北九州市交通局企業職員の給与に関する規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
第11条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき7,500円（企業職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるものにあつては、4,000円）、同項第2号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

第11条第4項中「（第2項第2号に該当する扶養親族たる子に限る。以下この項において同じ。）」を削り、「（以下」の次に「この項において」を加える。

別表第1から別表第2の2までを次のように改める。

別表第1（第2条関係）

企業職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	150,400	221,100	251,100	258,900	305,600	343,500
	2	151,500	223,100	253,100	261,000	307,900	346,300
	3	152,600	225,100	255,000	263,200	310,200	349,100
	4	153,700	227,100	257,000	265,600	312,600	351,900
	5	154,900	229,200	258,900	267,800	314,800	354,600
	6	156,200	231,200	261,000	270,100	317,200	357,500
	7	157,500	233,200	263,200	272,400	319,500	360,300
	8	158,800	235,200	265,600	274,700	322,000	363,200
	9	159,900	237,200	267,600	277,000	324,200	366,100
	10	161,600	239,100	269,900	279,300	326,700	368,700
	11	163,300	240,600	272,200	281,400	328,900	371,300
	12	165,000	242,100	274,500	283,700	331,400	373,900
	13	166,800	242,800	276,600	286,000	333,500	376,500
	14	168,600	244,400	278,900	288,500	335,700	379,300
	15	170,400	245,900	281,000	290,900	337,900	382,100
	16	172,200	247,500	283,300	293,200	340,200	385,000
	17	173,900	249,000	285,400	295,400	342,400	387,700
	18	175,800	250,700	287,800	297,900	344,800	390,600
	19	177,700	252,300	290,100	300,300	347,200	393,500
	20	179,600	254,000	292,300	302,800	349,700	396,300
	21	181,400	255,800	294,700	305,000	352,000	399,100
	22	183,300	257,600	297,000	307,300	354,500	401,700
	23	185,200	259,600	299,200	309,600	357,000	404,300
	24	187,100	261,600	301,500	312,000	359,400	407,000
	25	189,100	263,300	303,600	314,100	361,900	409,300
	26	191,000	265,400	305,600	316,400	364,200	411,800
	27	192,900	267,400	307,800	318,600	366,500	414,300
	28	194,800	269,400	309,900	321,000	368,800	416,900
	29	196,800	271,200	311,800	323,200	370,900	419,400
	30	198,700	273,200	313,700	325,500	373,400	421,900
	31	200,600	275,000	315,700	327,700	375,800	424,400
	32	202,500	277,000	317,800	330,100	378,300	426,800
	33	204,500	278,900	319,900	332,100	380,500	429,200
	34	206,400	281,000	322,000	334,200	382,800	431,700
	35	208,300	283,100	323,800	336,300	385,100	434,200
	36	210,200	284,900	325,900	338,500	387,400	436,700
	37	212,100	286,900	327,700	340,600	389,500	439,100
	38	214,100	288,900	329,600	342,900	391,800	441,600
	39	216,100	291,000	331,500	345,200	394,100	444,000
	40	218,100	293,100	333,300	347,500	396,500	446,400
	41	219,900	295,200	335,200	349,700	398,700	449,000
	42	221,900	297,200	337,000	352,000	400,800	451,200

	43	223,900	299,200	338,800	354,300	402,900	453,400
	44	225,900	301,300	340,600	356,600	404,900	455,600
	45	227,600	303,300	342,400	358,800	406,900	457,700
	46	229,600	305,200	344,200	361,000	408,900	459,500
	47	231,600	307,200	346,000	363,200	410,900	461,400
	48	233,600	309,200	347,800	365,400	413,000	463,300
	49	235,300	311,400	349,600	367,400	414,900	464,800
	50	237,200	313,300	351,200	369,400	416,600	466,500
	51	238,700	314,900	352,900	371,400	418,400	468,200
	52	240,200	316,800	354,600	373,400	420,200	470,000
	53	240,700	318,400	356,100	375,300	421,700	471,700
	54	242,000	320,200	357,600	377,100	423,300	473,500
	55	243,200	322,000	359,000	379,000	425,000	475,300
	56	244,500	323,700	360,500	380,900	426,700	477,000
	57	245,700	325,500	362,000	382,400	428,200	478,700
	58	247,100	326,900	363,300	384,000	429,700	480,400
	59	248,400	328,300	364,700	385,700	431,100	482,100
	60	249,800	329,600	366,100	387,300	432,600	483,900
	61	251,100	331,100	367,200	388,800	434,100	485,500
	62	252,500	332,400	368,400	390,000	435,100	486,900
再任 用職 員以 外の 職員	63	254,100	333,600	369,700	391,200	436,200	488,100
	64	255,800	334,900	371,000	392,500	437,200	489,200
	65	257,200	336,100	372,100	393,600	438,000	489,900
	66	258,800	337,300	373,000	394,600	439,000	490,300
	67	260,400	338,600	374,000	395,700	440,000	490,700
	68	262,100	339,900	375,000	396,800	441,000	491,000
	69	263,400	341,000	375,800	397,700	441,800	491,300
	70	264,800	342,300	376,700	398,600	442,800	491,500
	71	265,900	343,500	377,600	399,500	443,800	491,800
	72	267,200	344,700	378,500	400,400	444,800	492,100
	73	268,600	346,000	379,300	401,100	445,700	492,600
	74	269,900	347,200	380,100	402,000	446,600	492,800
	75	271,300	348,500	381,000	402,900	447,600	493,100
	76	272,500	349,800	381,900	403,800	448,600	493,200
	77	273,600	350,900	382,600	404,500	449,200	493,500
	78	274,800	351,900	383,400	405,400	450,200	493,700
	79	276,100	352,900	384,200	406,300	450,900	494,600
	80	277,400	353,900	385,000	407,200	451,500	495,500
	81	278,500	354,700	385,300	407,900	451,700	496,400
	82	279,400	355,600	386,000	408,700	452,000	
	83	280,500	356,500	386,800	409,600	452,400	
	84	281,600	357,400	387,600	410,500	452,700	
	85	282,500	358,200	388,200	411,100	453,000	
	86	283,400	358,900	388,800	412,000	453,200	
	87	284,400	359,600	389,400	412,900	453,400	
	88	285,500	360,400	390,100	413,800	453,700	
	89	286,400	361,300	390,700	414,400	454,100	
	90	287,000	362,100	391,400	415,200	454,400	
	91	287,500	362,900	392,100	416,000	454,800	

92	288,100	363,700	392,800	416,900	455,000	
93	288,300	364,300	393,400	417,500	455,100	
94	288,900	365,000	394,000	418,300	455,400	
95	289,500	365,800	394,700	419,200	456,200	
96	290,100	366,600	395,400	420,100	457,100	
97	290,600	367,000	395,700	420,700	458,000	
98	291,200	367,700	396,400	421,500	458,900	
99	291,800	368,400	397,100	422,100	459,800	
100	292,400	369,100	397,800	422,500	460,700	
101	292,800	369,800	398,400	422,600	461,500	
102	293,300	370,500	399,000	422,900		
103	293,900	371,200	399,400	423,200		
104	294,500	371,900	399,800	423,400		
105	294,700	372,400	399,900	423,700		
106		373,100	400,000	423,800		
107		373,800	400,100	423,900		
108		374,500	400,200	424,100		
109		375,100	400,300	424,400		
110		375,800	400,400	424,600		
111		376,500	400,500	424,800		
112		377,200	400,600	424,900		
113		377,600	400,700	425,000		
114		378,300	400,800	425,200		
115		378,900	400,900	425,800		
116		379,600	401,000	426,600		
117		380,100	401,100	427,400		
118		380,700				
119		381,400				
120		382,100				
121		382,600				
122		383,300				
123		384,000				
124		384,700				
125		385,200				
126		385,800				
127		386,300				
128		387,000				
129		387,500				
再任用職員	227,200	244,400	276,400	303,000	303,800	345,100

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

別表第2（第2条関係）

企業職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	138,600	167,800	194,800	214,600
	2	139,300	169,000	196,300	216,000
	3	140,000	170,200	197,800	217,400
	4	140,700	171,400	199,300	218,900
	5	141,200	172,600	200,800	220,500
	6	142,000	174,000	202,400	221,500
	7	142,800	175,400	204,000	222,500
	8	143,600	176,800	205,600	223,700
	9	144,500	178,100	206,900	225,100
	10	145,400	179,500	208,400	226,600
	11	146,300	180,900	209,500	227,900
	12	147,300	182,300	210,700	229,400
	13	148,000	183,600	211,100	230,800
	14	149,000	185,000	212,100	232,300
	15	150,000	186,400	212,900	233,700
	16	151,000	187,800	214,000	235,200
	17	151,900	189,000	214,600	236,800
	18	152,900	190,400	216,000	238,400
	19	153,900	191,800	217,400	240,000
	20	154,900	193,200	218,900	241,300
	21	155,900	194,500	220,500	242,900
	22	156,800	196,000	221,500	244,600
	23	157,700	197,500	222,500	246,200
	24	158,600	199,000	223,700	248,000
	25	159,500	200,400	225,100	249,600
	26	160,400	201,900	226,700	251,200
	27	161,300	203,400	228,100	252,800
	28	162,200	205,000	229,700	254,400
	29	163,000	206,400	230,900	256,100
	30	164,200	207,900	232,400	257,800
	31	165,300	209,000	233,800	259,500
	32	166,400	210,200	235,300	261,300
	33	167,200	210,500	236,900	262,900
	34	168,400	211,600	238,500	264,600
	35	169,600	212,500	240,100	266,200
	36	170,800	213,700	241,400	267,900
	37	172,000	214,500	243,000	269,300
	38	173,300	215,900	244,700	270,900
	39	174,600	217,300	246,300	272,500
	40	175,900	218,800	248,100	274,000
	41	177,200	220,400	249,700	275,700
	42	178,600	221,400	251,300	277,500

	43	180,000	222,300	253,000	279,200
	44	181,400	223,400	254,700	281,000
	45	182,500	224,400	256,300	282,700
	46	183,900	225,800	258,000	284,400
	47	185,300	227,000	259,700	286,200
	48	186,700	228,400	261,400	288,000
	49	187,900	229,700	262,700	289,400
	50	189,200	231,000	264,000	291,000
	51	190,500	232,200	265,200	292,600
	52	191,800	233,600	266,600	294,100
	53	193,100	234,900	267,700	295,800
	54	194,400	236,100	269,100	297,500
	55	195,700	237,300	270,600	299,100
	56	197,000	238,500	272,100	300,800
	57	198,400	239,900	273,500	302,200
	58	199,700	241,200	275,000	303,800
	59	201,000	242,500	276,400	305,500
	60	202,300	243,900	277,800	307,200
	61	203,600	245,100	279,300	308,500
	62	204,900	246,400	280,600	309,900
	63	205,800	247,700	281,900	311,300
	64	206,900	249,100	283,100	312,700
	65	207,200	250,300	284,600	313,900
	66	207,900	251,400	285,900	315,200
	67	208,600	252,600	287,200	316,500
	68	209,500	253,800	288,500	317,800
再任	69	210,200	255,000	289,600	319,000
用職	70	211,300	256,100	290,900	320,300
員以	71	212,200	257,100	292,200	321,600
外の	72	213,300	258,100	293,400	322,900
職員	73	214,500	259,000	294,600	324,100
	74	215,200	260,100	295,800	325,300
	75	215,900	261,200	297,000	326,500
	76	216,800	262,400	298,100	327,700
	77	217,500	263,400	299,200	328,900
	78	218,600	264,600	300,300	330,000
	79	219,600	265,700	301,400	331,100
	80	220,700	266,800	302,500	332,200
	81	221,600	268,000	303,500	333,200
	82	222,600	269,100	304,600	334,200
	83	223,600	270,200	305,700	335,300
	84	224,600	271,300	306,800	336,400
	85	225,700	272,300	307,700	337,400
	86	226,900	273,200	308,600	338,400
	87	228,000	274,200	309,600	339,500
	88	229,100	275,200	310,600	340,600
	89	230,100	276,000	311,600	341,500
	90	231,100	276,800	312,500	342,600
	91	232,000	277,600	313,500	343,600

92	233,000	278,300	314,500	344,700
93	234,100	279,000	315,500	345,500
94	235,100	279,800	316,400	346,400
95	236,000	280,500	317,300	347,300
96	237,000	281,200	318,200	348,200
97	237,900	281,800	319,100	348,800
98	238,800	282,400	320,000	349,700
99	239,800	283,000	320,900	350,600
100	240,800	283,600	321,800	351,500
101	241,500	284,300	322,400	352,300
102	242,300	284,900	323,200	353,100
103	243,000	285,500	324,100	353,900
104	243,900	286,100	325,000	354,800
105	244,500	286,700	325,700	355,200
106	245,200	287,300	326,500	355,700
107	245,900	287,900	327,300	356,300
108	246,600	288,400	328,100	356,900
109	247,400	289,000	328,800	357,400
110	247,900	289,500	329,600	357,700
111	248,500	290,000	330,400	358,100
112	249,200	290,400	331,200	358,400
113	249,700	290,900	331,800	358,700
114	250,200	291,300	332,500	358,800
115	250,700	291,700	333,200	358,900
116	251,200	292,200	333,800	359,000
117	251,700	292,500	334,500	359,200
118	252,200	292,900	335,200	359,400
119	252,700	293,200	335,900	359,600
120	253,300	293,700	336,600	359,800
121	253,400	294,100	337,200	360,100
122	253,900	294,500	337,800	360,300
123	254,400	294,900	338,500	360,500
124	255,000	295,400	339,200	360,700
125	255,200	295,700	339,700	360,900
126	255,700	296,100	340,200	
127	256,100	296,500	340,700	
128	256,500	296,900	341,200	
129	257,100	297,200	341,800	
130	257,500	297,600		
131	257,800	298,000		
132	258,200	298,400		
133	258,400	298,700		
134		299,000		
135		299,400		
136		299,800		
137		300,000		
138		300,300		
139		300,600		
140		301,000		

	141		301,200		
再任用職員		224,400	226,400	232,700	264,900

備考

- 1 この表は、旅客自動車運転者、旅客自動車整備士その他別に管理者が定める職員に適用する。
- 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

別表第2の2（第2条関係）

企業職特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	373,000
2	421,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

付 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成29年12月22日から施行する。ただし、第11条第2項第2号の改正規定、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に1号を加える改正規定、同条第3項及び第4項の改正規定並びに付則第4項及び第5項の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程（前項ただし書に規定する規定を除く。）による改正後の北九州市交通局企業職員の給与に関する規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。
(改正後の規程の施行に関し必要な措置)
- 3 改正後の規程の施行に関し必要な措置については、北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年北九州市条例第35号）の規定が適用される職員の例によるものとする。
(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、付則第1項ただし書に規定する改正規定による改正後の北九州市交通局企業職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第11条第3項の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき7,500円（企業職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるものにあつては、4,000円）、同項第2号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族については1万1,000円、同項第2号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき9,000円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については1万1,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき7,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については1万円）」とする。
- 5 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の規程第11条第3項の規定の適用については、同項中「（企業職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるものにあつては、4,000円）、同項第2号」とあるのは「、同項第2号」とする。
(委任)
- 6 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要

な事項は、別に管理者が定める。

北九州市病院局管理規程第54号

北九州市病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年12月20日

北九州市病院局長 古川 義彦

北九州市病院局職員給与規程の一部を改正する規程

北九州市病院局職員給与規程（昭和43年北九州市病院局管理規程第5号）
の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第2条関係）

一 般 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	150,400	221,100	251,100	258,900	305,600	343,500
	2	151,500	223,100	253,100	261,000	307,900	346,300
	3	152,600	225,100	255,000	263,200	310,200	349,100
	4	153,700	227,100	257,000	265,600	312,600	351,900
	5	154,900	229,200	258,900	267,800	314,800	354,600
	6	156,200	231,200	261,000	270,100	317,200	357,500
	7	157,500	233,200	263,200	272,400	319,500	360,300
	8	158,800	235,200	265,600	274,700	322,000	363,200
	9	159,900	237,200	267,600	277,000	324,200	366,100
	10	161,600	239,100	269,900	279,300	326,700	368,700
	11	163,300	240,600	272,200	281,400	328,900	371,300
	12	165,000	242,100	274,500	283,700	331,400	373,900
	13	166,800	242,800	276,600	286,000	333,500	376,500
	14	168,600	244,400	278,900	288,500	335,700	379,300
	15	170,400	245,900	281,000	290,900	337,900	382,100
	16	172,200	247,500	283,300	293,200	340,200	385,000
	17	173,900	249,000	285,400	295,400	342,400	387,700
	18	175,800	250,700	287,800	297,900	344,800	390,600
	19	177,700	252,300	290,100	300,300	347,200	393,500
	20	179,600	254,000	292,300	302,800	349,700	396,300
	21	181,400	255,800	294,700	305,000	352,000	399,100
	22	183,300	257,600	297,000	307,300	354,500	401,700
	23	185,200	259,600	299,200	309,600	357,000	404,300
	24	187,100	261,600	301,500	312,000	359,400	407,000
	25	189,100	263,300	303,600	314,100	361,900	409,300
	26	191,000	265,400	305,600	316,400	364,200	411,800
	27	192,900	267,400	307,800	318,600	366,500	414,300
	28	194,800	269,400	309,900	321,000	368,800	416,900
	29	196,800	271,200	311,800	323,200	370,900	419,400
	30	198,700	273,200	313,700	325,500	373,400	421,900
	31	200,600	275,000	315,700	327,700	375,800	424,400
	32	202,500	277,000	317,800	330,100	378,300	426,800
	33	204,500	278,900	319,900	332,100	380,500	429,200
	34	206,400	281,000	322,000	334,200	382,800	431,700
	35	208,300	283,100	323,800	336,300	385,100	434,200
	36	210,200	284,900	325,900	338,500	387,400	436,700
	37	212,100	286,900	327,700	340,600	389,500	439,100
	38	214,100	288,900	329,600	342,900	391,800	441,600
	39	216,100	291,000	331,500	345,200	394,100	444,000
	40	218,100	293,100	333,300	347,500	396,500	446,400
	41	219,900	295,200	335,200	349,700	398,700	449,000
	42	221,900	297,200	337,000	352,000	400,800	451,200

再任 用職 員以 外の 職員	43	223,900	299,200	338,800	354,300	402,900	453,400
	44	225,900	301,300	340,600	356,600	404,900	455,600
	45	227,600	303,300	342,400	358,800	406,900	457,700
	46	229,600	305,200	344,200	361,000	408,900	459,500
	47	231,600	307,200	346,000	363,200	410,900	461,400
	48	233,600	309,200	347,800	365,400	413,000	463,300
	49	235,300	311,400	349,600	367,400	414,900	464,800
	50	237,200	313,300	351,200	369,400	416,600	466,500
	51	238,700	314,900	352,900	371,400	418,400	468,200
	52	240,200	316,800	354,600	373,400	420,200	470,000
	53	240,700	318,400	356,100	375,300	421,700	471,700
	54	242,000	320,200	357,600	377,100	423,300	473,500
	55	243,200	322,000	359,000	379,000	425,000	475,300
	56	244,500	323,700	360,500	380,900	426,700	477,000
	57	245,700	325,500	362,000	382,400	428,200	478,700
	58	247,100	326,900	363,300	384,000	429,700	480,400
	59	248,400	328,300	364,700	385,700	431,100	482,100
	60	249,800	329,600	366,100	387,300	432,600	483,900
	61	251,100	331,100	367,200	388,800	434,100	485,500
	62	252,500	332,400	368,400	390,000	435,100	486,900
	63	254,100	333,600	369,700	391,200	436,200	488,100
	64	255,800	334,900	371,000	392,500	437,200	489,200
	65	257,200	336,100	372,100	393,600	438,000	489,900
	66	258,800	337,300	373,000	394,600	439,000	490,300
	67	260,400	338,600	374,000	395,700	440,000	490,700
	68	262,100	339,900	375,000	396,800	441,000	491,000
	69	263,400	341,000	375,800	397,700	441,800	491,300
	70	264,800	342,300	376,700	398,600	442,800	491,500
	71	265,900	343,500	377,600	399,500	443,800	491,800
	72	267,200	344,700	378,500	400,400	444,800	492,100
	73	268,600	346,000	379,300	401,100	445,700	492,600
74	269,900	347,200	380,100	402,000	446,600	492,800	
75	271,300	348,500	381,000	402,900	447,600	493,100	
76	272,500	349,800	381,900	403,800	448,600	493,200	
77	273,600	350,900	382,600	404,500	449,200	493,500	
78	274,800	351,900	383,400	405,400	450,200	493,700	
79	276,100	352,900	384,200	406,300	450,900	494,600	
80	277,400	353,900	385,000	407,200	451,500	495,500	
81	278,500	354,700	385,300	407,900	451,700	496,400	
82	279,400	355,600	386,000	408,700	452,000		
83	280,500	356,500	386,800	409,600	452,400		
84	281,600	357,400	387,600	410,500	452,700		
85	282,500	358,200	388,200	411,100	453,000		
86	283,400	358,900	388,800	412,000	453,200		
87	284,400	359,600	389,400	412,900	453,400		
88	285,500	360,400	390,100	413,800	453,700		
89	286,400	361,300	390,700	414,400	454,100		
90	287,000	362,100	391,400	415,200	454,400		
91	287,500	362,900	392,100	416,000	454,800		

92	288,100	363,700	392,800	416,900	455,000	
93	288,300	364,300	393,400	417,500	455,100	
94	288,900	365,000	394,000	418,300	455,400	
95	289,500	365,800	394,700	419,200	456,200	
96	290,100	366,600	395,400	420,100	457,100	
97	290,600	367,000	395,700	420,700	458,000	
98	291,200	367,700	396,400	421,500	458,900	
99	291,800	368,400	397,100	422,100	459,800	
100	292,400	369,100	397,800	422,500	460,700	
101	292,800	369,800	398,400	422,600	461,500	
102	293,300	370,500	399,000	422,900		
103	293,900	371,200	399,400	423,200		
104	294,500	371,900	399,800	423,400		
105	294,700	372,400	399,900	423,700		
106		373,100	400,000	423,800		
107		373,800	400,100	423,900		
108		374,500	400,200	424,100		
109		375,100	400,300	424,400		
110		375,800	400,400	424,600		
111		376,500	400,500	424,800		
112		377,200	400,600	424,900		
113		377,600	400,700	425,000		
114		378,300	400,800	425,200		
115		378,900	400,900	425,800		
116		379,600	401,000	426,600		
117		380,100	401,100	427,400		
118		380,700				
119		381,400				
120		382,100				
121		382,600				
122		383,300				
123		384,000				
124		384,700				
125		385,200				
126		385,800				
127		386,300				
128		387,000				
129		387,500				
再任用職員	227,200	244,400	276,400	303,000	303,800	345,100

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

別表第2（第2条関係）

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表（1）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	257,500	384,100	397,100	489,600
	2	260,200	386,900	399,900	492,500
	3	262,900	389,600	402,700	495,400
	4	265,600	392,400	405,500	498,300
	5	268,200	394,900	408,000	501,000
	6	270,900	397,700	410,700	504,000
	7	273,600	400,500	413,400	507,000
	8	276,300	403,300	416,100	510,000
	9	278,900	406,000	418,600	512,700
	10	281,600	408,700	421,400	516,000
	11	284,200	411,400	424,200	519,300
	12	286,900	414,100	427,000	522,600
	13	289,500	416,500	429,400	525,600
	14	292,200	419,100	432,000	528,800
	15	294,800	421,700	434,600	532,000
	16	297,500	424,300	437,200	535,200
	17	300,200	426,400	439,500	538,400
	18	303,000	428,900	442,000	541,400
	19	305,700	431,300	444,500	544,400
	20	308,500	433,800	447,000	547,400
	21	311,100	436,100	449,300	550,300
	22	314,000	438,500	451,700	553,100
	23	316,900	440,900	454,100	555,900
	24	319,800	443,300	456,500	558,700
	25	322,500	445,600	458,900	561,200
	26	325,400	447,900	461,200	563,600
	27	328,200	450,200	463,500	566,000
	28	331,000	452,500	465,800	568,400
	29	333,800	454,600	468,000	570,900
	30	336,400	456,800	470,200	573,300
	31	338,800	459,000	472,400	575,700
	32	341,200	461,200	474,600	578,100
	33	343,500	463,100	476,500	580,400
	34	345,700	465,200	478,600	582,700
	35	348,100	467,300	480,700	585,000
	36	350,600	469,400	482,800	587,300
	37	353,000	471,300	484,700	589,500
	38	355,400	473,400	486,800	591,000
	39	357,600	475,500	488,900	592,500
	40	360,000	477,600	491,000	594,000
	41	362,400	479,400	492,800	595,300

	42	364,900	481,500	494,900	596,700
	43	367,400	483,600	497,000	598,100
	44	369,800	485,700	499,100	599,500
	45	372,100	487,300	501,100	600,700
	46	374,600	489,300	503,200	
	47	377,100	491,300	505,300	
	48	379,500	493,300	507,400	
	49	381,500	495,100	509,200	
	50	384,000	496,900	511,000	
	51	386,400	498,700	512,800	
	52	388,900	500,500	514,600	
	53	391,100	502,300	516,400	
	54	393,600	503,700	518,200	
	55	396,100	505,100	520,000	
再任	56	398,600	506,500	521,800	
用職	57	400,800	507,900	523,600	
員以	58	403,000	509,200	525,400	
外の	59	405,200	510,500	527,200	
職員	60	407,400	511,800	529,000	
	61	409,500	512,900	530,800	
	62	411,600	513,900	532,600	
	63	413,700	514,900	534,400	
	64	415,800	515,900	536,200	
	65	417,700	516,600	538,000	
	66	419,600	517,500	539,700	
	67	421,400	518,400	541,400	
	68	423,300	519,300	543,100	
	69	425,200	520,300	544,800	
	70	427,000	521,200	546,200	
	71	428,800	522,100	547,600	
	72	430,500	523,000	549,000	
	73	432,300	523,900	550,200	
	74	434,100	524,800	551,200	
	75	435,900	525,700	552,200	
	76	437,700	526,600	553,200	
	77	439,200	527,400	554,200	
	78	440,900	528,300	555,100	
	79	442,600	529,200	556,000	
	80	444,300	530,100	556,900	
	81	445,900	530,900	557,800	
	82	447,500	531,800	558,700	
	83	449,100	532,700	559,600	
	84	450,700	533,600	560,500	
	85	452,200	534,300	561,400	
	86	453,500	535,200	562,300	
	87	454,800	536,100	563,200	
	88	456,100	537,000	564,100	
	89	457,100	537,700	565,000	

90	458,300	538,600		
91	459,500	539,500		
92	460,700	540,400		
93	461,500	541,100		
94	462,400			
95	463,300			
96	464,200			
97	465,000			
98	465,800			
99	466,600			
100	467,400			
101	468,200			
102	469,000			
103	469,800			
104	470,600			
105	471,400			
106	472,200			
107	473,000			
108	473,800			
109	474,400			
110	475,200			
111	476,000			
112	476,800			
113	477,400			
114	478,100			
115	478,800			
116	479,500			
117	480,200			
特1				622,300
特2				643,900
再任用職員	310,200	369,300	435,100	516,000

備考

- 1 この表は、医師及び歯科医師である職員に適用する。
- 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、1級3号給の給料月額に相当する額とする。

イ 医療職給料表（２）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,400	221,100	251,100	258,900	305,600
	2	151,500	223,100	253,100	261,000	307,900
	3	152,600	225,100	255,000	263,200	310,200
	4	153,700	227,100	257,000	265,600	312,600
	5	154,900	229,200	258,900	267,800	314,800
	6	156,200	231,200	261,000	270,100	317,200
	7	157,500	233,200	263,200	272,400	319,500
	8	158,800	235,200	265,600	274,700	322,000
	9	159,900	237,200	267,600	277,000	324,200
	10	161,600	239,100	269,900	279,300	326,700
	11	163,300	240,600	272,200	281,400	328,900
	12	165,000	242,100	274,500	283,700	331,400
	13	166,800	242,800	276,600	286,000	333,500
	14	168,600	244,400	278,900	288,500	335,700
	15	170,400	245,900	281,000	290,900	337,900
	16	172,200	247,500	283,300	293,200	340,200
	17	173,900	249,000	285,400	295,400	342,400
	18	175,800	250,700	287,800	297,900	344,800
	19	177,700	252,300	290,100	300,300	347,200
	20	179,600	254,000	292,300	302,800	349,700
	21	181,400	255,800	294,700	305,000	352,000
	22	183,300	257,600	297,000	307,300	354,500
	23	185,200	259,600	299,200	309,600	357,000
	24	187,100	261,600	301,500	312,000	359,400
	25	189,100	263,300	303,600	314,100	361,900
	26	191,000	265,400	305,600	316,400	364,200
	27	192,900	267,400	307,800	318,600	366,500
	28	194,800	269,400	309,900	321,000	368,800
	29	196,800	271,200	311,800	323,200	370,900
	30	198,700	273,200	313,700	325,500	373,400
	31	200,600	275,000	315,700	327,700	375,800
	32	202,500	277,000	317,800	330,100	378,300
	33	204,500	278,900	319,900	332,100	380,500
	34	206,400	281,000	322,000	334,200	382,800
	35	208,300	283,100	323,800	336,300	385,100
	36	210,200	284,900	325,900	338,500	387,400
	37	212,100	286,900	327,700	340,600	389,500
	38	214,100	288,900	329,600	342,900	391,800
	39	216,100	291,000	331,500	345,200	394,100
	40	218,100	293,100	333,300	347,500	396,500
	41	219,900	295,200	335,200	349,700	398,700
	42	221,900	297,200	337,000	352,000	400,800
	43	223,900	299,200	338,800	354,300	402,900
	44	225,900	301,300	340,600	356,600	404,900

再任 用職 員以 外の 職員	45	227,600	303,300	342,400	358,800	406,900
	46	229,600	305,200	344,200	361,000	408,900
	47	231,600	307,200	346,000	363,200	410,900
	48	233,600	309,200	347,800	365,400	413,000
	49	235,300	311,400	349,600	367,400	414,900
	50	237,200	313,300	351,200	369,400	416,600
	51	238,700	314,900	352,900	371,400	418,400
	52	240,200	316,800	354,600	373,400	420,200
	53	240,700	318,400	356,100	375,300	421,700
	54	242,300	320,200	357,600	377,100	423,300
	55	243,900	322,000	359,000	379,000	425,000
	56	245,400	323,700	360,500	380,900	426,700
	57	246,900	325,500	362,000	382,400	428,200
	58	248,600	326,900	363,300	384,000	429,700
	59	250,200	328,300	364,700	385,700	431,100
	60	251,900	329,600	366,100	387,300	432,600
	61	253,600	331,100	367,200	388,800	434,100
	62	255,200	332,400	368,400	390,000	435,100
	63	257,200	333,600	369,700	391,200	436,200
	64	259,200	334,900	371,000	392,500	437,200
	65	260,800	336,100	372,100	393,600	438,000
	66	262,800	337,300	373,000	394,600	439,000
	67	264,700	338,600	374,000	395,700	440,000
	68	266,600	339,900	375,000	396,800	441,000
	69	268,300	341,000	375,800	397,700	441,800
	70	270,100	342,300	376,700	398,600	442,800
	71	271,600	343,500	377,600	399,500	443,800
	72	273,200	344,700	378,500	400,400	444,800
	73	275,000	346,000	379,300	401,100	445,700
	74	276,700	347,200	380,100	402,000	446,600
	75	278,300	348,500	381,000	402,900	447,600
	76	279,800	349,800	381,900	403,800	448,600
	77	281,500	350,900	382,600	404,500	449,200
	78	283,100	351,900	383,400	405,400	450,200
	79	284,800	352,900	384,200	406,300	450,900
	80	286,500	353,900	385,000	407,200	451,500
	81	288,200	354,700	385,300	407,900	451,700
	82	289,400	355,600	386,000	408,700	452,000
	83	290,800	356,500	386,800	409,600	452,400
	84	292,200	357,400	387,600	410,500	452,700
	85	293,400	358,200	388,200	411,100	453,000
	86	294,500	358,900	388,800	412,000	453,200
	87	295,700	359,600	389,400	412,900	453,400
	88	297,000	360,400	390,100	413,800	453,700
	89	298,300	361,300	390,700	414,400	454,100
	90	299,200	362,100	391,400	415,200	454,400
	91	299,900	362,900	392,100	416,000	454,800
	92	300,900	363,700	392,800	416,900	455,000
	93	301,600	364,300	393,400	417,500	455,100

94	302,100	365,000	394,000	418,300	455,400
95	302,600	365,800	394,700	419,200	456,200
96	303,100	366,600	395,400	420,100	457,100
97	303,500	367,000	395,700	420,700	458,000
98		367,700	396,400	421,500	458,900
99		368,400	397,100	422,100	459,800
100		369,100	397,800	422,500	460,700
101		369,800	398,400	422,600	461,500
102		370,500	399,000	422,900	
103		371,200	399,400	423,200	
104		371,900	399,800	423,400	
105		372,400	399,900	423,700	
106		373,100	400,000	423,800	
107		373,800	400,100	423,900	
108		374,500	400,200	424,100	
109		375,100	400,300	424,400	
110		375,800	400,400	424,600	
111		376,500	400,500	424,800	
112		377,200	400,600	424,900	
113		377,600	400,700	425,000	
114		378,300	400,800	425,200	
115		378,900	400,900	425,800	
116		379,600	401,000	426,600	
117		380,100	401,100	427,400	
118		380,700			
119		381,400			
120		382,100			
121		382,600			
122		383,300			
123		384,000			
124		384,700			
125		385,200			
126		385,800			
127		386,300			
128		387,000			
129		387,500			
再任用職員	229,700	244,400	276,400	303,000	303,800

備考

- 1 この表は、薬剤師、栄養士、臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科技工士及びあん摩マッサージ指圧師である職員に適用する。
- 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 薬剤師 1級23号給の給料月額に相当する額
 - (2) 臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び言語聴覚士 1級19号給の給料月額に相当する額
 - (3) 栄養士及び衛生検査技師 1級13号給の給料月額に相当する額
 - (4) 歯科技工士及びあん摩マッサージ指圧師 1級3号給の給料月額に相当する額

ウ 医療職給料表（3）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	166,100	186,000	247,100	257,200	284,300	330,400
	2	167,200	187,500	249,600	259,700	286,000	332,900
	3	168,300	189,000	252,100	262,200	287,800	335,300
	4	169,400	190,500	254,600	264,700	289,800	337,800
	5	170,600	192,100	257,200	267,000	291,500	340,100
	6	171,800	193,900	259,700	268,800	293,500	342,600
	7	173,000	195,700	262,200	270,000	295,300	345,000
	8	174,200	197,500	264,700	271,400	297,300	347,400
	9	175,400	199,300	267,000	272,200	299,100	349,700
	10	176,700	201,200	268,800	273,600	301,000	351,800
	11	178,000	203,100	270,000	275,100	302,900	353,800
	12	179,300	205,000	271,400	276,700	304,800	355,900
	13	180,600	206,900	272,200	278,100	306,700	358,000
	14	182,000	208,800	273,600	279,700	308,700	360,600
	15	183,400	210,700	275,100	281,300	310,700	363,200
	16	184,800	212,600	276,700	282,700	312,600	365,900
	17	186,000	214,400	278,100	284,300	314,400	368,500
	18	187,500	216,300	279,600	286,000	316,500	371,100
	19	188,900	218,200	281,100	287,800	318,500	373,700
	20	190,400	220,100	282,700	289,800	320,600	376,300
	21	191,900	222,000	284,200	291,500	322,200	378,800
	22	193,600	223,900	285,800	293,500	324,300	381,300
	23	195,300	225,800	287,500	295,300	326,400	383,800
	24	197,000	227,700	289,400	297,300	328,500	386,300
	25	198,700	229,500	291,100	298,900	329,900	388,600
	26	200,500	231,400	293,000	300,700	331,900	391,000
	27	202,300	233,300	294,700	302,500	333,800	393,400
	28	204,100	235,200	296,600	304,400	335,800	395,900
	29	205,600	237,000	298,100	306,200	337,700	398,200
	30	207,400	239,500	299,800	308,200	339,700	400,600
	31	209,200	242,000	301,500	310,200	341,500	403,000
	32	211,000	244,500	303,300	312,000	343,400	405,400
	33	212,600	247,100	305,000	313,600	345,200	407,700
	34	214,300	249,600	306,900	315,400	347,100	410,100
	35	216,000	252,100	308,800	317,200	348,900	412,500
	36	217,700	254,600	310,500	319,100	350,800	414,900
	37	219,400	257,200	312,000	320,900	352,400	417,300
	38	221,100	259,700	313,800	322,900	354,400	419,500
	39	222,800	262,200	315,400	324,900	356,500	421,700
	40	224,500	264,600	317,200	326,800	358,500	424,000
	41	226,100	267,000	319,000	328,200	360,600	426,100
	42	227,800	268,800	320,800	330,100	362,900	427,800
	43	229,500	270,000	322,700	332,000	365,200	429,500
	44	231,200	271,500	324,600	334,000	367,500	431,300

	45	232,800	272,200	325,800	335,700	369,600	432,900
	46	234,900	273,400	327,600	337,500	371,900	434,600
	47	237,000	274,700	329,400	339,200	374,100	436,400
	48	239,100	276,100	331,300	341,000	376,400	438,200
	49	241,200	277,500	332,900	342,700	378,600	439,800
	50	243,300	279,000	334,600	344,400	381,000	441,200
	51	245,400	280,500	336,300	346,200	383,400	442,700
	52	247,500	282,100	338,000	347,900	385,700	444,200
	53	249,400	283,500	339,500	349,400	387,700	445,500
	54	251,400	285,100	341,100	351,400	390,000	446,800
	55	252,900	286,800	342,700	353,400	392,400	448,100
	56	254,500	288,700	344,200	355,300	394,800	449,300
	57	255,300	290,400	345,500	357,400	396,800	450,600
	58	256,300	292,300	347,200	359,500	398,900	451,900
	59	257,300	294,100	348,800	361,600	401,000	453,200
	60	258,300	295,900	350,500	363,800	403,200	454,400
	61	259,500	297,400	352,300	365,800	405,500	455,400
	62	260,800	299,200	353,900	367,900	407,400	456,400
	63	262,100	300,800	355,600	369,900	409,400	457,400
	64	263,400	302,700	357,300	372,000	411,400	458,400
	65	264,500	304,300	358,900	374,000	413,200	459,400
	66	265,700	306,000	360,600	376,100	414,900	460,300
	67	267,000	307,800	362,300	378,300	416,700	461,200
	68	268,500	309,500	363,900	380,500	418,500	462,100
	69	270,000	311,200	365,300	382,500	420,200	462,800
	70	271,400	313,000	366,900	384,400	421,700	463,700
	71	272,800	314,700	368,600	386,300	423,200	464,500
	72	274,300	316,400	370,300	388,300	424,600	465,400
	73	275,500	318,200	371,800	390,200	426,000	466,000
	74	276,800	319,900	373,400	391,900	427,400	466,600
再任	75	278,000	321,700	374,900	393,600	428,800	467,200
用職	76	279,300	323,500	376,500	395,200	430,100	467,700
員以	77	280,700	324,900	377,800	396,800	431,200	467,800
外の	78	282,000	326,600	379,000	398,200	432,100	
職員	79	283,300	328,200	380,300	399,500	433,000	
	80	284,400	330,000	381,600	400,900	433,900	
	81	285,500	331,500	382,700	402,300	434,700	
	82	286,800	332,900	383,600	403,300	435,600	
	83	288,000	334,100	384,600	404,200	436,500	
	84	289,200	335,500	385,600	405,200	437,400	
	85	290,200	336,800	386,500	406,300	438,000	
	86	291,300	338,300	387,300	407,100	438,800	
	87	292,400	339,900	388,100	407,900	439,500	
	88	293,500	341,500	388,800	408,700	440,300	
	89	294,000	342,800	389,600	409,400	441,100	
	90	295,000	344,300	390,400	410,200	441,900	
	91	295,900	345,800	391,200	411,000	442,700	
	92	296,900	347,400	392,000	411,800	443,500	
	93	297,600	348,800	392,700	412,500	444,100	

94	298,500	350,400	393,500	413,300	444,900
95	299,300	352,000	394,300	414,000	445,700
96	300,200	353,500	395,100	414,800	446,500
97	300,800	354,800	395,700	415,500	447,100
98	301,900	356,300	396,500	416,200	447,500
99	303,000	357,800	397,300	417,000	447,900
100	304,000	359,200	398,100	417,800	448,300
101	304,900	360,600	398,700	418,400	448,700
102	305,900	361,700	399,400	419,200	448,900
103	307,000	362,900	400,200	420,000	449,100
104	308,100	364,100	401,000	420,800	449,200
105	309,000	365,100	401,500	421,600	449,300
106	310,000	366,200	402,200	422,400	
107	311,000	367,400	403,000	423,200	
108	312,000	368,600	403,800	423,900	
109	313,000	369,600	404,400	424,600	
110		370,600	405,200	425,300	
111		371,600	406,000	426,000	
112		372,600	406,800	426,800	
113		373,500	407,300	427,300	
114		374,300	408,000	428,100	
115		375,100	408,700	428,600	
116		375,900	409,300	429,100	
117		376,600	409,900	429,300	
118		377,400	410,300	429,600	
119		378,200	410,600	429,700	
120		378,900	410,900	429,800	
121		379,600	411,000	429,900	
122		380,300	411,100	430,000	
123		381,000	411,200	430,200	
124		381,700	411,300	430,400	
125		382,000	411,400	430,500	
126		382,600			
127		383,200			
128		383,700			
129		384,300			
130		384,900			
131		385,500			
132		386,100			
133		386,800			
134		387,400			
135		388,000			
136		388,600			
137		389,000			
138		389,600			
139		390,200			
140		390,800			
141		391,400			
142		392,000			

	143		392,600				
	144		393,200				
	145		393,700				
	146		394,300				
	147		394,900				
	148		395,500				
	149		396,100				
	150		396,700				
	151		397,300				
	152		397,900				
	153		398,400				
再任用職員		246,200	253,800	290,800	309,300	309,300	333,500

備考

- 1 この表は、助産師、看護師及び准看護師である職員に適用する。
- 2 任期付短時間勤務職員の基礎となる給料月額は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 助産師 2級7号給の給料月額に相当する額
 - (2) 看護師 2級3号給の給料月額に相当する額
 - (3) 准看護師 1級3号給の給料月額に相当する額

別表第3（第2条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	373,000
2	421,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

「

	円
308,000	
286,000	
284,800	
283,600	
282,400	
281,200	
280,000	
272,000	
264,000	
256,000	
248,000	
240,000	
236,100	
232,200	
228,300	
224,400	
220,500	
216,400	
212,300	
208,200	
204,100	
200,000	
199,400	
198,800	
198,200	
197,600	
197,000	
196,400	
195,800	
195,200	
194,600	
194,000	

」

別表第7中

を

「

	円
308,300	
286,300	
285,100	
283,900	
282,700	
281,500	
280,300	
272,300	
264,300	
256,300	
248,300	
240,300	
236,400	
232,500	
228,600	
224,700	
220,800	
216,700	
212,600	
208,500	
204,400	
200,300	
199,700	
199,100	
198,500	
197,900	
197,300	
196,700	
196,100	
195,500	
194,900	
194,300	

」

に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成29年12月22日から施行し、改正後の北九州市病院局職員給与規程の規定は、同年4月1日から適用する。

(その他)

- 2 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な措置については、北九州市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年北九州市条例第35号）の規定が適用される職員の例によるものとする。

北九州市立美術館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月20日

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会規則第31号

北九州市立美術館規則の一部を改正する規則

北九州市立美術館規則（昭和47年北九州市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「別表第3の左欄に定める設備」を「収蔵庫の冷暖房設備」に、「同表の右欄に定める額」を「30分又はその端数ごとに120円」に改める。

別表第3を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。